

E C 法的問題調査研究報告書

ーインターネットEDI版「データ交換協定書」の検討ー

平成 1 2 年 3 月

財団法人 日本情報処理開発協会
産業情報化推進センター

KEIRIN



この報告書は、競輪の補助金を受けて作成したものです。

は じ め に

近年において、我が国における産業の情報化は、企業内利用にとどまらず、産業間を横断的に網羅した企業間ネットワークの利用へと急速に拡大・進展してきた。新聞では、企業による電子商取引の展開や企業における情報技術の革新（IT）の必要性に関する記事が毎日のように掲載されている。これまで、企業間ネットワークは、主として VAN を利用して企業間を直接に回線接続して行われてきた。しかし、最近では、消費者取引のみならず、企業間の取引についても、インターネットを利用して電子取引が行われるようになってきている。

当センターでは、昭和 63 年度以来、法律の専門家および企業等の実務家による「電子取引調査研究委員会」を設けて、主に法的側面から電子取引の実態把握と問題の分析、対策等の検討を行ってきた。その後、委員会はその構成を若干変更し、「EC 法的問題調査研究委員会」として法的問題の検討を継続してきた。委員会は、主として受発注業務を対象として、EDI における取引契約を締結する場合における留意事項や参考となる契約条項の文例などを示し、紙ベースの取引と EDI による取引の相違点について検討し、その検討結果を報告書にとりまとめてきた。とくに、平成 7 年度には、その検討の成果を「EDI のデータ交換協定書（参考試案）」としてとりまとめた。企業が実際に EDI により受発注業務を行う場合に作成すべきデータ交換協定書の参考になることを期待していたものである。これについては、その後平成 9 年度に見直しを行い、「新しい企業間データ交換についての検討（2）」としてとりまとめた。これらは、いずれも VAN を利用して企業間を直接に接続した閉鎖的なネットワークシステムを前提としている。

他方で、企業が資材調達にインターネットのホームページを利用し始めたことに着目し、平成 8 年度以来、インターネットなどを利用したオープンネットワーク環境のもとでの電子データ交換も視野に入れ、検討を続けてきた。今年度は、実際にインターネットを利用して資材の受発注に関する業務を行っていたり、発注そのものも行おうとしている企業の協力を得て、インターネット EDI 版のデータ交換協定書の検討を行い、電子メール（E メール）型とウェブ（Web）型の協定書例をとりまとめた。

この協定書例が、我が国の EDI の一層の発展に寄与すれば幸いである。

最後に本調査研究の実施にあたってご協力をいただいた委員をはじめ、関係各位に対し、感謝の意を表する。とくに、短期間の間に集中的に検討をしていただいた部会の委員、実際に稼働しているシステムについて貴重な情報を提供していただいた企業、報告書の原案を起草していただいた吉田一雄委員に深く感謝したい。

平成 12 年 3 月

財団法人 日本情報処理開発協会
産業情報化推進センター

平成 11 年度 EC 法的問題調査研究委員会名簿

委員長	堀 部 政 男	中央大学 法学部	教 授
委 員	大 野 幸 夫	新潟大学 法学部	教 授
"	曾 野 和 明	帝塚山大学 法政策学部	教 授
"	杉 田 雅 彦	(財)日本貿易関係手続簡易化協会	常務理事
"	種 部 信 夫	(社)日本電子機械工業会 EDI センター	事務局長
"	永 田 眞三郎	関西大学 法学部	教 授
"	中 原 志 郎	日本電信電話(株) 第 4 部門法務担当	
"	中 島 真 志	(財)金融情報システムセンター	
		調査企画部	部 長
"	野 村 豊 弘	学習院	常務理事
"	本 田 八 郎	日本通運(株) IT 改革本部	担当部長
"	松 尾 明	中央監査法人 システム監査部	公認会計士
"	松 本 恒 雄	一橋大学 法学部	教 授
"	村 上 統 英	住友化学工業(株)情報システム部	主席スタッフ
"	室 町 正 実	東京丸の内法律事務所	弁 護 士

平成 11 年度 インターネット EDI に関する法的問題検討部会名簿

主 査	野 村 豊 弘	学習院	常務理事
委 員	大 野 幸 夫	新潟大学 法学部	教 授
"	小 川 憲 久	紀尾井坂法律特許事務所	弁 護 士
"	永 田 眞三郎	関西大学 法学部	教 授
"	本 山 敦	愛知大学 法学部	専任講師
"	弥 永 真 生	筑波大学 経営・政策科学研究科	助 教 授
"	吉 田 一 雄	清和大学 法学部	専任講師
"	斎 藤 洪 至	松下電器産業(株)	
		資材部 企画グループ	副 参 事
"	芳 賀 秀 雄	キヤノン(株) 生産 IT 推進センター	
		生産システム推進部生産システム開発室	室 長
"	稲 葉 豊	キヤノン(株) 生産 IT 推進センター	
		調達システム推進部 EC システム開発部	課長代理
"	伊 藤 正 志	ソニー(株) プロキュアメントセンター	
		渉外業務部	課 長
"	笹 岡 憲 史	ソニー(株) プロキュアメントセンター	
		企画部システム企画グループ	課 長
ワザ・ハ	宇津木 茂 男	東芝物流(株) 業務部	副 部 長
"	小笠原 剛	TDK(株) 情報システム部情報技術部	部 長
"	日向野 一 幸	(株)セゾン情報システムズ	
		流通システム事業部流通システム第一営業部	マネージャー
"	藤 野 裕 司	蝶理情報システム(株)	
		システム営業本部プロダクトマーケティング部	副 査
"	星 野 隆 一	(財)建設業振興基金	
		建設産業情報化推進センター	部 長
"	高 取 敏 夫	(財)日本情報処理開発協会	
		企業間電子商取引推進機構 総務部	次 長
"	石 黒 栄 治	(財)日本情報処理開発協会	
		企業間電子商取引推進機構 プロジェクト推進部	主任研究員
"	三 浦 義 彦	(財)日本情報処理開発協会	
		企業間電子商取引推進機構 プロジェクト推進部	主任研究員
"	平 井 吉 光	電子商取引実証推進協議会 事務局	次 長

目 次

1. 序論	1
1.1 状況分析(歴史的経緯)	1
1.2 目的	1
1.3 従来型 EDI との相異	2
1.4 基本原則	2
1.4.1 企業間	2
1.4.2 安定的継続的取引関係	4
1.4.3 当事者の対等性に関する問題意識	4
1.4.4 通信回線のオープン性	5
1.4.5 業界の取引慣行	5
1.4.6 国際的動向	5
1.4.7 展望	6
1.4.8 インターネット EDI の 3 タイプ	7
1.4.9 電子署名・認証に関する立法準備の状況	10
2. 協定例(E メール型)	12
3. 協定例(Web 型)	15
4. 協定例の解説	18
4.1.1 企業間 EDI: 事前の関係	18
4.1.2 インターネット EDI: 通信回線【E メール型/Web 型】	20
4.2 インターネット EDI におけるデータ交換協定の位置づけ	22
4.3 データ交換協定書の対象	24
4.4 各種強行法規違反の回避のための配慮	25
4.4.1 表現形式: 両当事者に等しく適用される表現	25
4.4.2 個別問題の処理	25
4.4.2.1 基本契約・データ交換協定・運用マニュアルのどこで処理すべきか	25
4.4.2.2 両当事者の合意の有効性	27
4.4.2.2.1 合意の合理性	27
4.4.2.2.2 効果帰属	28
4.5 データ交換協定書の内容: 契約の成立	28
4.5.1 データ交換と取引(受発注)契約の関係	28
4.5.1.1 個別契約の成立構成の場合【E メール型/Web 型】	29

4.5.1.2 出荷指図構成の場合	31
4.6 データ交換の条項	32
4.6.1 定義規定【E メール型／Web 型】	32
4.6.2 データ交換の安全および信頼確保のための手順【E メール型】	33
4.6.2 データ交換の安全および信頼確保のための手順【Web 型】	35
4.6.3 データの伝達【E メール型／Web 型】	36
4.6.4 読み出し不能データの取り扱い【E メール型／Web 型】	37
4.6.5 受信確認【E メール型】	39
4.6.5 (受信確認) Web 管理者側のチェック義務【Web 型】	42
4.6.6 データの確定【E メール型／Web 型】	42
4.6.7 データの保存および交付	45
4.6.7.1 データの保存および交付：一般的手法	45
4.6.7.1 データの保存および交付【E メール型】	45
4.6.7.1 データの保存および交付【Web 型】	47
4.6.7.2 データの保存および交付：証拠契約	48
4.7 危険負担	48
4.8 システム管理	49
4.8.1 責任分界【E メール型／Web 型】	49
4.8.2 管理水準	49
4.8.3 異常発生時の対応	50
4.8.4 システムの変更	50
4.9 費用負担	51
4.10 責任範囲の確定（賠償額の予定）	51
4.11 データ交換協定	52
4.11.1 有効期間・更新	52
4.12 運用マニュアル	53
4.12.1 改訂権者・手続き	53
4.12.2 内容	53

参照資料

1. データ交換協定書（参考試案） （平成 9 年度 EC 法的問題調査研究報告書より）	1
2. 関連強行法規	45
3. 全体構成のイメージチャート	61
4. 索引	65

1. 序論

1.1 状況分析（歴史的経緯）

産業情報化の流れは、古典的な相対による文書交換から、電話やファックスを利用したデータ伝達手段をへて、データそのものを電子化して、コンピュータを利用する段階に至っている。これまで、産業界は、固有回線の利用、またはVAN経由でのデータ交換の段階においては、一応の成果をあげてきた。しかし、国際的競争力の視点からは、一層の、資源の有効利用、経費削減、データの共有による事務の効率化、および各分野における時間短縮等の要請がある。それらに対応するために、一部には、いわゆるエクストラネットの導入も試みられてきたが、他方、急激なインターネットの拡大浸透に従い、インターネットを利用したデータ交換（以下「インターネットEDI」という）のメリットが注目されている。

その主なものは、従来の企業間直接接続・VAN・エクストラネットと比較して、

- (1) 導入・運用のコストの縮減
- (2) 既製のソフトウェアを利用する汎用性のある運用形態が可能であること
- (3) 通信費の縮減による頻繁な通信が可能となることに伴い、典型的には受発注の場合に、リードタイムが短縮されること
- (4) またそれにより、柔軟な在庫量調整が可能になること

等が、期待される点に存する。

1.2 目的

このたびの部会における検討は、上記のインターネットのメリットを企業間における電子的情報交換に導入するための法的側面の検討を目的とするものである。

後述のように、基本原則の項でより詳細に説明するが、ここで意図されているのは、第一に、インターネットを利用しての「企業間」の電子的情報交換であり、対消費者取引いわゆる「B to C」を検討対象とはしていない。第二に、仮に企業間であるとしても、消費者取引類似の、いわゆる一見の相手方も想定していない。

そのような意味では、従来、産業情報化推進センターにおいて検討されてきたEDIを、インターネット上で実現するための検討である。

1.3 従来型EDIとの相異

これまで、産業情報化推進センターにおいて検討されてきた「EDIデータ交換協定書（参考試案）」は、非常に汎用性を持ったものであり、基本的に、このたびの検討内容と矛盾する点はないと考えられる。

ただ、インターネットEDIには、手法として非常に多様なバリエーションがあり、広範な汎用性を理由とする漠然性が、これまでの参考試案を使いにくいものとしている傾向がある。それら多様なシステムないしパターンの全てに言及することは、膨大に過ぎるものであり、また、今後開発される手法の予想が困難であることは容易に理解される。しかし、基本的には、インターネットEDIが、後述するようにEメール型と、Web型とに大別され、それぞれには、また多様な手法があるにしても、法的側面から、注意すべき点を示し、当面予想される代表的なバリエーションごとに、一応の解決例を示すことで、インターネットEDIの導入を検討する際に、多少とも具体的に参照し易いものになることが、意図されている。

従来の参考試案が、VANを含めて検討対象としていたことに比べると、インターネットEDIの特殊性としては、特に、なりすまし等のセキュリティ問題、証拠確保・立証の問題、および、Eメール型の場合にはデータが相手方に確実に到達しているかを確認する手段などに、より具体的な配慮が必要となる。もっともこれらの点も、従来の参考試案で扱われていなかった問題ではない。

1.4 基本原則

従来のデータ交換協定書（参考試案）が、汎用性を意図して作成されたことに比べて、インターネットEDIを具体化するに際しては、このたびの部会参加企業等の現状認識等を踏まえて、従来の参考試案の基本原則に若干の相異が生じることは避けられない。次にその背景となる状況を説明する。

1.4.1 企業間

インターネットを利用した電子商取引は一般に企業間（B to B）と企業対消費者（B to C）に二分して論じられることが現段階では多い。この区分には、消費者保護的な政策的側面

を強調して、企業の競争力ないし情報管理能力と私人のそれとを対等でないと想定する前提があり、末端消費者としての企業であっても、企業であることをもって、企業間取引に区分することが一般であるようである。電子商取引一般における対消費者取引の比重はますます今日重くなっているが、本報告書の対象ではない。

このたびの部会における検討対象は、もっぱら、企業間の商取引を念頭に置くものであり、電子機器製造業の資材調達を基本としたものになった。もっとも、検討の過程では、流通業の受発注業務、および、建設業の見積依頼業務等の取り組み状況等を伺う機会も得て、共通の解決方法の有効性が確信される点多々あった。しかし、業界ごとの商慣行の相異もあり、現状で画一的な解決が可能ではないにしても、基本的な問題に関しては、業界の枠を越えて、貢献できる部分があると信ずる。

部分的にしる具体的に参考になると考えられるのは、建設業における見積・資材調達、流通業のようなほぼ毎日同等の発注が行われる場合、繊維・アパレル業のように品番・サイズ・リードタイム等が確定されやすい場合、生鮮・加工食品のように毎日の原材料生産量に幅があっても、製造ライン・消費は安定的な場合等々である。他方、物流において今後一層取り組まれると思われる貨物追跡、配達管理の検討には、その前提となる手法を提供するものとする。

また、製造業の資材調達における受発注を基本とするといっても、その前段階である、設計、および、見積依頼には、このたびの検討は恐らく部分的にしか妥当しないものになっている。これは、企業間で既になされた設計、および、見積合意等を踏まえての、定型的・反復的な受発注の部分をインターネットEDIで処理することのメリットが、このたびの検討対象の中心となっているためである。設計等の、個別的・個性的な特徴を有するものについては、CALSを踏まえての、他方、見積・入札等に関しては、よりオープンな関係性を前提とするので、それぞれ今後の課題として別途検討を要する。

決済の側面に関しても、このたびの検討範囲にはなく、将来の課題である。データの共有のメリットを考えると、決済まで一括して処理されることのメリットは大きい。現状の企業内の会計処理は、インターネットEDI導入までの状況にないと考えられる。例えば、月中にあった注文のどこまでを請求対象とするか、等の問題がある。ただし、一部、相殺の意思表示に関しては、十分に資材調達部門で可能であると考えられるので、触れるに留まるが若干言及する箇所がある。この点、EIAJ（(社)日本電子機械工業会）の新バージョンの標準規格書（EIAJ-EDI標準 1999年版）では、支払いIDが加わるため、決済業務についてもEDI化対象が拡大すると考えられる。

1.4.2 安定的継続的取引関係

インターネットはオープンネットワークであるといわれる。勿論そのことには異論はない。ただ、このたびの検討を通じて、明確に意識されるべきであると考えられることは、インターネットを利用した取引が、必ずしも「オープン」な取引には限らないということである。

すなわち、当事者間の関係のオープン性と、通信回線のオープン性とは区別されなければならない。具体的にいえば、企業間直接接続やVANにおいては、通信回線がクローズドであり、それを利用する当事者の関係もクローズドであった。インターネットは通信回線がオープンであり、一般的には誰でもが、どこにでもアクセスできるという意味で、未知の相手方と接触できる点では、当事者間もオープンな関係である。しかし、そのようなオープンな通信回線を利用する事に関して、既存の関係を有する当事者間で合意があるというような場合には、そのような取引関係自体は、クローズドなものである。企業間直接接続やVANを回線だけインターネットに置き換えるだけという例を想起すれば理解が容易である。

このたびの検討対象となるのは、そのような意味で、取引の両当事者間には既に安定的継続的關係が存する、クローズドな関係についてである。

具体的には、全ての接触がネット上で行われるものでなく、仮に先行してネット上で何らかの接触があるにしても、両当事者間で、EDIが行われる前に、基本契約、データ交換協定書、および、運用マニュアルが、ネット外で交換されるという前提がある。もっとも、将来的には、これらがネット上で交換され、しかる後に、EDIがなされるということも、ないとはいえないが、少なくとも現状では、全てがネット上で行われるという前提はとっていない。

1.4.3 当事者の対等性に関する問題意識

従来のデータ交換協定書（参考試案）は、対等な当事者間の公平性に留意していたが、わが国において、現実的に現段階でインターネットEDIの導入を進んで検討しているのは比較的大企業であり、その取引相手は、大企業よりは、いわゆる下請けや系列企業であることが多そうである。システムの導入に伴う設備投資や、その運用のための担当者設置、教育、費用等の負担が避けられないが、そのような状況において、下請け等がその負担を強いられる等の不当な契約には、各種強行法規が適用されることも、十分に視野に入れな

なければならない。

従って、競争力等において対等な当事者間という前提をはずして、当面、公正な取引方法であることを確保することにも留意せざるを得ない。

そのような考慮を、基本契約、データ交換協定書、および、運用マニュアルのいずれでなすべきか、または、性質上、網羅的に掲げることは困難であるが、具体的にはどのような強行法規による規制に、どのように対応する方法があるかを検討する。

1.4.4 通信回線のオープン性

専用回線を利用する企業間直接接続やVANとインターネットとで最も異なるのが、通信回線のオープン性である。

具体的には、なりすまし等に対するセキュリティ対策、メッセージの守秘性の確保、責任分界の確定、および、受発注者のいずれの責任にも属さない事故の取り扱い等の問題がある。

1.4.5 業界の取引慣行

各種業界の取引態様により、具体的取引慣行が大きく異なることは周知の通りである。

インターネットEDIの導入を機に、そのような慣行が望ましくない場合にはその部分を変更することを日論む試みもありうる。

ただし、現状では、歴史的経緯が示すように、VANやエクストラネット等にかえて、通信手段として、インターネットを利用しようとする立場が基本であり、その限りでは、従前の取引慣行はインターネット上であろうと、そのまま維持されることが一般に想定されている。従って、このたびの検討においても、特に一元化を図るといったことでなく、業界特有の取引慣行は業界ごとに考慮されるものとする。取引がインターネット上で行われることにともなって今後形成されるかも知れないが、ネット上の業界横断的な取引慣行はまだ確立されていない。

1.4.6 国際的動向

将来的には、国内のみならず国際的なインターネットEDIが当然視野に入れられなければならない。その意味では、UNCITRALモデル法をはじめとして、国際的動向との整合性

も検討されなければならない。

このたびの検討の過程では、そのような国際的動向の前提がややこの報告書の前提と相異している印象がある。すなわち、UNCITRALモデル法は当事者間の安定的継続的關係という前提よりも、オープンな関係を含む、より一般的な状況を念頭に置いている嫌いがあり、そのため、対消費者取引の要素を含むようにも思われる部分もある。一例として、いわゆる受信確認といわれるacknowledgement、またそれに対するconfirmationを要するという規定の仕方がある。この報告書においては、当事者の選択によりありうる多様な手法の一つとして、そのような可能性を掲げているが、通信の頻度とそれに掛かる費用の点で、实际的でないとしており、そのため、国際的動向との完全な一致には必ずしもこだわっていない。

1.4.7 展望

現状、多様なあり方の可能性を示しているインターネットEDIであるが、そのような可能性が淘汰され単一の方法に収斂するとは考えられない。そのシステムの複雑さや企業規模等により、後述するEメール型とWeb型の棲み分けが起こると思われる。また、従来のVANやエクストラネットその他の方法を完全に放逐するものとも思われない。例えば、既に既存の方法により、データを社内システムに取り込む仕組みを構築・運用している場合には、インターネットに変更することを強要することはできないし、それぞれの仕組みのメリット／デメリットを考慮して選択する幅があることが企業にとっては望ましい。従って、おそらく、どのビジネス・モデルによるかのシェアは変化するであろうが、様々な形で並存していくと思われる。

製品の製造に供される物品以外の物品であれば、消費者契約の拡大につれて、企業間のインターネットEDI自体も、当面の1対1から、1対 α （特定企業）、次いで1対N（不特定企業）へとオープン化していくかもしれない。

インターネットEDIの業務領域での展開は、まず、受発注に密接な見積依頼への拡大、次いでSCM(Supply Chain Management)への組み込みが近い将来のこととして予想される。決済への導入の動きもあるが、状況的にはさらに先の段階であろう。

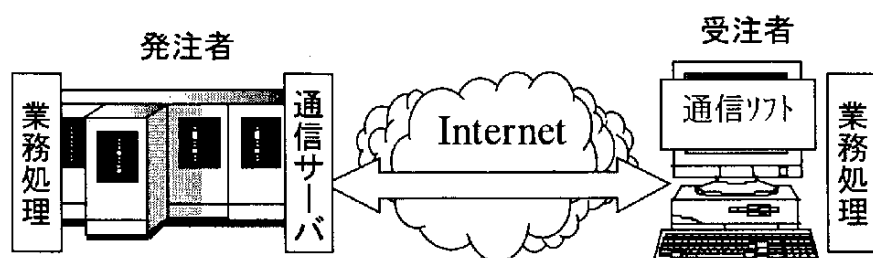
SCMに関しては、平成12年2月に財団法人日本情報処理開発協会企業間電子商取引推進機構から、SCM電子商取引モデル契約（ β 版）（<http://www.jecals.jipdec.or.jp/>）が発表されている。個別契約の成立をはじめとして、このたびの検討とは法律構成に相違がある。当該モデル契約が部品業者からメーカー、卸売業者、小売業者、及びそれらの間の流通業

をも念頭に置くことに由来する相違であると理解している。ただし、この度の当部会参加企業もインターネットEDIにすでにSCMの要素を取り込んでいる。将来的には、統一的、業界横断的な試みが要請されると見られる。

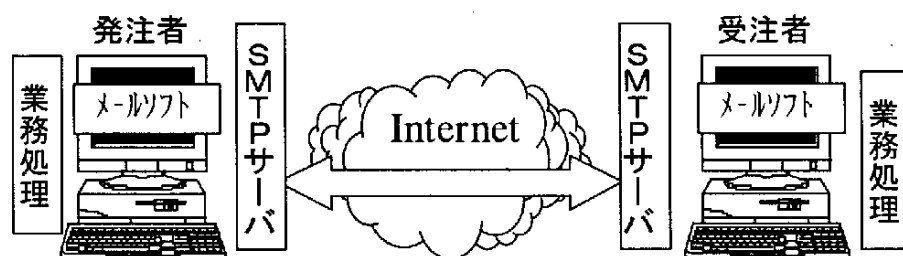
1.4.8 インターネットEDIの3タイプ

インターネットEDIは現在、大まかには、(1)ファイル転送型、(2)Eメール型、(3)Web型に分類される。(次ページ参照)

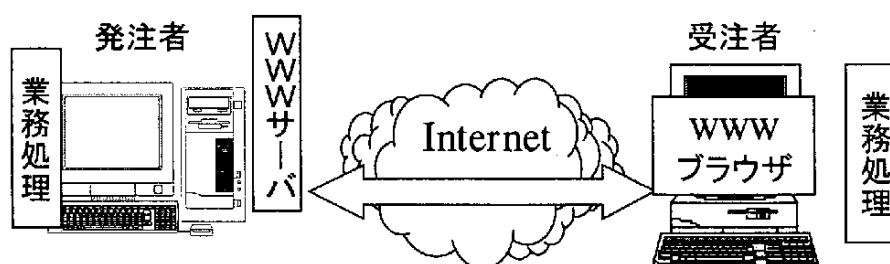
(1) ファイル転送型



(2) Eメール型



(3) Web型



(1) ファイル転送型

発注者側にある通信サーバを中心に、インターネットを利用して、同期方式で特定のメールソフトを用いてデータの送受信を行うものである。回線としてインターネットを利用しているが、発想的には企業間直接接続の場合の延長上にある。このタイプのEDIは従来のデータ交換協定書をそのまま利用できるタイプである。従って、本報告書では、以降、記述されない。

(2) Eメール型

インターネットを利用して、Eメールの仕組みを利用して非同期方式により、EDIを行うタイプ。相互にSMTPサーバを経由して、電子的データの交換を行うものである。Eメールというと、通常はテキスト・データが想起されるが、交換される電子的データはテキストファイルに限られず、また、敢えて電子的データを添付ファイルとして送付するわけでもない。そのような意味で、Eメールの仕組みを利用して、データ交換を行うと表現される。

メールソフトは、一般の汎用的なものを利用することが経済的負担を軽減することになる。ただし、後述するように、インターネットではメールが、不達、遅達、伝送途上でのエラー等が起こりうるが、一般のメールソフトでは、メールが受信されたことを発信者が確認する手段がないという問題がある。そこで、受信確認機能や、セキュリティ機能等を独自に組み込んだアプリケーションを相手方に配付して、そのメールソフトにより送受信を行う方法もある。

それぞれ送信者・受信者のSMTPサーバまでがコントロールの可能な範囲であり、一応、これと一致した責任範囲が想定される。インターネット上で発生するトラブルのリスクに関しては、危険負担の問題に属すると考えられる。

後述のWeb型の場合に比べて、サーバからメールの送信が均等になされるので回線に負担をかけないこと、注文頻度が何週間かに一度で、バラバラであり、いつ来るか予測できないような取引形態の場合でも自動受信に設定されていれば、受信者側は煩わしくないこと等のメリットが考えられる。

(3) Web型

インターネットを利用して、Web上で、EDIを行うタイプ。電子的データの交換は同期方式で行われる。図では発注者がWebサーバを有しているが、受注者がWebサーバを有するタイプもある。

ホームページは、データの秘匿のため、取引相手方ごとに作成され、暗証番号等により閲覧できるような仕組みがとられる。WWWブラウザを利用して閲覧するが、一般的には市販の汎用性あるブラウザが利用でき、経済的負担を軽減している。また、ブラウザから簡易入力により閲覧者側からデータ送信が可能な方法をとるのが一般的。

この点に関して、データの不正傍受に対する防御として、SSL(Secure Socket Layer)と呼ばれる統合暗号化プロトコルが利用されることが一般的である。利用者は、SSL対応のWWWブラウザを利用するだけで、特に意識されずに暗号化通信が成立するメリットがある。

Eメール型では、受信確認がないと、受信者への到達が判らないのが一般的であったのに対して、発信者(Web設置者)は相手側のアクセスの有無をログにより知りうるので、受信確認は問題とならない。

管理責任の範囲はほぼ全面的にWeb設置者側にある。

Eメール型の場合に比較し、回線への負担が大きいこと、アクセスした側は、プリントアウトやダウンロードしないとデータが残らないこと、という問題がある。

1.4.9 電子署名・認証に関する立法準備の状況

インターネットにはセキュリティ問題が付随する。その主なものは、メッセージの秘匿性が保障されないこと、Eメールの不達・遅達や到達順が相前後すること、データの改竄・変質、発信者・受信者のなりすましなどがある。そのような問題点に対する解決方法として最も重要であると考えられるのは、暗号を利用した技術である。特に、相手方の同一性確認、メッセージの真正性の確保を可能とするものに、電子署名および認証制度がある。

わが国においては、高度情報通信社会推進本部アクション・プラン(H11.4.16)で、電子署名が少なくとも手書き署名や押印と同等に通用する法的基盤を確立するため、国際的な整合性に配慮しつつ、平成11年度中に認証業務に関する制度整備に着手する(郵政省、通商産業省、法務省)と決定されており、産業構造転換・雇用対策本部「雇用創出・産業競争力強化のための規制改革」(H11.7.13)においては、電子認証制度等の在り方を検討し、平成11年度中に結論を得、その結論を踏まえて、所要の法律案を次期通常国会に提出するとされており、また、経済対策閣僚会議「経済新生対策」(H11.11.11)においては、インターネットを活用した電子商取引等を促進するために、相手方を確認する電子認証業務の健全な発展を促すとともに、電子署名が少なくとも手書きの署名や押印と同等に通用

する法的基盤を整備するため、電子認証業務に関する法整備を行うとされ、その準備が進められている。ただし、平成12年3月下旬の時点で、法案は確定しておらず引き続き検討が行われているため、この報告書で詳細な検討を行うことはできなかったが、インターネットEDIに欠かせない重要な問題であるので、概略を述べておく。

内容の第一は、電磁的記録の真正な成立の推定であり、電磁的記録に記録された情報について本人による一定の電子署名がなされているときは、真正に成立したものと推定する旨の規定を設けることである。電子署名技術に関しては、暗号（公開鍵暗号）が想定されるが、技術的中立性の確保のため、特定の暗号方式は限定しないことが望ましく、要件としては、その電子署名が署名の趣旨でなされたものであり、かつ改変があれば検証可能なことが規定される必要がある。

内容の第二は、いわゆる認証機関(Certification Authority(CA))に関して、一定の要件を満たした任意の申請をなす者に、特定認証業務に関する認定をなし、一定の義務を課し、特定認証業務の表示を認める制度を創設することである。また、外国の認証事業者等に関する取扱いに関する規定も必要である。

以上のような基本原則を踏まえると、本報告書の記述法は、次のようにならざるを得なかった。

あくまで、便宜のため、当面、Eメール型とWeb型それぞれの場合の、データ交換協定書の例をはじめに掲げる。

次に、手法として選択肢が想定される場合に、まず、法的に問題となりうる事項を掲げて、解説し、その後、選択肢ごとの解決方法を提示して、規定のバリエーションとして示す。その際、法的視点から多少の優劣があるように見える場合があるかも知れないが、あくまで、バリエーションであり、将来の新手法の登場も含めて、現状ではいずれかに固定される性格のものではないとの理解に立っている。

以下、文中の表現で、発注者、受注者と、発信者、受信者とが混在する部分があるが、明確に使い分けられていることに注意が必要である。たとえば、発注者は、発注データを発信する場合には発信者であるが、受注者が発信する受注データを受信する場合には受信者となる。発注者・受注者がただちに発信者・受信者には対応しない。

2. 協定例（Eメール型）

インターネット EDI データ交換協定書

_____（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における別紙記載の商品に関する継続的取引（以下「本件取引」という）に基づく個別の契約（以下「個別契約」という）を、〇〇システムを利用して、電子的なデータ交換により成立させることに關して次のとおり協定を締結する。

第1条 データ交換の実施

甲および乙は、本件取引に關する個別契約をデータ交換により成立させることに合意する。

第2条 定義規定

この協定書において、用いられる以下の語は、文脈上、別段の断りがない場合には、それぞれ次の意味で用いられるものとする。

「メールボックス」とは、データの発信者が、相手方に取引関係情報を提供するため、当該取引関係情報を記憶させて、当該相手方に受信可能ならしめる、当該相手方が指定したインターネット上のEメールアドレスによって表示されるメールサーバ上の電子ファイルをいう。

「受信確認」とは、甲の発注データが乙のメールボックスに書き込まれた旨のみを内容とする通知をいう。ただし、受信確認なしに乙の承諾の通知がなされた場合には、その承諾をもって受信確認と見做す。

第3条 運用マニュアル

1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、メッセージ構成、伝達するデータの種類、システムの稼働時間その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という）で定める。
2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、必要に応じ、甲乙間で協議を行い変更する。

第4条 データ交換の安全および信頼確保のための手順

甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めることに合意する。

- (1) 発信者の同一性の確認手順
- (2) 発信者の作成権限の確認手順
- (3) データ入力誤りの確認手順
- (4) 伝送途上におけるデータ変質の確認手順
- (5) その他甲および乙が合意する事項

第5条 データの伝達

データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、相手方のメールボックスに書き込むことにより行う。

第6条 読み出し不能データの取扱い

1. 伝達されたデータの読み出しができない場合データの受信者は、これらの事情を知った後、直ちに、相手方に対してその旨を_____により通知する。
2. 前項による通知がある場合、発信者は当該のデータを撤回したものとみなす。

第7条 受信確認

1. 乙は、甲の伝達にかかる発注データの受信確認をなすものとする。この受信確認の方法は、特段の指定のない限り_____の方法によるものとする。
2. 前項の受信確認を受領した場合、当該発注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。

第8条 データの確定

甲および乙は、伝達されたデータが第4条各号に定める安全確保のための手順にしたがって作成・伝送された場合には、それぞれ確認された事項につき受信データの内容が確定することに合意する。

第9条 個別契約の成立

1. 本件取引に関する個別契約は、乙が発注を承諾した時に成立する。
2. 甲の伝達にかかる発注データに対する乙の受信確認を甲が受領した後、〇〇日以内

にこれを拒絶する旨の意思表示がない場合には、乙は発注を承諾したものとみなす。

第10条 データの保存および交付

1. 甲および乙は、それぞれの発信にかかるデータおよび受信にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。
2. 保存および交付の細目に関しては運用マニュアルに定める。

第11条 費用負担

この協定に定めるデータ交換の運用に伴う費用の負担は別に定めるとおりとする。

第12条 システムの管理

1. 甲および乙は、データ交換が円滑かつ安全に実施されるようそれぞれシステムを管理するものとする。
2. システムの異常、故障発生時に伴う措置は、運用マニュアルに定めるところによる。

第13条 基本契約との関係

甲乙間で締結した本件取引に関する__年__月__日付基本契約書に定めた事項とこの協定に定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。

第14条 有効期間

この協定の有効期間は__年__月__日から__年__月__日までとし、期間満了の3カ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申出のない限り同一条件をもって更に__年継続するものとし、爾後も同様とする。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

3. 協定例 (Web 型)

インターネット EDI データ交換協定書

_____ (以下「甲」という) と _____ (以下「乙」という) とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における別紙記載の商品に関する継続的取引 (以下「本件取引」という) に基づく個別の契約 (以下「個別契約」という) を、〇〇システムを利用して、電子的なデータ交換により成立させることに關して次のとおり協定を締結する。

第1条 データ交換の実施

甲および乙は、本件取引に関する個別契約をデータ交換により成立させることに合意する。

第2条 定義規定

この協定書において、用いられる以下の語は、文脈上、別段の断りがない場合には、それぞれ次の意味で用いられるものとする。

第3条 運用マニュアル

1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、メッセージ構成、伝達するデータの種類、システムの稼働時間その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル (以下「運用マニュアル」という) で定める。
2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、必要に応じて、甲乙間で協議を行い変更する。

第4条 データ交換の安全および信頼確保のための手順

甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めることに合意する。

- (1) 発信者の同一性の確認手順
- (2) 発信者の作成権限の確認手順
- (3) データ入力誤りの確認手順
- (4) 伝送途上におけるデータ変質の確認手順

(5) その他甲および乙が合意する事項

第5条 データの伝達

データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、甲乙の合意したシステム上に書き込むことにより完了したものとみなす。

第6条 読み出し不能データの取扱い

1. 伝達されたデータの読み出しができない場合データの受信者は、これらの事情を知った後、直ちに、相手方に対してその旨を_____により通知する。
2. 前項による通知がある場合、発信者は当該のデータを撤回したものとみなす。

第7条 データの確定

甲および乙は、伝達されたデータが第4条各号に定める安全確保のための手順にしたがって作成・伝送された場合には、それぞれ確認された事項につき受信データの内容が確定することに合意する。

第8条 個別契約の成立

1. 本件取引に関する個別契約は、乙が発注を承諾した時に成立する。
2. 甲が発注データの書き込みを完了した後、〇〇日以内にこれを拒絶する旨の意思表示がない場合には、乙は発注を承諾したものとみなす。

第9条 データの保存および交付

1. ホームページの設定者は、ホームページの改訂歴、および全てのアクセス記録にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。
2. 保存および交付の細目に関しては運用マニュアルに定める。

第10条 費用負担

この協定に定めるデータ交換の運用に伴う費用の負担は別に定めるとおりとする。

第11条 システムの管理

1. 甲および乙は、データ交換が円滑かつ安全に実施されるようそれぞれシステムを管理するものとする。
2. システムの異常、故障発生時に伴う措置は、運用マニュアルに定めるところによる。

第12条 基本契約との関係

甲乙間で締結した本件取引に関する__年__月__日付基本契約書に定めた事項とこの協定に定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。

第13条 有効期間

この協定の有効期間は__年__月__日から__年__月__日までとし、期間満了の3カ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申出のない限り同一条件をもって更に__年継続するものとし、爾後も同様とする。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

4. 協定例の解説

(以下、節番号に【Eメール型】とあるものはEメール型に関する考慮事由を示し、【Web型】とあるものはWeb型に関する考慮事由を示す。【Eメール型／Web型】とあるものは、節以下の項目でEメール型とWEB型とに記述がわかる場合であり、何も付されていない場合にはEメール型とWEB型とで考慮事由に違いがなく、両者に共通する記述である。)

4.1.1 企業間EDI：事前の関係

<関連条文>

(Eメール型前文・Web型前文)

_____ (以下「甲」という) と _____ (以下「乙」という) とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における別紙記載の商品に関する継続的取引(以下「本件取引」という)に基づく個別の契約(以下「個別契約」という)を、〇〇システムを利用して、電子的なデータ交換により成立させることに関して次のとおり協定を締結する。

<解説>

従来の電子商取引においては、当事者間の法的関係と、利用する通信回線との間で、いわゆる「オープン」か「クローズド」かに関して、若干の混乱がある。通信回線の問題でいえば、専用回線を利用した企業間直接接続やVANは回線がクローズドであるのに対して、インターネットは通信回線自体がオープンである。これに対して、当事者間の関係に関しては、いわゆる一見の客の関係は、オープンな既存の関係のない間柄ということができるが、他方、既に事前の継続的、または安定的な関係を有する当事者間の間柄というものもありうる。そのような事前の関係を有する当事者間でインターネットを用いた商取引を行う場合をどう表現するのが適切であるかを、法的視点から見れば、「オープン」の語を避けることの方が望ましく思われる。

本報告が対象としているのは、企業間EDIであり、いわゆる B to B の商取引である。その点、消費者契約(いわゆる B to C)を当面の課題としていない。ただし、当然、仮に B to C であっても、事前の関係、または既存の関係を前提にする商取引はある。

ここで、事前の関係というのは一応、通信回線外で、電子商取引の前提となる合意を取引前に締結する場合を指す。いわゆる、従来のEDIにおける電子データ交換協定書、およびその基本契約がこの例に当たる。他方、既存の関係という意味は一応、事前の関係を含む概念ではあるが、将来予想されるような、基本契約や電子データ交換協定書が、通信回

線上で合意される場合には、それ以降の関係を指す。

そのような意味では、将来、通信回線上での見積発注などが、発注先として特定企業を選定せず、あらゆる企業を想定するような場合には、事前の関係も、既存の関係もなく、通信回線上で全ての手続きが行われることになるかも知れない。そのようなEDIであれば、「オープン」EDIと表現しても違和感がない。

但し、本報告におけるEDIは、そこまでのオープン性を前提としていない。その理由は、取引相手方の身元・信用確認を通信回線外で行う必要性があること。この問題は、認証制度の整備だけによっては解決されない。あるいは今回の部会が資材調達を中心に作業を進めてきた特殊性もあるかも知れないが、一方で、調達する部品等の品質検査が事前に必要であることに由来する。他方、従来の現場の慣行として、契約前に対面交渉の機会が持たれていることである。また、相手方の倒産といった事由に関しても、事前調査が必要である。たとえば、電子入札、見積徴集、商談等に関しても、もっぱら価格のみにより取引相手を決定するわけではなく、QCDS+E(Quality, Cost, Delivery, Service + Environment)を相対的に考慮して、品質審査、与信審査等が必ず行われるのが一般的である。

そのような前提で、従来のEDIデータ交換協定書（参考試案）を基本的には踏襲するものである。すなわち、基本契約を前提として、データ交換協定書、および運用マニュアルという構成には違いがない。ただし、通信手段としてインターネットを用いること、また、従来のいわゆるEメール型に加えて、Web型が検討対象となったことによる修正がある。

前文に関しては、若干の説明が必要である。

規定例として、Eメール型とWeb型を欄外に記してはあるが、前文のみならず、いずれの規定にも、それがEメール型か、Web型かを明記した部分はない。これは基本的に、データ交換協定書のタイトルとして記すまでもなく、選択されたシステム内容に沿って規定してあれば十分であるという考え方に基づいている。将来のビジネスモデルとしては、両者に属しない類型も現れるかも知れないし、また、両者を併用するようなモデルも当然予想される。従って、そのような場合には、少なくとも両当事者間で、特定される固有のシステムに関しては、これを明示しておく必要があり、それが「〇〇システムを利用し」という文言の意味である。名称その他は、当事者間で特定されるものであれば十分である。

この点に関して、システムのマイナーチェンジは、運用マニュアルにより変更手続きをなすものとし、または、「〇〇システム」の部分を読み替える1箇条を追加する等の方法があるが、大きな基本構造の変更等の場合には、データ交換協定書そのものを再締結する

ことが素直である。

なお、ここでいう「〇〇『システム』」はコンピュータシステムの意味でなく、むしろビジネスモデルに近い意味であり、第1条以下で用いられる「システム」と必ずしも同じ意味でないので、他箇所で言及する場合に、必ず固有名詞としての「〇〇システム」と呼称するか、または第2条の定義規定で明示することが望ましい。

4.1.2 インターネットEDI：通信回線【Eメール型／Web型】

＜解説＞

インターネットEDIには、大別してEメール型とWeb型がある。実際のシステム構成や、運用方法は多様であり、一様に論じられない。このたびの検討では、一般に発注者側からの申込みという構成を前提にするが、このうち、Eメール型でも、メールサーバを発注者側が管理する場合があります。また、Web型の場合には、発注者側がWebを有する場合と、受注者側が有する場合（おそらく、消費者取引では一般的想定）とがあることは注意を要するが、本報告では一応、発注者側がWebを有する場合を念頭に置いている。

従来のEDI電子データ交換協定書（参考試案）は、通信回線として専用回線を利用した企業間直接接続やVAN等のファイル転送型を最も基本に想定され、Eメールも想定範囲にあった。但し、広範な汎用性が念頭にあったため、エクストラネットは、ほぼ適用範囲内にあると見てよく、Eメール型インターネットEDIにもかなりの程度対応可能と見てよい。

Web型インターネットEDIに関しても、運用方法の各局面はEメール型にかなり近いもので、同様にかなりの程度対応している。

インターネットEDIとしての形態は、運用方法の多様性により、システムごとに問題の所在は異なるものとなるが、主たる問題は、次の各点である。

(1) 到達の意味

民法の意思表示の原則に照らして、相手方のどこに到達すればよいと考えるか。

従来のデータ交換協定書（参考試案）では、データの伝達は、「相手方メールボックスに書き込むことにより行う」（同参考試案第4条）とされていた。

特に、Eメール型では、メールボックスの所在が、企業間直接接続やVANの場合と異なる場合がある。またWeb型では、そもそもメールボックスが存在しない。Web型では受注側の読み出しに依拠する構成も可能であるが、発注データを発注側のWeb上の受注者の閲覧に供される領域に書き込むことと構成した。さらに、単に閲覧に供しうる状態に置いておくだけで（現実には読まれなかったとしても）到達と見てよいのかも問題となる。

(2) 受信確認

企業間直接接続やVANとはことなり、一般的には、インターネット上でEメールによるデータの到達を確認する手段がない。

はじめに、到達、受信、承諾等に関して、多少の概念の混乱を整理しておきたい。国際的にも特に概念の統一がなされているわけではないので、用語の意義の確定を意図するものではなく、問題点の整理のためであることを予め断っておく。

Eメール型のデータ伝送の流れに沿えば（運用方法により、いずれかの要素が省略されたり、複数の意味を担わされることがある）、①発注者が、発注データを発信し、（②通信回線上を伝送され、③受注者メールボックスに到達し、）④受注者側から（受注者の能動的な行動に限らず自動でという場合もあり、また、プロバイダーのサービスによる場合も考えられる）着いた旨のデータが、発注者に返信され、（⑤通信回線上を伝送され、⑥発注者メールボックスに到達する。）⑦受注者は、メール内容を確認して読み出し不能等の場合には、発注者に連絡し、⑧受注者は、内容が確認できれば、受注データを発注者に伝達する、（⑨通信回線上を伝送され、⑩発注者メールボックスに到達し、）⑪発注者側から着いた旨のデータが、受注者に返信され、（⑫通信回線上を伝送され、⑬受注者メールボックスに到達する）。

インターネットにおいては、上記②③、⑤⑥、⑨⑩、および⑫⑬それぞれにおいてメール不達、データ変質、および第三者介入のおそれがある。

従来のデータ交換協定書（参考試案）における、受信確認とは、「伝達されたデータが到達したという事実を通知することである。これは、伝達されたデータの内容を了知したことを意味するものではない。また、それ自体は、伝達されたデータの内容に対する受信者側の意思表示（例えば、申込に対する承諾）を意味するものでもない。」（同参考試案第6条（コメント））とされており、上記④および⑪がこれにあたると解される。ちなみに、⑧の承諾が、⑬の受信確認により成立する（同参考試案第8条）。しかし、通信コストの問題を別としても、この手順の煩雑さを縮減するため、たとえば、⑧の受注データ伝達をもって、④の受信確認を不要とするという方法が考えられるし、逆に④の受信確認があり、かつ例えば一定期間内に⑦の読み出し不能等の場合の連絡がなければ、承諾したものとするという合意の上で行動する、ということも考えられる。このような見做し承諾の場合には、発注者側に、受信確認の記録が残ることが、期間確定と、証拠の問題から重要である。

また、データ伝達はメールボックスへの書き込みによりなされる（Eメール型協定書第4条）とする場合、Eメール型で、プロバイダーのサービスにより受信確認がなされる場

合でもない限り、現実には、もっとも早い時点として、受信者がメールボックスからダウンロードする時点でしか、受信確認はなされない。したがって、見做し承諾を意図するとしても、その前提として、メールボックスへの到達後、なるべく早い時期にダウンロードすることが期待されないと、効率性は期待できなくなるところから、メールの定期的な読み出しを受信者の義務とすることが考えられる。

(3) (申込みに対する) 承諾

Eメール型の場合については、上記、受信確認で既に触れた。他方、Web型の場合には、ログの記録により、一般には、受注者側のアクセスの有無が発注者（Web設置者）に判るという点では、データの到達は明確である。何らかの書き込みをもって承諾の意思表示であると解することは自然であるが、仮に閲覧のみであった場合にも、見做し承諾をもって契約成立と構成することが、継続的安定的当事者間では便宜であると考えられる。

(4) 責任分界

管理者のいないインターネットであるといわれるが、プロバイダー（ないしアクセスポイント）までは、各利用者に責任を負わせることで異論はなかろう。プロバイダーから先のいずれの管理内にも属さない領域についての責任は、いずれも負わないとするのが一般的であると思われる。ただし、Eメール再送付の必要性等の事実上の責任は、不到達の不利益を負う発信側ということになろう。

Web型では発注者が管理するWeb上に、受注者のメールボックスが観念され、Eメール型の場合でもサーバを発注者が管理している場合には、管理者である発注者側に責任を負わせるのが妥当である。

4.2 インターネットEDIにおけるデータ交換協定の位置づけ

<関連条文>

(Eメール型第13条・Web型第12条)

基本契約との関係

甲乙間で締結した本件取引に関する__年__月__日付基本契約書に定めた事項とこの協定に定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。

第3条 運用マニュアル

1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、メッセージ構成、伝達するデータの種類、システムの稼働時間その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という）で定める。
2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、必要に応じ、甲乙間で協議を行い変更する。

<解説>

インターネットEDIの前提条件として、従来の企業間の継続的取引の際に締結される基本契約（書）を前提として、インターネットEDIの利用の際に付加されるデータ交換協定書、および運用マニュアルから構成される点では、従来のデータ交換協定書と同様である。

それぞれの規定内容に関しては、厳格な区別があるわけではないが、基本契約（書）においては、電子商取引でない従来の継続的取引の際に、規定されていた内容、例えば契約の目的、個別契約の成立方法、契約目的物の所有権の移転時期、代金決済方法、瑕疵担保責任、損害賠償、解除、裁判管轄などが想定される。

データ交換協定（書）はインターネットを利用するデータ交換を行う場合の基本的合意事項を規定するものとし、システム運用や電子データの内容など細部に関する事項は、運用マニュアルで別に定めることにした。そして運用マニュアルは、技術その他の環境の変化に対応して、比較的柔軟に繰り返し変更ないし改訂されていくことが想定されている。

実務上、データ交換協定書と一体をなす運用マニュアルのイメージが理解されにくいようである。現状では、発注企業側が作成して、受注企業側に配付している操作マニュアルがあり、これは受注企業側のコンピュータ等の実際の操作手順を記したもので、必ずしもここでいう運用マニュアルと完全に一致していない場合がある。

基本契約（書）とデータ交換協定書との間に相違がある場合には、後者が優先する。これは、基本契約（書）には、電子的データ交換を前提にしない条項も存在する可能性があるところから、電子的データ交換に適用するための措置である。

運用マニュアルの効力については、データ交換協定書と一体をなすものとして、実効性確保を考慮した。ただし、運用マニュアルと、データ交換協定書に齟齬が生じた場合の優先順位を規定しておくことが望ましく、また、運用マニュアルの変更による相違が生じる

場合にはデータ交換協定書も変更されるべきであろう。

データ交換協定書では、基本的には、両当事者の権利義務に係わる事項は規定されていないが、運用マニュアルにおいては、たとえば、異常発生時の損害拡大の防止や、拡大損害の賠償責任、費用負担等、権利義務に関する事項が規定される必要性ないし可能性がある。運用マニュアルの改訂が容易であることに鑑みて、両当事者の権利関係に直接影響を与える事項については、基本契約（書）で規定するか、少なくともデータ交換協定書において規定し、運用マニュアルだけで規定することは避けることが、実質的な両当事者間の公平にかなうであろう。

従来、EDIをめぐる用語の意義については、世界的な標準や統一の成果が必ずしも出ていないが、定義の問題はかなり重要性を有する。そこで、少なくとも定義規定を置くことはもちろん、運用マニュアルの頻繁な改訂を前提とする場合には、データ交換協定書および運用マニュアルそれぞれの中で定義規定を置くことが賢明である。

4.3 データ交換協定書の対象

EDIまたはインターネットEDIの発展段階に照らせば、現段階では受発注業務に焦点を当てているが、当面、広げて行くべき領域として想定されるのは、受発注に先立つ見積依頼、および受発注に付随する決済、さらには、SCMということになる。

このうち、見積依頼に関しては、基本契約（書）をどう構成するかという問題を別にして、契約の成立段階に関する規定は不要であるから、これを外した場合には、純粹にデータ交換協定書が利用でき、見積依頼の場合にも一応妥当する（有償・無償の別により、考慮が必要な場合がある）。ただし、基本契約（書）を前提にしている以上、1対1が基本であり、せいぜい複数特定企業を対象にする見積依頼に留まり、完全な不特定ではない。

また、Eメール型、Web型ともに、特定のアプリケーションやフォーマットを利用している場合には、システムの組み方にもよるが、受発注以外に対応できるようなデータのフォーマットに新たな工夫が必要になると思われる。

決済に関しては、セキュリティへの信頼等の技術的問題、および企業内の経理部門の実務を変更する必要性等の障碍によって、現段階での検討は困難であると判断した。但し、単独の意思表示で可能な、相殺に関しては、予め基本契約等で定めがある場合に、データ交換協定書に定める通常のデータの伝達を意思表示として相殺することは可能であると考

えられる。

また、相殺に関しては、相殺データの送受信を行う、ネットィング情報の交換が一部行われ始めている。これによれば、金融機関を通さずに、複数企業間の決済が可能となるわけである。この場合には支払い通知書も電子データで交換する等の規定を基本契約またはデータ交換協定書に明示することが賢明な方法となろう。

4.4 各種強行法規違反の回避のための配慮

ここで想定されている強行法規は、独占禁止法や下請法等の不公正な取引方法の排除に関するものと、税法関係の帳簿保存とを主なものとする。企業間の資材調達の問題に関して最も関わりを持つのは、下請法関連規定であり、そのうち、書面交付義務と書面保存義務が重要であると思われる。（巻末付表に当面関係すると考えられる主な条文を掲げてある。）

4.4.1 協定書の表現形式：両当事者に等しく適用される表現

<解説>

不公正な取引方法その他に対する配慮として、後述のように、両当事者の合意に合理性があることを契約の有効性の根拠としようとするのであれば、実体的内容に加えて、協定書の表現形式も両当事者に等しく適用される表現を採用することが望ましい。

4.4.2 個別問題の処理

4.4.2.1 基本契約・データ交換協定・運用マニュアルのどこで処理するべきか。

<解説>

次に掲げる各規定ごとに、実体的処理の方法が異なるので、一律に、基本契約・データ交換協定書・運用マニュアルのいずれかの中だけで処理できる問題でない。

すなわち、例えば、以下のような条項の取り扱い方法が考えられる。

- * 下請法 3 条（書面交付義務）→不達の効果（再発注）

運用マニュアル（事故障害時の取り扱い）

- * 下請法 4 条（受領拒否の禁止） → 基本契約
- * 下請法 5 条（契約の変更履歴保存）→データの保存
- * 昭和60年12月25日公正取引委員会事務局取引部長通知

下請法上の留意事項（磁気媒体の強制禁止） → データ交換協定書への同意
（費用負担） → 費用負担（運用マニュアル他）

独禁法上の留意事項（EDI費用の一方的徴収） → 費用負担（運用マニュアル他）
（電算機購入の押しつけ） → 費用負担

* 電子帳簿保存法10条（所得税・法人税） → データの保存

これらのうち特に、下請法3条の書面交付義務は、EDIにとっては障碍となっている。
昭和60年12月25日公正取引委員会規則第3号によれば、

- a) フロッピーディスク等一定の事項を確実に記録することができる物（以下「磁気記録媒体等」という）に、下請法第3条の書面に記載すべき事項が記録されていること。
- b) 当該磁気記録媒体等を下請事業者に交付し、又はその記録内容を通信回線により下請事業者へ通知すること。
- c) 下請事業者が必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて、その記録内容を書面にプリントアウトすることができること。

とされている。したがって、実際一度でもプリントアウトされるか、または、磁気記録媒体等の交付、もしくはハードディスクへのダウンロードがされていれば、プリントアウトできるので要件を充足するが、特にWeb型の場合には、受注者の閲覧だけでは足りず、プリントアウトかダウンロードが必須となる。もっともこれも、通常であれば書面交付側が行うところを、書面を受領する受注者側の能動的行為が必要となる。そのための方策としては、閲覧の際にプリントアウトかダウンロードを義務付けておくこと、または技術的にいずれかを行わないと次画面へ進行しないようにする等の方法があるかもしれない。また、24時間アクセス可能なWebないしデータベースである場合でも、そのことだけをもって、b)にいう、通知に当たるか、またc)の「下請事業者が必要に応じて、電子計算機その他の機器を用いて、その記録内容を書面にプリントアウトすることができること」に当たるか否かは、定かでない。

また、同規則により、書面交付義務ある電子データは、必ずしもプリントアウトされる必要はないが、プリントアウトのコストに関しても、ペーパーレス発注・記録保存をする場合の留意事項（昭和60年12月25日公正取引委員会事務局取引部長通知）＝下請法上の留意事項によれば、

（費用負担）

「下請法第3条の書面の交付に代えて3条規則第1条各号に掲げる事項を記録した磁気

記録媒体等の交付等を行う場合において、正当な理由なく下請事業者に指定する電子計算機その他の機器の購入を求めることのないようにすること、また、自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させるなど下請事業者の利益を害するような行為を行わないこと。」とされているので、プリントアウトされる場合にかかるコストは、書面交付側が負担する必要があると解されそうである。

書面交付義務に関して、建設業法では下請法より運用が厳しく、プリントアウト可能要件を備えていても認められない。但し、建設業法の適用があるのは注文に関してのみであり、見積に関しては建設業法の適用がない。また、工事の注文でなく、資材調達であればEDIが可能と解される余地がある。

4.4.2.2 両当事者の合意の有効性

<解説>

ここで取り上げられている強行法規は、性質上、契約の成否に関連するものというよりは、下請事業者の保護の観点からの規定であり、たとえば、ペーパーレス発注・記録保存をする場合の留意事項（昭和60年12月25日公正取引委員会事務局取引部長通知）＝下請法上の留意事項によれば、

（磁気媒体の強制禁止）

「下請法第3条の書面の交付に代えて3条規則第1条各号に掲げる事項を記録した磁気記録媒体等の交付等を行うこととする場合には、応じるか否かは下請事業者の自由な意思によることとし、応じない者に対し、これを理由として不当に取引の条件または実施について不利な取り扱いをしないこと。」

とされているが、實際上問題なのは、「下請事業者の自由な意思」の確保である。

4.4.2.2.1 合意の合理性

<解説>

合意形成が自由な意思でなされたとすれば、その判断の基準となっているのは、取引全体から見て、下請業者側にも合理的な利点があったことによると考えられる。昭和60年当時のEDIのメリットとして、考えられたものは、従来の紙ベースの取引と比較して、

- （1） データの共有
- （2） 遠隔地との交渉
- （3） 紙の負担からの解放
- （4） 通信時間の自由

等が、挙げられたが、今日のインターネットEDIでは、さらに従来のEDIと比較して、

- (1) コンピュータの低額化に伴う導入・運用のコストの縮減
- (2) コンピュータの多用途化と、既製のソフトウェアを利用する汎用性のある運用形態が可能であること
- (3) 通信費の縮減による頻繁な通信が可能となることに伴い、典型的には受発注の場合に、リードタイムが短縮されること
- (4) またそれにより、柔軟な在庫量調整が可能になること

等が、期待されうる。従って、かつてに比べて遙かにデメリットは遡減しており、親事業者が負うべき費用を負担させられる等の内容がかりうじて残るのみであって、必ずしも下請事業者に一方的に不利との推定は働きにくくなっていると考えられる。

後述するが、例えば、毎日メールチェックないしWebにアクセスするという契約条項が問題になるか否かに関しては、一応、現状では、優越的地位により過度な負担を強いることには当たらないと解される。

4.4.2.2.2 効果帰属

<解説>

問題があるとすれば、なりすまし等第三者が介入した受発注の効果을自らに帰属させることにまで同意する意思があるか否かである。そのような場合の安全策として、一般に各種セキュリティ対策や、暗号技術が利用されているが、100%安全であるとの保障はない。インターネットを利用した商取引の発展のためには、一般に受信者保護のため、一定の安全確保のための手順を履践した場合に、確認された内容を絶対効（擬制）とする方法があり、他方、なりすまされた者の保護のためには、確認された内容を相対効（推定）として、反証を認めるという方法がある（なお、UNCITRAL EDIモデル法第13条では推定的効力）。

したがって、実際どのような反証が可能かという問題は別として、推定的効力を規定しておく方が、絶対効を規定する場合よりは、相対的に不利益でないかもしれない。ただし、そのような事態は一方的に下請事業者側にだけ発生する危険とは言えない。

4.5 データ交換協定書の内容：契約の成立

4.5.1 データ交換と取引（受発注）契約の関係

<関連条文>

（Eメール型・Web型）

第1条 データ交換の実施

甲および乙は、本件取引に関する個別契約をデータ交換により成立させることに合意する。

<解説>

データ交換協定書の条項は、データ交換に伴う基本的合意事項を規定するものであり、そのような協定書に規定された手順に従って交換されたデータが、たとえるならば、隔地者間の意思表示のように伝達され、その結果、受発注契約の成立を見ることになる。その限りでは、データ交換協定書は、いわば手段を定める性質のものである。従来のデータ交換協定書（参考試案）も同趣旨であったが、そのような意味で、契約の成立に関する条項を有していた点では、性質の異なるものを含んでいることになるかも知れない。本報告においても、同様である。

契約成立に関する条項を規定しておく趣旨は、実に様々な態様のデータ交換が考えられる中で、対象が受発注契約であるから、法的な問題としては、時期を画する点として、契約成立時期の明確性が望まれるということがある。

一般には、データ交換の最終的効果として、個別契約が成立するという構成がとられる。これに対して、基本契約において、受発注契約は成立しており、データ交換の効果は、出荷指図であると構成する業界もあるようである。

4.5.1.1 個別契約の成立構成の場合【Eメール型／Web型】

<関連条文>

（Eメール型）

第9条 個別契約の成立

1. 本件取引に関する個別契約は、乙が発注を承諾した時に成立する。
2. 甲の伝達にかかる発注データに対する乙の受信確認を甲が受領した後、〇〇日以内にこれを拒絶する旨の意思表示がない場合には、乙は発注を承諾したものとみなす。

（Web型）

第8条 個別契約の成立

1. 本件取引に関する個別契約は、乙が発注を承諾した時に成立する。
2. 甲が発注データの書き込みを完了した後、〇〇日以内にこれを拒絶する旨の意思表示がない場合には、乙は発注を承諾したものとみなす。

<解説>

個別契約の成立時として、Eメール型の場合、受信確認その他を必要とするか等の規定により、考えられる構成には次のものがある。

1. 発注データに対する受信確認から一定時間の経過（商法509条）
2. 受注データ伝達時（＝承諾）（受注データに対する受信確認不要の場合）
3. 受注データに対する受信確認時（従来のデータ交換協定書）
4. 履行時

Web型の場合

1. 発注者によるWeb上への発注データ書き込みから一定時間の経過（商法509条）
（受注者の現実の閲覧を要しない）
2. 受注者によるWeb閲覧時
3. 受注者によるWeb閲覧から一定時間の経過（商法509条）
4. 受注者によるWeb上への受注データ書き込み
5. 履行時

それぞれ、時間的にどれが一番早く成立するかは、場合による。Eメール型もWeb型も冒頭の協定例では、1. が想定されている。継続的かつ安定的な資材調達の受発注関係では、インターネットEDIを導入することによる頻度の高いデータ交換が意図されており、他方、比較的予想できる範囲の発注数および納期であることが多いので、受注側が受信しており、データに問題がない場合には、それ以上の連絡を要せずに、履行がなされればよいことがある。

一定時間の経過を要するのは、商法509条の規定によるばかりでなく、単価の合意も個別注文書で行う契約形態の場合には、諾否に一定期間が必要であるという事情がある。

Web型で、受信側の現実の閲覧を要せずに時間が進行することに関しては、一定期間ごとに受注者が読み出す義務を課することによって、発注データ書き込みからさほど時間が経過しないうちに、読み出されるという期待があることを前提とする。

受注者側にとっても、請け情報を出さない方が運用上好ましいという見方もある。営業担当者は注文に応じられないか、何らかの問題がある場合にのみアクションをとれば済み、余分な作業が減る。また、承諾ならば返事をしないことを慣行と考える受注者が多いという意見もある。もしそうであるとするなら、承諾を自動発信する方法も可能であるが、その場合には逆に拒絶や変更の場合の対応が大変になることが問題である。

同様の実務運用として、ちなみに流通業の場合、常に取り引関係を維持するパートナー間の取引であり、単発の受発注でなく、ほぼ毎日取引が発生し、決められた時刻までに発注者から何も連絡がなければ、とにかく物流業者は荷物を取りに行くのが実務であり、連絡がないのは発注者側の責任となる。

ちなみに、SCM電子商取引モデル契約（β版）第7条個別契約の成立では、承諾としての受注データ伝達で個別契約が成立し、受注データの伝達がない場合には、個別契約の申込みは失効し、ただし受注者の履行を発注者が異議なく受領した場合には成立するというように規定されている。受信確認に関しては、マニュアルに定める受信確認データに対してなすものとしているが、何が受信確認データであるかは、記載がなく、従って、必ずしも要件であるとは理解されない。承諾の意思表示がない場合に申込みが失効するというのは、本報告と対照的な規定である。おそらく、迅速性の程度が異なることと、発注者受注者間の関係の性質に由来すると思われる。

インターネットEDIにおいても、発注者から受注者に生産計画情報を提示するメリットが意識されている。しかし、その計画情報に従って生産された物には発注者は必ずしも責任を負わず、単に参考情報に留まり、引き取り義務は個別契約の範囲に限定するというのが一般的である。一定期間の納期またはリードタイムを設定して、その時点をもって確定注文とする等の方法がある。

4.5.1.2 出荷指図構成の場合

<解説>

契約の成立時を基本契約締結時と構成する点で明確である。ただし、電子商取引のメリットとしては、より高品質で安価な取引先を模索することがあり、個別契約構成の場合に比べて、より拘束されるといってよい。

出荷指図構成をとる場合には、Eメール型・Web型それぞれ第1条で、「個別契約をデータ交換により成立させることに合意する」という部分が、出荷指図をデータ交換によりなすことに合意する旨に置き換えられる。また、基本契約締結時に契約が成立しているので、契約の成立に関する条項（Eメール型第9条・Web型第8条）は削除される。これに代えて、出荷義務の発生時点を画するための規定が、契約成立に関する条項に準じた形で設けられることになる。例えば、個別契約成立構成をとった場合には承諾の意思表示に当たるものが、出荷指図に対する納期回答情報等の形で伝達されるような方法を想定すれば理解しやすいと思われる。

ただし、下請法との関係では、発注書面交付義務を充足するためには、基本契約におい

て注文品、単価、数量等を明記する必要があることには注意が必要である。

4.6 データ交換の条項

4.6.1 定義規定【Eメール型／Web型】

<関連条文>

(Eメール型)

第2条 定義規定

この協定書において、用いられる以下の語は、文脈上、別段の断りがない場合には、それぞれ次の意味で用いられるものとする。

「メールボックス」とは、データの発信者が、相手方に取引関係情報を提供するため、当該取引関係情報を記憶させて、当該相手方に受信可能ならしめる、当該相手方が指定したインターネット上のEメールアドレスによって表示されるメールサーバ上の電子ファイルをいう。

「受信確認」とは、甲の発注データが乙のメールボックスに書き込まれた旨のみを内容とする通知をいう。ただし、受信確認なしに乙の承諾の通知がなされた場合には、その承諾をもって受信確認と見做す。

(Web型)

第2条 定義規定

この協定書において、用いられる以下の語は、文脈上、別段の断りがない場合には、それぞれ次の意味で用いられるものとする。

<解説>

現時点では、インターネット環境を巡る様々な要因から、複数の異なる意味を有する用語が少なくなく、混乱を招くおそれがあることから、これを予め定義しておくことが賢明である。

データ交換協定書、運用マニュアルで用いられる用語につき、それぞれにおいて、契約書の冒頭近くに定義規定を置くことが混乱を減少させる。場合によっては、同じ用語にデータ交換協定書と運用マニュアルで違う意義が与えられることもあるかも知れない。その場合には、当該定義の適用範囲を明示することが必要である。

Eメール型では、最小限の範囲で、また、Web型では当面、具体的用語を挙げなかった

が、以下に掲げるような用語について適宜、定義することが推奨される。

＜掲げるべき項目（例：案）＞

- ・ 伝送
- ・ 伝達
- ・ 受信
- ・ 発信
- ・ 受信確認 (acknowledgement)
- ・ メールボックス
- ・ 電子署名
- ・ 認証
- ・ 暗号
- ・ I D
- ・ パスワード
- ・ 承諾

4.6.2 データ交換の安全および信頼確保のための手順【Eメール型】

＜関連条文＞

(Eメール型)

第4条 データ交換の安全および信頼確保のための手順

甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めることに合意する。

- (1) 発信者の同一性の確認手順
- (2) 発信者の作成権限の確認手順
- (3) データ入力誤りの確認手順
- (4) 伝送途上におけるデータ変質の確認手順
- (5) その他甲および乙が合意する事項

＜解説＞

この事項は従来のEDIデータ交換協定書参考試案第3条が妥当する。

(1) 本条の趣旨

本条はデータ交換の安全および信頼確保のための手順を定めた規定である。EDIにおい

では取引が電子化されるために、紙ベースの取引に比べ、受信したメッセージ上で相手方の同一性やその権限について確認することが困難となる。そこで伝送されたデータの発信者の同一性の確認（identification）、発信者の作成権限の確認（authorization；ここでは当該データ発信に関する決済権限の意味で用いる。）、伝送途上でデータの変質がないことの確認（data integrity）、データ入力誤りの確認（data entry error）がないこと等の点について、予め確認の手順を定めておく必要性も生ずる。このような確認のための手順を定めておけば、受信したメッセージがこの手順にしたがって作成、伝送されていることを確認することにより、無権限者による発信やデータの改竄、入力の誤り、伝送途上におけるデータ変質などに対応することができ、受信したメッセージに対する受信者の信頼を保護することも可能になる。もしこのような手順が定められていないと、例えば無権限者がデータを作成・伝送した場合や伝送途上でメッセージが変質した場合の処理は民法の一般原則によることとなり、表見代理、錯誤等の困難な問題を生じ、電子取引の迅速・円滑を阻害するおそれもある。

(2) 各手順の具体例

第1号の発信者の同一性の確認手順としては、パスワード、電子署名、暗号化等がある。

第2号の発信者の作成権限の確認手順としては、データ発信可能な端末を権限者でなければ使用できないように制限すること、メッセージ上に作成権限者の電子署名を付する等の方法がある。

第3号のデータ入力誤りの有無に関する確認手順としては、入力されたデータ値の異常性を排除するような仕組みを用いるものがあり、値の上限・下限を設定し、この範囲を外れたものは異常データとして排除する、商品コードと商品名の双方を送信するようにしてこれらが一致しない場合にエラーデータとする等がある。これらの手順の採用により、一定程度、商品の数量、種類に関するリスクを軽減することも可能になる。

第4号の伝送途上におけるデータ変質の確認手順としては、パリティチェックや暗号化が挙げられる。後者では、暗号化されたデータが伝送途上で変質した場合、これを所定の鍵によって復号しても意味をなすメッセージが再現されないこととなり、これによって変質が判明する。

(3) 各手順の選択基準等

本条では、以上の項目を例示しているが、多くの場合、これらの安全対策（トランザクション・セキュリティ：transaction security）を講ずるためには費用が必要になる。また

取引の種類や実態により、必要とされる安全対策の種類や程度も異なると考えられる。したがって、現実に適用されるデータ交換協定を作成する場合には、これらの安全対策のうち必要な手順を選択し、また業種の特殊性に応じ、第5号に掲げているように他の手順を加える必要もあろう。この例としては、特に慎重を要するシステムの場合の、申込みに対して単に諾否を通知するのではなく、申込の内容を繰り返した上で承諾する旨のメッセージを送ることとし、この両者が一致してはじめて個別契約が成立するという一連の手段を採用すること、などが考えられる。

いずれにしても各手順の詳細は運用マニュアルで定め、これが履践されているかどうかが事後的にも確認できるようにする必要がある。

なお、上述のように、実際の協定においてどのような安全対策のための手順を採用するかは、伝送されるデータの重要度を勘案して、ある手順を採用した場合に要する費用（ハード・ソフトのコスト等）とこれによって得られる効果を考量して決定することとなろう。

4.6.2 データ交換の安全および信頼確保のための手順【Web型】

<関連条文>

（Web型）

第4条 データ交換の安全および信頼確保のための手順

甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めることに合意する。

- （1）発信者の同一性の確認手順
- （2）発信者の作成権限の確認手順
- （3）データ入力誤りの確認手順
- （4）伝送途上におけるデータ変質の確認手順
- （5）その他甲および乙が合意する事項

（1）Web管理が発注者側の場合

<解説>

一般的には、受注者が、Webに誤ってアクセスすることは考えられない。仮に、正しいWebにアクセスしたが、内容が第三者により書き換えられているような場合には、Web管理者が発注者である場合には、管理責任に基づいて契約成立の効果が帰属すると考えなければならない。また、発注データの書き込み後、一定期間の経過により契約が成立し、受注者の現実の閲覧を問わない方式の場合には、受注者のアクセスがなければ、そもそも確

認手順の履践自体が行われないこともありうる。

発注者が、受注者になりすました第三者のアクセスを許してしまったような場合に関しては、受注者のパスワードその他の管理責任が問われることになる。しかし、発注データ書き込み後、一定期間の経過で契約の成立と見做し、他方、受注者に一定の頻度でアクセスの義務を課するような場合には、事実上の実害は少ないと思われる。

(2) Web管理が受注者側の場合

<解説>

発注者になりすます第三者の危険が大きく、また、なりすまされた発注者には、一般には、それを知る機会がないので、現在消費者契約で見られるように、Web上での発注に対しては、Eメールその他の方法で、受信確認又は承諾の意思表示をなし、それに対する発注者側の受信確認をもって、契約の成立とする方法が相当である。そのような意味では、発注者側がWebを管理する場合に比べて、効果帰属を擬制することには慎重にならざるをえない。

4.6.3 データの伝達【Eメール型／Web型】

<関連条文>

(Eメール型)

第5条 データの伝達

データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、相手方のメールボックスに書き込むことにより行う。

(Web型)

第5条 データの伝達

データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、甲乙の合意したシステム上に書き込むことにより完了したものとみなす。

<解説>

具体的な伝達方法については、運用マニュアルで定める。

従来のデータ交換協定書参考試案では、発信者がデータを発信して、相手方のメールボックスにデータが到達し、読み出し可能な状態になったときをデータの伝達としている。

間にVAN会社が介在する場合のように、具体的なデータ交換システムの構成により、定め方が異なることとなる。

Web型の場合には、Eメール型の意味でのメールボックスはないが、連想から、データをWeb上で相手方の閲覧に供されるよう設定されたデジタル記憶領域をメールボックスと定義する事も考えられる。また、Webの設定者が書き込むだけで十分か、閲覧者が読み出すことをもって伝達とするかによって、後の契約成立時期に違いが生じることがある。

4.6.4 読み出し不能データの取り扱い【Eメール型／Web型】

<関連条文>

(Eメール型・Web型)

第6条 読み出し不能データの取扱い

1. 伝達されたデータの読み出しができない場合データの受信者は、これらの事情を知った後、直ちに、相手方に対してその旨を_____により通知する。
2. 前項による通知がある場合、発信者は当該のデータを撤回したものとみなす。

<解説>

この事項は従来のEDIデータ交換協定書参考試案第5条がそのまま妥当する。

(1) 読み出し不能データの取扱い

本条は、発信者から受信者に伝達されたデータ（発注データ）が、受信者の責に帰すべき事由によらない何らかの原因（技術上の原因）によって、読み出し不能となった場合の取扱いを定めている。注意しなければならないのは、ここでの発信者・受信者は、発注者・受注者と読みかえてはならないという点である。見方を変えれば、発注者・受注者はいずれも発信者・受信者になりうるので、当事者の公平性が強く要請される場所である。かかる場合、受信者は、発注データが読み出し不能であることの通知義務を課することが求められている。ただし、読み出し不能という事実は、契約の成否とも直接関わり（原則として「受注データ受信の時点」に個別契約は成立する。）、様々な具体的状況が想定されるため、発信者・受注者いずれにも不利にならないよう、単方向・双方向型共に場合を分けて具体的な取り決めをする必要がある。例えば、

1) 伝達されたデータが受信者側に到達した痕跡は認められるが読み出し不能の場合

原因として人為的な操作ミス（暗号化処理の誤り）、ソフト・ハード的なトラブル、第三者の介入（ハッカーによる発注など）が考えられる。この場合、本条に従った対応で足りるが、あくまでも伝達データ内容が読みとり可能な状態で伝達され、発信者が確認でき

ることが原則となる。受信者側に過大な通知義務（誰が発信者であるか、あるいは伝達内容を定期的に確認すべき義務を負担させるなど）を負わせないよう配慮が必要である。受信者側に到達した痕跡のみによっては、発信者すら確認できない場合には、本条の予定している「通知」そのものの対象となる前提が欠けるため（すなわち、読み出しそのものがない）、受信者は本条の通知義務を免除され、当該データは伝達されなかったものとするべきであろう。

Eメール型第7条のように、受信確認手段が定められている場合にも、伝達されたデータ内容そのものが読み出し不能にもかかわらず、システム上の自動的に受信確認がなされることも多いとみられるが、この場合には、同条第2項ではなく本条によって発信者はデータを撤回したものとみなされる。

2) 読み出し可能であるが内容に誤りがある場合

読み出し可能なデータに対して内容に誤りがある場合を本条では対象としていない。しかし現実には、データ内容の全部または一部に明らかに動機の錯誤や操作上のミス（キーボードの打ち間違いなど）がみられる場合、受信者に通知義務がないとすることには、継続的取引などを前提とすると、疑問の余地がある。この場合にも、当事者の公平に配慮しつつ妥当な対処方法を運用マニュアルで定めるべきであろう。

なお、入力データの誤りの有無の確認手段（Eメール型・Web型第4条3号）との関係でも、受信者の負担が大きくなならないよう、一定の基準によってシステム上で自動処理ができるような合意をなすことが望ましい。

(2) 読み出し不能の通知

伝達されたデータが読み出し不能である場合の通知方法（手段、通知時間等）についても取引のタイミングを失わせないよう配慮して（迅速性が要求されることが多い）、具体的に運用マニュアルで定めておく必要がある。この場合の通知方法としては、Eメール・FAX・電話・郵便等の方法が考えられるが、できれば電話のように口頭による通知ではなく、後に証拠が残せるような方法で行うことが望ましい。

(3) 読み出し不能通知の効果

受信者から前項の読み出し不能の通知がなされた場合には、発信者が当該発信データを撤回したものとみなされる。場合に応じて、当該発信データを撤回した上で、発信データの再送を義務づけるなどの取り決めにする事も考えられる。取引内容によっては、読み出し不能の通知について一定の通知期限を設け、期限が過ぎた場合は、リスクの負担は通知

をしなかった側が負うなどの取り決めをすることも考えられる。なお、単方向型で発注のみで契約が成立する場合には（受注者の承諾につき包括的合意ある場合）、受信者の立場の保全を考慮し、あらかじめ運用マニュアルに基づき発注データが伝送されたことを証明する手順の合意が必要であろう。

4.6.5 受信確認【Eメール型】

<関連条文>

（Eメール型）

第7条 受信確認

1. 乙は、甲の伝達にかかる発注データの受信確認をなすものとする。この受信確認の方法は、特段の指定のない限り_____の方法によるものとする。
2. 甲が前項の受信確認を受領した場合、当該発注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。

<解説>

従来の企業間直接接続・VAN・エクストラネットを利用したEDIの場合にも、受信確認の必要性は、データ到達の事実の証明、受発注データの伝達の完了、およびその効果として契約の成立時の確定等の場合に存在した。

その点では従来のデータ交換協定書第6条の部分に相当する。

(1) 受信確認の意味

受信確認とは、伝達されたデータが到達したという事実を通知することである。これは、伝達されたデータの内容を了知したことを意味するものではない。また、それ自体は、伝達されたデータの内容に対する受信者側の意思表示（例えば、申込に対する承諾）を意味するものでもない。

この受信確認は、データが到達したという事実の証明に際しては決定的な意味を有するが、それ以上に受信確認にどのような法的効力をこれに持たせるかについては、当事者間の合意によることになる（例えば、Eメール型第2条定義規定）。

(2) 相手方に対する受信確認の要否

従来のデータ交換協定書第6条第1項では、受発注の当事者である甲または乙は、その相手方に対して「受信確認を求めることができる」と規定している。これとは異なり、データの伝達があれば常にそれに対する受信確認を行うものとする、と定めることも考えら

れる。しかし、それは、そのための通信コストの負担を考えると必ずしも合理的ではない場合があり、また、取引の種類によっては、受信確認を必要としないとするほうが妥当な場合もある。インターネットEDIデータ交換協定書Eメール型では、発注データに対しては受信確認を必ず行うこととした。インターネット利用により、発注データの不達・遅達を検出する方法が発注側にはないことによる。

(3) 受信確認の方法

・ 受信確認の方法の選択

受信確認の方法については、その伝達の手段、内容および時期等につき種々のあり方が考えられ、それらをあらかじめ約定しておく必要がある。例えば、手段についていえば、受信確認も受発注のデータ交換と同様のシステムを使って電子的に伝達される場合が多いであろうが、電話やファクシミリ等によるところとも考えられる。したがって、その方法の詳細については、運用マニュアルに譲るという規定の仕方も考えられる。そこで定めた受信確認の方法が著しく信頼性を欠くものであるような場合には、第2項に定める受信確認の効力が認められないことになり、その方法を定めるにあたってはその内容に十分留意する必要がある。

(4) 受信確認の法的効果

・ データ伝達の完了

Eメール型第7条第2項では、受信確認の効果として、「甲が前項の受信確認を受領した場合、当該発注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達なかったものとみなす。」というみなし規定をおいている。

これによって、甲が乙に受信確認を請求してそれを受領したときには、甲の申込みは到達したことになり、乙はこれに拘束されることになる（民法521条1項、524条参照）。本協定書では、契約の成立につき発信主義による民法の規定（526条1項）とは異なり、受注データが伝達されたときに成立するとする立場が採用されている（Eメール型第9条第1項）。

従来のデータ交換協定書（参考試案）においては、発注データ・受注データともに、それらに対する受信確認を想定していたが、このたびの検討では、受注データ（承諾メッセージ）の返送を要さず、一定期間内に拒絶の意思表示がなければ、契約成立と見做す構成をとったことから、一応、乙からの受信確認だけを規定している。

しかし、受信確認なしに乙の承諾の通知がなされた場合（Eメール型第2条参照）には、

乙が甲に受信確認を請求してそれを受領したときには、乙の承諾は到達したことになると規定することには合理性がある。

また、乙が拒絶の意思表示をデータ交換協定書に定められた方法で行う場合には、乙の拒絶メッセージに対する甲の受信確認を必須のものとしないと、乙の拒絶メッセージ到達を乙が立証できないまま、期間の経過による見做し成立となるという問題が生じるので、少なくとも拒絶メッセージその他、乙の発信するデータに対しても受信確認を要すると規定することが望ましい。

- ・ 受信確認を受領する前の履行準備等

受信確認を求めた場合、受信確認の受領がない場合には、伝達がなかったものとみなされる。したがって、受信確認を受領するまでは、当事者が契約に係る種々の処理を行う場合、それは、それぞれの費用と責任において行われることになる。例えば、乙が甲に対して受注データの受信確認を求めながら、それと併行して履行の準備等をした場合、甲からその受信確認が伝達されなかったときには、それに係る費用等のリスクは乙が負担すべきことになる。当事者間の事情によっては、その趣旨を明文化した条項を置くことが望ましい場合もある。

(5) 受信確認の伝達の安全および信頼確保

受信確認は、受発注のデータ交換と同様のシステムを使って電子的に伝達される場合も少なくない。その場合、伝送に際してのデータの食い違いや無権限者による伝送等に対する安全および信頼確保のための配慮が必要となる。それについては、Eメール型第4条で定めるデータ交換の安全確保のための手順を履践して受信確認を受領すれば、受信確認がなされたものと解される（Eメール型第8条参照）。

従来のEDIとの差として、インターネットEDIにあっては、特にEメールが確かに到達していることの確認の要請がある。確認できなければ、受信者がメールを読み出すように促すか、再送する必要がある。次いで、インターネットEDIデータ交換協定書においては、個別契約の成立につき、後述するように、受信確認から一定期間の経過で、承諾と見做す（商法509条）構成を採用するので、その始期を画する意味がある。

一部プロバイダーのサービスで受信確認がなされているが、一般的には、メールボックスから受信者がダウンロードした時点以後に受信確認がなされる。アプリケーションの導入により、自動の受信確認が組み込まれていない限り、受信者の能動的な行為が必須とな

るので、受信確認の義務を定めておくことには意味がある。ただし、義務違反の責任まで問うのであれば、予め契約上規定しておく必要があると思われる。データの伝達頻度が高く、受信確認が煩雑になり、その結果として受信確認が怠られる場合にも、受信確認がなかったことだけをもって「伝達がなかったものとみなす」とだけ規定しておくことは、インターネットEDIとしては、得策でなく、一定期間内の履行によっても個別契約は成立する等の代替的にデータ交換を有効化する工夫があってもよい。

取引先にメール受信の義務を課することが、下請法上、許されるかについては、前述、「4.4.2.2 両当事者の合意の有効性」参照。）

4.6.5 （受信確認）Web管理者側のチェック義務【Web型】

(1)Web管理が発注者側の場合

<解説>

Web型の場合には、ログにより相手側のアクセスの有無が判明するので、取り立てて、Eメール型におけるような意味での、受信確認は問題とならない。また、実際の閲覧を要せずに、発注データの書き込みから一定時間の経過で個別契約が成立すると見做す構成の場合には義務を規定する必要性すらない。

(2)Web管理が受注者側の場合

<解説>

受注者がWeb上への発注データ書き込みをチェックする義務、さらには受信確認か承諾の通知がないと、発注者としては、いつまでも不安定または履行してもらえない状態に置かれることになる。

4.6.6 データの確定【Eメール型／Web型】

<関連条文>

(Eメール型第8条・Web型第7条)

データの確定

甲および乙は、伝達されたデータが第4条各号に定める安全確保のための手順にしたがって作成・伝送された場合には、それぞれ確認された事項につき受信データの内容が確定することに合意する。

<解説>

この点に関しては、従来のデータ交換協定書第7条の部分が妥当する。

(1) 本条の趣旨

本条は、Eメール型・Web型第4条の規定を受けて、安全および信頼確保のための手順が履践された場合の効果を規定する。すなわち、同第4条で規定する手順が履践されていることが確認された場合にそれぞれ確認された内容についてデータが確定するという効果が発生することを定めている。例えば、同第4条の発信者の同一性の確認手順の履践（決められたパスワードの使用等）が確認された場合に、データ発信者がデータ上に表示された名義人と同一であることに確定するということである。

(2) 主張立証責任との関係

本条の規定は、訴訟における主張立証責任と関連する。例えば、EDIによる契約の申込がなされ受信者がこれに対し承諾した場合に、これによって成立した契約に基づく請求をするときの主張立証責任は、当該契約による法律効果の発生を主張する者、すなわち原則として受信者が負担することとなる。したがって、受信したメッセージが真に相手方が作成したものであるかどうか、発信者がデータの作成・伝送権限を有するかどうか、データが伝送途上において変質しているかどうか、などについて争いがある場合には、受信者は、これらの事項を主張・立証しなければならないことが多かろう。ただ、EDIにおいては、こうした立証は一般的には困難である。

本条の規定によって、同第4条に基づいて定められた手順の履践、すなわち定められたパスワードの使用、暗号鍵の使用等の事実を受信者が証明すれば、これに対応するデータであることが確定されることになるが、これらの事実の証明は比較的容易である。例えば、パスワードの使用であれば受信者に送信されたパスワードを確認すればよく、また暗号鍵の使用の事実は、意味あるデータとして復元されることから証明される。

従って、逆に、パスワード、暗号鍵等を保持する者は、かなり重大な管理義務を負っていることになり、パスワードや暗号鍵の貸与や漏洩の結果生じた効果が自らに帰属することを十分に理解しておく必要がある。それらの逸失や盗用のおそれがある場合には、システムの異常、故障発生に伴う措置に準じて、少なくとも相手方にただちに通知して、第4条の手順の履践の効果を失わせる方法をとることが必要である。

(3) データの確定の意味

本条ではデータの確定という用語が使用されているが、その意味に注意する必要がある。

同第4条の手順の履践の効果に関する定め方としては、一般的には、確認された内容の事実を推定するという方法と、これを見做す（擬制）という方法がありうる。この両者の

相違は、前者であれば反証が許されるのに対し、後者ではこれが許されないというところにある。しかしながら、Eメール型・Web型第4条の手順を履践した場合の効果として、この両者のうちいずれを採用すべきかを一律に論ずることは困難であろう。なぜならば、例えば同一性確認のための手順として暗号システムを採用した場合であっても、その強度には高低があり、また安全対策に関する技術の進展に伴い、これを阻害する技術もまた進展することも予想され、推定的効果に留めるのが妥当か、擬制的効果まで認めるかを一律に決定することには問題があるからである。本報告書では、とりあえず同第4条の手順を履践した場合の効果として「確定」という文言を使用しているが、もし、この効果がいずれであるかを明確にしたい場合には、上記の問題も考慮したうえ、その趣旨を文言上も明らかに規定する必要があるだろう。

(4) 確認手順と効果の対応

採用された確認手順と効果とが対応していない場合、場合によってそのような効果が認められないことがありうるので、この点留意が必要である。これに関しては米国の統一商法典第4A編の電子資金移動に関する規定で用いられる「安全保護手続き（security procedure）における「取引上の合理性（commercial reasonableness）」の概念が参考となる。

この概念は、必ずしも技術上の観点だけから安全対策に伴う効果を定める規定ではないが、例えば、採用された確認手順が高度の安全性を保証するもの（強度の高い暗号による暗号化が採用されている場合等）である場合には、単に固定的なパスワードのみを採用しているような場合に比べて、同一性の確認についてのメッセージに対する信頼がより強く保証されるという考え方である。このような考え方は、当事者間において見做し規定をおく場合の参考になろう。

なお、同第4条の手順の定め方によってはその履践を受信者が知り得ないことがある。そのような手順の履践を要件としても、受信者は手続きが履践されたことを立証できないため、法律的には、本条による効果を受け得ない場合もあることには留意する必要がある。本条の規定は、諸外国・諸国際機関が作成発表しているEDIモデル契約に比べて、データ交換の安全および信頼確保のための手順に関する規定に加えて、これを履践した場合の効果についても規定した点に特徴がある。

インターネットEDIでは、Eメール型の場合に、到達順序の逆転が生じる場合があり、未達として再送したものと二重発注のおそれがある。これに関しては、注文番号その他により重複チェック等を運用マニュアルにより義務づける等の方法がある。

4.6.7 データの保存および交付

4.6.7.1 データの保存および交付：一般的手法

<解説>

データの保存は、各種強行法規に規定されるものの他、証拠の保存の意味がある。従来のEメール型を基本とする場合には、契約両当事者のそれぞれに、受信データは一般に自動的に保存され、発信データについても保存される仕組みを設定することが容易であったが、Web型の場合には、Web管理者側でないと、データのダウンロードが必要となる。その意味で、証拠が偏在することを回避する方法をとるべきか、逆に進んで証拠の偏在を認める余地があるかの問題がある。

4.6.7.1 データの保存および交付【Eメール型】

<関連条文>

(Eメール型)

第10条 データの保存および交付

1. 甲および乙は、それぞれの発信にかかるデータおよび受信にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。
2. 保存および交付の細目に関しては運用マニュアルに定める。

<解説>

Eメール型に関しては、従来のデータ交換協定書第9条の部分に相当する。

(1) 総説

わが国においては、電子取引において作成・伝送・保管される発注データや受注データが、プリントアウトを要せずに、データのままの形態で、税務上の資料となりうるかどうかについては明確ではない。しかしながら、これらのデータは、一般的な取引における紙ベースによる取引資料と同様に保管されるのが通常であろう。

(2) 第2項の問題点（運用マニュアルで定まる細目）

本条は、これらのデータの保存および交付に関する細目を運用マニュアルにおいて具体的に定める旨が規定されている。運用マニュアルにおいては、例えば保存に関する事項と

しては、保存するデータの種類、保存の方法（使用するシステムなどに関する事項が含まれることもありうる）、保存期間などについて定めることになる。

このうち、保存期間については、後の紛争を想定した証拠保存の側面からは、債権債務の時効期間が想定されるが、このたびの検討の対象としたような継続的安定的関係にある当事者間の合意としては、決済完了時までとすることが、保存コストの点からも最も短い期間としての合理性を有するようと思われる。

ただし、各種税法上の保存義務期間等（参照資料2 関連強行法規参照）が存在するので、これについては別の考慮が必要である。電子帳簿保存法施行規則に従った保存方法によるのであれば、電子的データの形で、定められている期間の保存が必要になる。

相手方が保存しているデータの交付については、交付の方法（オンラインによる引き渡しを行うのか、磁気媒体による引き渡しの方法をとるのか、プリントアウトしたハードコピーによる引き渡しを行うのか、記名捺印を伴う文書の形式での引き渡しを行うかなど）、交付するデータの作成形式などの諸事項が定められることになろう。

(3) 「交付」についての問題点（交付請求の負担費用の範囲）

なお、本条は、相手方に対してデータの交付請求ができる旨を定め、かつ、データ交付に要する費用は、交付請求を行った当事者の負担とする旨が定められている。周知のように、民事訴訟法においては、挙証者と文書所持人との間の法律関係について作成された文書については文書提出命令を拒むことができない旨を規定するが（同法312条）、文書の種類によってはそれが「法律関係について作成された」かどうか争いとなる場合もある。他方、同条は、挙証者が当該の文書について引き渡しまたは閲覧を請求しうる場合には文書所持人は文書提出は拒絶しえないことになっており、第10条の規定を設けることにより、このような争いをあらかじめ回避することが可能となる。また、データの交付請求の費用に関しては、公平の見地から交付を請求する者が費用を負担する旨明定している。ただし、データを書面化した場合にはケースによっては印紙税の負担が発生することもあるが、ここでは、書面化に伴う印紙税の負担までは考えてはいない。書面形式による交付を行う場合にこのような印紙税負担が発生しうることには留意すべきであり、現実にはデータ交換協定、運用マニュアルを作成する場合には、どのような処理をするかを検討すべきであろう。

(4) 電子データの証拠法での位置付け

また、民事訴訟法上、電子データ（電磁的記録）の証拠能力（形式的証拠力）に関する明文の規定はないが、下級審判例においては、電磁的記録媒体を準文書であるとして文書

提出命令を許容したものもあり、民事裁判においては、プリントアウトされた書面が書証として採用することも多い（*）。ただ、電子データはこの証明力（実質的証拠力）については、例えば改ざんが容易でしかも改ざんの痕跡を全く残さない場合もあるなどの問題点もある。このことに照らすと、保存方法について合意する場合には、どのような保存方法をとれば十分な証明力を有するか、証明力に関する補強証拠としてのどのような立証が可能か、などの事項を検討することには意味がある。当事者間における証拠力の問題だけでなく、たとえば、取引先倒産の場合に管財人に対して、電子的データによる債権の証明方法が確立される要請がある。

（*）UNCITRALやECE・WP4のモデルEDI協定においては、交換されたデータを証拠とするための合意が存在する。これは、コンピュータ・データに証拠能力を認めない法域もあることを前提としているためと考えられるが、コンピュータ・データの証拠能力が認められるわが国においては、さしあたり、データ交換協定にかかる合意までを規定する必要は乏しいように思われる。ただ、特定のデータのみをある事実に関する証拠とする合意、すなわち証拠契約を締結する場合には、第10条とは異なる規定となる。証拠契約条項を置く場合には、その法律的有效性を含めた検討が必要となろう。後述4.6.7.2参照。なお、コンピュータ・データの「原本性」に関する問題は、ここでは特に触れていない。

4.6.7.1 データの保存および交付【Web型】

<関連条文>

（Web型）

第9条 データの保存および交付

1. ホームページの設定者は、ホームページの改訂歴、および全てのアクセス記録にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。
2. 保存および交付の細目に関しては運用マニュアルに定める。

<解説>

Web管理者側には通常の形態で記録が残るように設定することが容易であるが、アクセスする側は、プリントアウトまたはダウンロードするのでなければ、データが保存できない。また、Web管理者が専有する、ホームページの改訂歴、アクセス記録等に関しては、

Eメールにおける場合の受信確認に相当する記録であり、閲覧中にプリントアウトやダウンロードするものとは異なる内容を含む場合がある。したがって、アクセスする側にプリントアウトやダウンロードの義務を負わせるのではなく、Web管理者にデータの保存および交付の義務を負わせることにする。（下請法上の書面交付義務の充足のため、アクセスする側のプリントアウトやダウンロードの必要性とは区別しなくてはならない。前述、「4 各種強行法規違反の回避のための配慮」参照。）

4.6.7.2 データの保存および交付：証拠契約

<解説>

特にWeb型においてデータがWeb管理者側に偏在していることは明らかであるから、両当事者がそれをおのおの有するのでなく、証拠契約条項により、一方の証拠のみによる合意をなすことが考えられる。証拠契約の法律的有效性も問題になるところであるが、当事者の合理的な意思表示により可能であろう。そのような場合には、採用される証拠を有する側のデータの保存方法上、暗号化やタイムスタンプ等の技術的方法、または第三者の保存に委ねる等、証拠改竄のおそれを回避する手段が講じられることが前提となると思われる。

4.7 危険負担（「4.8 システム管理：責任分界」参照）

<解説>

責任分界とは、問題発生時、誰がどの範囲についてまで責任を持って処理するかを明確にするためのものであり、危険負担とは、いずれの責任範囲内にも属さない問題が発生した時に、その負担をいずれが負うのかという問題である。

責任分界外の障害のパターンの例としては、Eメールが伝送途上で逸失や変質する場合、プロバイダから先の通信回線のダウン、または原因の特定できないウイルス感染等がある。

Eメールの再送が必要な場合等は、事実上、再送側の負担ということになるであろうが、原因の特定できないウイルス感染のような場合には、それぞれがそれぞれの範囲の損害を負担し、相手方には費用ないし損害賠償を請求しないと合意する方法と、そのような場合には両者の協議により処理する方法とが考えられる。

4.8 システム管理

4.8.1 責任分界【Eメール型／Web型】

<関連条文>

(Eメール型第12条第1項・Web型第11条第1項)

システムの管理

1. 甲および乙は、データ交換が円滑かつ安全に実施されるようそれぞれシステムを管理するものとする。

<解説>

一般的にEメール型の責任分界は、インターネットにおいては、それぞれの使用するプロバイダのアクセスポイント（メールボックスを含む）までと考えられる。書き込まれたメールボックス内をコントロールできるからである。Web型の場合にも、同様にプロバイダのアクセスポイントまで、ただし、Web管理者はデータをWeb上で相手方の閲覧に供されるよう設定されたデジタル記憶領域を含む（他方、アクセス側のメールボックスは、この場合存しないので含まれない）と考えるのが妥当である。この場合には、書き込みに対してコントロールの範囲を考えればよい。

4.8.2 管理水準

<解説>

個別の具体的な項目については、運用マニュアルで定めることになるが、責任範囲内のシステムその他の管理水準に関して規定しておくことが、相手方の責任範囲への信頼にもつながる。たとえば、ウイルスチェックをどのようなウイルスに対してどのような頻度で行うか、または、どの程度の専門性を有する担当者により管理・運営されるか等の例が挙げられる。

ここでいうシステムがコンピュータ・システムであることに関連して、管理責任はインターネットEDIの範囲に留まるかには議論があった。実体として、1台のコンピュータで複数の相手方と取引を行うことが考えられるし、業務に付随して、または業務外にしる、通常の連絡手段としてEメールを利用することは頻繁であるが、そのようなEメールにウイルスが寄生していることもまたありうることである。基本的には、ネットワーク全体のセキュリティの要請から、コンピュータ・システム全体に及ぶことが望ましいが、インターネットEDIの相手方以外の者に対しても、同様なセキュリティを要請する負担は少なからぬものとなるかも知れない。

4.8.3 異常発生時の対応

<関連条文>

(Eメール型第12条第2項・Web型第11条第2項)

システムの管理

2. システムの異常、故障発生時に伴う措置は、運用マニュアルに定めるところによる。

<解説>

異常等が発生した場合、速やかに対応策をとらなければならない、異常等を発見した者に、相手方に対する速やかな通知義務を課す必要がある。その際の通知方法、通知後の対応の協議、どちらが危険を負担するか、異常継続中の代替措置、復旧後の措置等についても可能な限り詳細に定め、異常等の影響を最小限に抑えられるようにしておく必要がある。

異常発生時の対応としては次の事項について定めることがのぞましい。

- ① 異常・障害等が発生した場合における主任担当者の氏名、連絡先、連絡時間、休業等の連絡方法等を定め相手方に知らせる（通常時の運用、管理等の担当者と同じとは限らない）。
- ② 代替的な情報伝達方法（電話、FAX、郵便、手渡しなど）や緊急用設備の設置方法、さらには応急措置。
- ③ 原因究明及び回復のための見通し、措置、報告（コモンキャリア、ハードメーカー等第三者との連絡、協調の体制）。
- ④ 異常、障害等またはそのおそれ等を関知した当事者は速やかに相手方主任担当者に報告すること。
- ⑤ 既処理データの点検。
- ⑥ 損害の拡大を防ぐための一般的な協力義務および拡大損害についての賠償責任の定め。

4.8.4 システムの変更

<解説>

基本的には、システムの変更は、両当事者の協議の上で行うのが相当であるように見えるかも知れないが、実体的には、一つのシステムが1対多数で利用されることが多いと考えられるので、システムの設定・管理運営側が、随時行うことができるとする方が実際的である。但し、相手方に費用その他の負担を合理的な範囲を超えて負わせるべきでなく、また一方的な通知で足りるとすることは公正でない。方法としては、運用マニュアルの変

更等の方法によって行うのが一般的である。（4.12 運用マニュアルの項、参照）

4.9 費用負担

<関連条文>

（Eメール型第11条・Web型第10条）

費用負担

この協定に定めるデータ交換の運用に伴う費用の負担は別に定めるとおりとする。

<解説>

この項は、従来のデータ交換協定書第10条の部分に相当する。

データ交換の運用に当たり発生する費用について具体的にどの費用をどちらが負担するか、別途定める旨を規定している。これについては運用マニュアルで定めることとしてもよい。どちらか一方が過大な負担を負うことのないよう甲乙間の公平に注意して定める必要がある。

費用負担については書面（契約）により定めるべきであろう。いったん定めた事項の変更も同様である。相手方に費用負担の変更を求めることができる場合、例えば、データ交換の規模が増大した場合や、システム構成に変更が生じた場合には、見直しができるようにしておくことが当事者の公平という点から望ましい。

4.10 責任範囲の確定（賠償額の予定）

<解説>

様々な理由で、インターネットEDIが事件や事故に見舞われることも考えられるが、拡大損害を含めて、どのような賠償額に上るか想像できない面がある。例えば、ウイルス感染に関して、それが原因で取引に応じられない場合の他、媒介となって取引相手を罹患させるような場合がある。アンチウイルス・ソフトを用いても新種のウイルスには無効であり、不可抗力であるとは単純に言えない場合もある。上述の管理水準の設定によっては、新種のウイルス発生の報道があればただちに対応をとることという取り決めにして対応を怠る場合などが考えられる。

そのような場合に備えるものとして、当面、当事者間相互の求償範囲について規定しておくことが考えられる。解決方法として考えられるのは、不法行為または債務不履行の損

害賠償範囲以外のものとしては、相互に一切求償権を持たないとする方法、当該個別取引の価額（またはその〇倍）を上限とする方法、または、協議により解決する方法等がある。現実には感染源の特定と立証に困難が伴うとはいっても、任意に合意がない場合には一般法の適用の可能性を残すことになる。

4.11 データ交換協定

4.11.1 有効期間・更新

<関連条文>

（Eメール型第14条・Web型第13条）

有効期間

この協定の有効期間は__年__月__日から__年__月__日までとし、期間満了の3カ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申出のない限り同一条件をもって更に__年継続するものとし、爾後も同様とする。

<解説>

この項は、従来のデータ交換協定書第13条の部分に相当する。

データ交換協定についても一般の継続的契約同様に存続期間を定めることが考えられ、「基本契約」の存在を前提とする協定書については、本条のように協定上でその存続期間を定める方式と、例えば「この協定の有効期間は、基本契約の有効期間と同一とする。」という方式の二通りの方式がありえよう。そのいずれを採用するかは当事者の合意によるところによろう。ただ、基本契約が終了して継続的取引自体も終了した場合にデータ交換協定のみを存続させることはあまり意味が無い。取引を継続しつつ、データ交換方式のみを廃止するという希な場合には、この変更処理のために必要な期間に配慮する必要がある、参考試案において3か月というやや長めの予告期間をおいたのはこの点を考慮したためである。もちろん、具体的な状況においてこの予告期間を修正することは可能である。

なお、データ交換システムの変更はマニュアル等の変更手続（Eメール型・Web型第3条）によって行うことになるから、必ずしも、本条の適用は必要としない。ただ、システム等の変更処理に要する期間について配慮する必要は、上述のデータ交換方式廃止の場合と同様である。

4.12 運用マニュアル

<関連条文>

(Eメール型・Web型)

第3条 運用マニュアル

1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、メッセージ構成、伝達するデータの種類、システムの稼働時間その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という）で定める。
2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、必要に応じ、甲乙間で協議を行い変更する。

4.12.1 改訂権者・手続き

<解説>

運用マニュアルは、頻繁に改訂されることが想定されており、非常に重要な細部を含むものであるが、むしろ現場の判断により、柔軟な対応を可能とするように意図されている。また、資材調達の場合には、實際上、発注者側が運用マニュアルを配付し、イニシアチブをとって、改訂作業をすることが多くなりそうである。そのような性質のため、改訂前に協議の上合意に達するというよりも、随時、必要に応じて協議することが現実的である。

4.12.2 内容

内容は、当事者の関係、業界、またはシステムごとに異なるものとなり、技術の進展によっても、その水準が変更されることが予想される。

運用マニュアルに委ねられる事項はかなりの部分になるが、頻繁に改訂されるという前提に立てば、例えば、当事者の権利義務に係わる内容は、運用マニュアルに規定して、当事者の地位を不安定にするのではなく、基本契約か少なくともデータ交換協定書に規定することが必要である。

以下に、運用マニュアルの内容として検討の対象となりうる項目を掲げる。

1. (協定書および) 運用マニュアル上使用する用語の定義
2. システムの内容
 - 1) システムの適用範囲

2) システム概念図およびシステム構成

3. 運用手順

1) 伝達するデータの種類

2) 伝達するデータの内容

ex. 発注データ：種類、数量、納期、納入場所等

3) 伝達方法

通信プロトコル／接続形態／通信回線種別／通信手順 等

4) 運用日時

運用日／時間

時間外に受領したデータの取り扱い

受注データ伝達までの期間／返送がなかった場合の効果

5) 読み出し不能データの取り扱い

通知方法／通知がなかった場合の当該データの効力

6) 受信確認

受信確認が必要な場合の方法／受信確認受信までの期間

7) データの保存

保存する主体

データの範囲

期間

態様

4. 安全対策

1) システムの管理

システム管理および保守の方法

責任範囲

相手方への連絡方法

管理責任者／管理責任者変更の連絡方法

2) 安全確保のための手順

① 発信者の同一性の確認手順

パスワード、電子署名、暗号化等

② 発信者の作成権限の確認手順

電子署名等

③ データ入力誤りの確認手段

④ 伝送途上におけるデータ変質の確認手段

パリティチェック、暗号化等

⑤ その他の手段

3) 異常発生時の措置

- ・ 異常発見時の報告義務／報告体制
- ・ 主任担当者の氏名、連絡先および連絡方法
- ・ 休業時の連絡方法（通常時の運用、管理等の担当者と同じとは限らない）
- ・ 予想される障害と対処方法
- ・ 責任分担
- ・ 代替的な情報伝達方法（電話、FAX、郵便、手渡しなど）
- ・ 緊急用設備の設置方法、さらには応急措置
- ・ 原因究明および回復のための見通し、措置、報告（コモンキャリア、ハードメーカー等第三者との連絡、協調の体制）
- ・ 既処理データの点検
- ・ 損害の拡大を防ぐための一般的な協力義務および拡大損害についての賠償責任の定め

5. 費用負担

1) 原則

2) 費用項目

イニシアルコスト／ランニングコスト／その他

6. 運用マニュアル変更の方法
(変更履歴の記録)

参照資料

1. データ交換協定書（参考試案）

（平成9年度EC法的問題検討委員会報告書より）

はしがき

（1）電子商取引をめぐる環境の変化

データ交換協定書（参考試案）は、平成8年3月に公開されて以来、ほぼ3年が経過している。そして、電子商取引をめぐる環境が日々変化している状況に応じた参考試案の改定を検討すべき時期にあるかもしれない。

その状況変化の主要な部分は、インターネットの商用利用を中心とする状況変化に基づくものであるが、さらには、BOLEROプロジェクトのようなEDIプラットフォームの構築への試みもある（第1章から第3章参照）。

さらには、参考試案の検討・公表当時は、一部でしか検討が行われていなかった「電子署名」に関する制度も徐々にその骨格が検討され、国際的な合意形成に向けた様々な努力が行われつつある。そして、アメリカ合衆国統一商法典の改定作業のように、特定の業務分野のEDI化を前提にした法律的検討も行われていることは周知のところである。

わが国においても、政府は、平成6年6月に「高度情報通信社会推進本部」に関する閣議決定を行い、また、平成9年9月には、内閣総理大臣の私的諮問委員会として「電子商取引等検討部会」が設置され、商取引の電子化がわが国の経済発展にとって必要不可欠であるという認識のもとに、関連諸制度の整備に着手しつつある。そして、今国会においては、平成10年7月1日の施行実施される「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」が成立し、また、国際貿易取引に関しては、すでに電子化されているNACCSが、その適用範囲をさらに広げる計画を実施中である。

（2）見直しの視点

このような状況変化、特に、法制度の変更がある場合には、契約で定める事項も、それに適応した変更を必要とする。例えば、参考試案第9条で規定する「データの保存」に関する規定においては、上述の「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」第10条に適合する内容に変更する必要があるし、また、参考試案に基づいて授受する取引関係情報も、これに適合する内容の伝送を必要とすることとなろう。

こうした観点からすると、参考試案の見直し作業にあたっては、電子商取引に関連する法制度の整備に伴う内容の修正を中心とする種々のアップデート作業が必要となることはいうまでもない。

さらに、参考試案逐条解説にのべるように、そもそも、参考試案は、汎用性や中立性を基幹として起案されたいわば「骨格条項」である。そのため、現実の商取引においてデータ交換協定を作成する場合には、参考試案そのものを利用するのではなく、その骨格に肉付けをし、具体的な当事者の利害関係の調整をはかるとというのが不可欠な作業であった。ただ、この肉付け作業や利害関係の調整を行うためには、法律分野、技術分野や取引実務慣行に対する理解や経験を必要としており、必ずしも、「骨格」の提示をするだけでは十分でないという側面もありうる。

また、参考試案は、「背景となる取引契約」の存在を前提として、データ交換に必要な最低限度の事項を規定したため、これを利用すれば「電子商取引基本契約」になるという形式はとっていないし、主として国内取引に適用することを想定しているため、国際取引に必要な事項も規定していない。

このような背景を前提にすると、今回着手した参考試案の見直し作業にあたっては、前述のアップデートの作業に加え、電子商取引モデル契約的な試案の作成も、その作業に加える必要があるかもしれない。

ただ、上述のように電子商取引をめぐる環境の変化は急速であり、かつ、今回の見直し作業ではこのような全面的な見直しを行うための時間には恵まれなかった。そこで、今回の報告では、公表時の原文を引用しつつ、将来の検討への地ならしを視野に入れ、その「逐条解説」の部分にアップデートに関連する若干の補筆を加えるにとどめた。

作業の関係で、公表時の原文と補筆を加えた部分は区別されていないが、この趣旨をご理解いただければ幸いである。

1.1 EDIに関する標準契約

1.1.1 EDI標準契約の概要

我が国におけるEDIに関する標準契約やモデル契約については、日本電子機械工業界（EIAJ）の「オンライン取引標準システム契約書」、石油化学工業協会（JPCA）の「企業間データ交換に関する覚書」、その他いくつかの業界団体で、標準契約書、モデル契約書が公表されている（これらについては、平成8年に公表された報告書に参考資料として収録されている）。ただし、これらの標準契約書、モデル契約書は、各業界ごとの商慣行や特性も加味して作成されているため、必ずしも、業界や業種を異にするEDI取引には適用しうるものとはいえない。すなわち、これらの契約書に含まれる条項は、既存のシステムを前提としたモデル契約であり、EDIの対象取引分野についても広範かつ多様な取引を対象としている。これらに共通かつ普遍的に適用することが可能な「標準契約書」を作成することは不可能である。

そこで、EDIに関する標準契約を策定するにあたっては、その前提として、どのような内容の標準契約を定めれば、それが有用なものとして、実務において採用されるのかを検討することとした。そのためには、EDI標準契約がどのような場所で利用されるのか、また、どのような標準契約書が望ましいか、などいくつかの基本的な要素について検討を行った。

その一方で、EDIに必要な契約事項を明確にすることなく、EDIを導入することは、いざ障害やトラブルが発生した場合に、法的な解決を困難にするおそれがあるばかりでなく、取引の公正や安全をはかるうえからも問題となる。また、EDIに特有な必要最少限の法的事項を記述した何らかの汎用的な参考契約を提示することは、法実務の観点からEDIについて検討する場合においても重要な課題である。このような問題意識のもとに、本研究委員会では、特定の取引分野を前提とすることなく、EDIに特有な必要最少限の法的な事項を定めたデータ交換協定書（参考試案）を作成することとした。このデータ交換協定書の作成にあたっては、以下のような事項を前提としている。

1.1.2 データ交換協定書的前提条件

1.1.2.1 取引基本契約と個別契約

① 取引基本契約

企業間の継続的な取引契約においては、契約当事者の基本的な権利義務を定める「取引基本契約」が締結されることが広く行なわれている。この取引基本契約に盛り込まれる内容は多岐にわたるが、当該契約の目的、個別契約の成立方法、契約目的物（商品）の所有権の移転時期、代金決済方法、瑕疵担保責任、損害賠償、解除、裁判管轄などが規定されている。

ところが、たとえば支払条件について、取引基本契約においては「支払条件については別に定める」とされ、取引基本契約とは別に「支払条件に関する覚書」が取り交わされるような場合もある。このような覚書によって約定される内容としては、支払条件のほかに、商品の価格・仕様・納期などが挙げられる。こういった覚書は、取引基本契約を補充するものであるから取引基本契約の一部と考えることができよう。

② 個別契約

取引基本契約を締結した当事者が、実際に取引の受発注を行うことで、当事者が目的とする具体的な契約が実現する。このような一回一回の受発注を取引基本契約と区別して「個別契約」と呼んでいる。取引の実務においては、発注者と受注者の間で口頭・電話による連絡または郵便・ファクシミリによる書面の交付あるいはそれらを組み合わせた方法など、予め取引基本契約で約定された個別契約の成立方法に従い受発注が行われ、個別契約が成立することとされている。

なお、商品の数量・価格・仕様・納期などについては、取引基本契約あるいは覚書においては約定されず、個別契約を俟って決定される場合も多い。

発注ごとに数量・価格（相場性のある商品など）等が変動する場合には、そのような対応が实际的である。

③ 取引基本契約と個別契約の関係

EDI取引の「背景となる取引契約」は、伝統的に上述のような取引基本契約＋個別契約という形態を採っていることが多いと思われる。この方法は、安定した権利義務関係の要請（基本契約）と商品価格などのように変動が予想される内容（個別契約）をうまく組み合わせており、取引実務に適合しているといえる。

1.1.2.2 背景となる取引契約とEDI標準契約

現実に行われているEDI取引では、契約当事者間において取引の様々なレベルで合意が形成されており、これらの合意によって取引の内容、データ交換に伴う各種の技術的事項などを具体的に定めている。このような様々なレベルの合意（契約）は、次の3種類に整理することができ、これらの合意（契約）が一体となって継続的な取引契約の仕組みを構成するものと考えられる。

本試案では基本方針（1.1.3）として、EDIを前提としない従来の取引の場合にも想定される取引基本契約を前提とするものであり、これを「背景となる基本契約」と呼び、この背景となる基本契約を前提としてEDIを導入する際に付加されることが想定される部分を「EDI標準契約」と呼ぶ。そして、このEDI標準契約は「データ交換協定（書）」と「運用マニュアル」から構成されるものとした。

① 背景となる取引契約（基本契約）

それぞれの継続的な取引の実体的な契約内容を定める契約であり、取引に応じて基本的に定める必要のある各種の事項を定めるものである。たとえば、受発注の方法、検収の時期および方法、瑕疵担保責任、代金の支払方法および時期その他の事項が定められる。すなわち、従来の継続的取引契約と呼ばれてきた契約そのものといえる。

② データ交換協定（書）

データ交換協定（書）は、電子的な手段によって取引にかかわるデータの交換を行う場合に、そのような手段を取ることに特有な法的問題について基本的な合意事項を規定するものである。この協定（書）では、必要最少限の基本的な原則を定め、システムの運用方法、電子データの内容など細部に関する事項は、運用マニュアルで別に定めることとしている。したがって、運用マニュアルで定める技術的合意に基づいてデータの交換が行われた場合に、そのデータ交換の効果等に関する合意などがこの協定（書）に定められることになる。

③ 運用マニュアル

運用マニュアルは、取引に用いられる電子的なデータ交換を行うために必要な技術的諸事項（メッセージの受信処理方法、システムの運用時間、セキュリティに関する事項等）を具体的に定めるものであり、従来の運用規約などと呼ばれていたものに相当するものである。すなわち、運用マニュアルでは、データ交換を行うために必要な技術的および手続的要件をすべて規定することになる。また、データ交換協定（書）に規定すべき事項と、運用マニュアルに規定すべき事項とは必ずしも厳

密に区別されるものではない。そこで本来ならデータ交換協定本文中に記載すべき事項も、いわば下位規範である運用マニュアルに記載することも考えられる。特にデータ交換協定（書）に規定されていない事項について、運用マニュアルで追加すること、あるいは、データ交換協定（書）に規定されている事項について、運用マニュアルで変更することも考えられる。

なお、本研究会は、データ交換協定（書）に付属する独自のEDI運用マニュアルの作成を行ってこなかったが、今回、取り扱われるべき項目をより詳細に掲げた。運用マニュアルの具体的な内容についてはそれを参照されたい（後掲）。

④ データ交換協定（書）と運用マニュアルの関係

データ交換協定（書）と運用マニュアルについても、両者の関係を検討する必要がある。たとえば、ある約定についてどちらに規定するのかとか、両者の間に齟齬を生じた場合の優劣関係等についてである。

データ交換協定書は、同協定書と運用マニュアルとの関係を「一体をなし」、両者は「同一の効力を有する」ものとした（本研究委員会作成の同協定書第2条2項参照）が、一体をなすものを、データ交換協定書と運用マニュアルに分離したことは、一見矛盾するかのようである。しかし、それには以下のような理由がある。A) 通信機器・通信技術等の進展に伴うEDIシステムのスクラップ&ビルドは不可避であり、これにより運用マニュアルの技術的な規定は相当の頻度で変更を余儀なくされること、B) 運用面の規定について見ると、運用管理者および運用担当者等の人事異動、EDI担当部門の組織変更なども運用マニュアルの記載事項の変更事由になると考えられることから、抽象度の高いデータ交換協定（書）と運用マニュアルとは、分離することが合理的であると思われる。

1.1.3 データ交換協定書作成の基本方針

このデータ交換協定書作成にあたっては、次の事項を基礎としている。

① 継続的取引に関する基本契約の存在

本データ交換協定書においては、当事者間に「継続取引基本契約」、「取引基本契約」等のいわゆる基本契約（背景となる取引契約）が締結されていることを前提としている。このような取引基本契約が締結されていない場合には、納品、検収、代金決済、担保責任その他各種の取引において必要な条項をデータ交換協定書に付加して使用する必要がある。要するに、本データ交換協定書を利用するにあたっては、現実の取引の特性を考慮した修正を行うことが極めて肝要である。

② 中立性の確保

現実のEDI契約においては、他の契約における場合と同様に種々の事情から、取引当事者の一方に有利な事項が定められることがある。しかしながら、データ交換協定書作成の基本においては、このような一方の利益に偏る契約条項は必ずしも適切ではないと考えられる。したがって、本データ交換協定書作成にあたっては、できる限り、当事者間の中立・公正を保つ方針をとった。

③ 汎用性の確保

EDIの対象となる取引は、例えば契約の成立時期一つを取り上げても、すべての取引に共通に適用される「標準」を作成することは不可能である。また、システムによっては、契約の成立にいたる以前の「商談情報」を伝送する場合も有りえ、これらのヴァリエーションを網羅的に記述することは不可能である。

これらの事情に照らし、本データ交換協定書作成にあたっては、取引のEDI化に伴って、当事者間で定めるべき必要最低限の事項を取り上げることにより、ある程度の汎用性を付与することを意図した（ただし、後述するように、継続的な取引の中で商品の受発注を電子的データ交換によって行うことを前提としている）。したがって、本データ交換協定書を利用する場合には、現実の取引の特性、利用するシステムの種類、伝送する情報の種類に応じて、これを適宜修正する必要がある。

④ 想定したシステム

本データ交換協定書作成にあたって想定したEDIシステムの枠組は、主として、物品売買に関する取引当事者が、VAN事業者を介在させず、発注データおよび受注データの双方を伝達する場合であり、かつ、送信者がデータ伝送を起動し、相手方

の指定されたメールボックスに当該のデータを書き込むいわゆる双方向型の場合を想定している。

⑤ 運用マニュアルとの関係

本データ交換協定書は、ある程度の汎用性があるものとするため、取引のEDI化に伴って必要と思われる最低限の事項にとどまっている。この汎用性を確保する上で、本来ならば協定書本文中に記載すべき事項も、いわば下位規範である「運用マニュアル」に記載してある場合がある。この代表的なものは、データ交換の安全および信頼確保のための手順に関する事項であるが、各取引においては、必要とされるデータ交換の安全確保のための手段・手順は異なるであろうことが前提にあるためである。

⑥ 既存の取引契約との関係

本データ交換協定書は、それがすでに当事者間に存在している「背景となる取引契約（underlying commercial contract）」に影響を与えないとの方針のもとに策定している。したがって、可能な限り継続的取引契約、商品売買契約等の名称で締結される既存の継続的な取引の基本契約に影響を及ぼさないようにデータ交換協定を定めるべきである。データ交換協定に伴って基本契約の内容を変更する必要がある場合には、基本契約を改定することが望ましいであろう。

⑦ 各種の法規制との関係

取引分野によっては、各種の業法による規制がある。また、取引が下請法の適用を受けるものである場合には、書面交付義務やその記載事項が定められており、その条項を遵守しなければならない。しかしながら、これらの法規制を網羅的に包含する標準契約を作成することは不可能であり、本データ交換協定書においては、これらの法規制を考慮することなく試案を作成している。そこで現実には本データ交換協定書を利用して具体的なデータ交換協定書を作成するにあたっては、これらの法規制に適合化させる必要がある。

なお、本データ交換協定書は企業間の対等な取引を想定して作成されている。公共機関による調達、消費者との取引等への適用を否定するものではないが、現に適用するに際しては、政府調達や消費者保護に関し契約に規律を加える諸法規等を勘案の上、適宜修正する必要があるだろう。

⑧ 国際的な視野

本データ交換協定書は国内取引に適用されることを前提として作成されている。しかし、勿論、EDIには国境がなく、国際取引に適用されるデータ交換協定との整

合性を図る必要がある。そのため、署名・原本など文書に特有な問題について電子データの場合にどのように扱うかなど我が国の制度上必ずしも必要でない事項は規定していないが、UNCITRAL EDI モデル法やECE/WP.4のモデルデータ交換協定書等を参考にし、国際的な動向もある程度視野に入れた条項となっている。しかし、本データ交換協定書では、国際取引に特有の事項や、我が国の制度上必ずしも必要でない事項は規定していない。そのため、本データ交換協定書を現に国際取引に適用する際には、基本契約またはデータ交換協定書において、準拠法や裁判管轄、紛争解決手段(ECE/WP.4モデルデータ交換協定書の第7.1条及び第7.7条を参照)等を規定する必要がある。なお、電子的記録の書面要件、電子データの証拠法上の位置付けについては、第9条の解説を参照。

1.1.4 データ交換協定書利用の留意点

本データ交換協定書は、全13条から成り、各条項に関する詳しい解説については、1.3の「データ交換協定書（参考試案）の逐条解説」を参照されたい。なお、これまで述べてきたところからもわかるように、本データ交換協定書は、上述の基本方針に基づいて作成したものであり、具体的な取引にそのまま適用できるわけではない。すなわち、本データ交換協定書を利用するにあたっては現実の取引の特性を考慮した修正を行うことが極めて肝要である。本データ交換協定書では、立案の趣旨や問題点などについては「コメント」で解説しているので、その意図を十分に理解した上で、各業界にとって適切な標準協定書を作成する必要がある。

1.2 データ交換協定書（参考試案）

以下に、作業部会を中心に作成した「データ交換協定書（参考試案）」を示す。

データ交換協定書（参考試案）

ver.1.0

_____（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）
とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における別紙記載の商品に関する継続的取引（以下「本件取引」という）に基づく個別の契約（以下「個別契約」という）を電子的なデータ交換により成立させることに関して次のとおり協定を締結する。

第1条 データ交換の実施

甲および乙は、本件取引に関する個別契約をデータ交換により成立させることに合意する。

第2条 運用マニュアル

1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、メッセージ構成、伝達するデータの種類、システムの稼働時間その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という）で定める。
2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要性が生じた場合には、その変更に伴う費用負担を含め、甲乙間で事前に協議を行い合意のうえ変更する。

第3条 データ交換の安全および信頼確保のための手順

甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めることに合意する。

- (1)発信者の同一性の確認手順
- (2)発信者の作成権限の確認手順
- (3)データ入力誤りの確認手順
- (4)伝送途上におけるデータ変質の確認手順
- (5)その他甲および乙が合意する事項

第4条 データの伝達

データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、相手方のメールボックスに書き込むことにより行う。

第5条 読み出し不能データの取扱い

1. 伝達されたデータの読み出しができない場合データの受信者は、これらの事情を知った後、直ちに、相手方に対してその旨を_____により通知する。
2. 前項による通知がある場合、発信者は当該のデータを撤回したものとみなす。

第6条 受信確認

1. 甲または乙は、相手方に対し、その伝達にかかる発注データまたは受注データの受信確認を求めることができる。この受信確認の方法は、特段の指定のない限り_____の方法によるものとする。
2. 前項の受信確認を受領した場合、当該発注データまたは受注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。

第7条 データの確定

甲および乙は、伝達されたデータが第3条各号に定める安全確保のための手順にしたがって作成・伝送された場合には、それぞれ確認された事項につき受信データの内容が確定することに合意する。

第8条 個別契約の成立

本件取引に関する個別契約は、受注データが伝達された時に成立するものとする。ただし、乙が甲に対して第6条の受信確認を求めた場合には、個別契約は受信確認の受領の時に成立するものとし、かつ甲乙間に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

第9条 データの保存および交付

1. 甲および乙は、それぞれの発信にかかるデータおよび受信にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。
2. 保存および交付の細目に関しては運用マニュアルに定める。

第10条 費用負担

この協定に定めるデータ交換の運用に伴う費用の負担は別に定めるとおりとする。

第11条 システムの管理

1. 甲および乙は、データ交換が円滑かつ安全に実施されるようそれぞれシステムを管理するものとする。
2. システムの異常、故障発生時に伴う措置は、運用マニュアルに定めるところによる。

第12条 基本契約との関係

甲乙間で締結した本件取引に関する__年__月__日付基本契約書に定めた事項とこの協定に定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。

第13条 有効期間

この協定の有効期間は__年__月__日から__年__月__日までとし、期間満了の3カ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申出のない限り同一条件をもって更に__年継続するものとし、事後も同様とする。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

1.3 データ交換協定書（参考試案）の逐条解説

「データ交換協定書（参考試案）」の条文だけでは使用者に作成意図が正しく伝わりにくい点もあり、また、データ交換協定書は各種業界・業態に共通して参考になるよう作成されているが、実際に使用する際には、それぞれの業界・業態に合った内容に修正する必要がある。そのため、それぞれの条文の意図するところおよび使用するための留意点などについてここで解説する。

前 文

_____（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における別紙記載の商品に関する継続的取引（以下「本件取引」という）に基づく個別の契約（以下「個別契約」という）を電子的なデータ交換により成立させることに関して次のとおり、協定を締結する。

（コメント）

(1) 協定の対象

このデータ交換協定書は、すでに継続的な商品の売買について基本的な契約を締結している当事者間において、個別的な受発注を電子データ交換によって行う場合を想定している。

(2) 協定の位置づけ

データ交換協定書では、電子的な手段によってデータ交換を行うことから生ずる問題に限定して規定している。例えば、商品の引き渡し、検品の有無、その方法、代金の決済時期、その方法など本件取引に関わる基本的な問題については、基本契約で定められていることを前提としている。また、システムの運用方法、電子データの内容など細部に関する合意は運用マニュアルで別に定めることにしている（第2条参照）。

(3) 取引の内容

前文は、電子データ交換協定の目的を明らかにするとともに、協定の対象となる取引を明らかにするものである。

協定の対象となる取引を別紙に記載することとしている。対象となる取引の表示があまり複雑でなければ、別紙とせずに、前文に書き込むことあるいは取引の対象に関する条

項をおくことも考えられる。例えば、後者の場合には、「第1条 本協定は、以下の商品の受発注に適用される。…」というような規定が考えられる。

第1条 データ交換の実施

甲および乙は、本件取引に関する個別契約をデータ交換により成立させることに合意する。

(コメント)

当事者の合意

継続的取引関係にある甲と乙とが個別的な受発注を電子データ交換によって行うことに合意したことを明文で規定するものである。前文があれば、特に本条の必要はないようにも考えられるが、当事者が合意したことを明確にするために本条を置いている。なお、国際取引に適用する際には、基本契約(またはデータ交換協定書)において、準拠法や裁判管轄、紛争解決手段(ECE/WP.4モデルデータ交換協定書の第7.1条及び第7.7条を参照)等を規定することが必要となろう。

第2条 運用マニュアル

1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、メッセージ構成、伝達するデータの種類、システムの稼働時間その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル(以下「運用マニュアル」という)で定める。
2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、その変更に伴う費用負担を含め、甲乙間で事前に協議を行い合意のうえ変更する。

(コメント)

(1)運用マニュアルの性格

運用マニュアルは、データ交換協定書(協定書)を受けて、取り扱うデータの種類、データフォーマット、データの伝達方法などをはじめ、データ交換を行う際に必要な技術的要件及び手続の詳細規定を定めるものである。実際のデータ交換の運用は、この運用マニュアルに従い行われることとなる。

運用マニュアルは協定書の一部として、その内容は法的拘束力を持つ。協定書ではその条項において、各項目の詳細が運用マニュアルで定められることを前提としており(第3条乃至第6条、第9条乃至第11条)、各項目の決定、変更については取引当事者間で合意した内容を明らかにしておくため、原則として書面によりなされるべきであろう。上記の条項において「甲乙間で別に書面により定める」(第1項)「合意の上書面により変更する」(第3項)と明記しておくことも考えられる。なお、変更はある程度柔軟に行えることが望ましいため、協定書の記名捺印者以外にも運用マニュアルの変更権限を持つ者を定めておくことも考えられるであろう。また、軽微な変更については、相手方への一方的通知で足りる場合もあり、この場合は、どのような変更について、通知で足りるのか、通知方法や通知先について、運用マニュアル上に規定しておく必要がある。

また、協定書と運用マニュアルに齟齬が生じた場合、どちらが優先するかを規定しておくことが望ましい(ECE/WP.4モデル交換契約では、モデル交換協定書が技術的附属書に優先する旨を規定している)。運用マニュアルの変更により、協定書と矛盾が生じる場合には、協定書も変更し、齟齬が生じないようにすべきであろう。なお、基本契約と齟齬を生じる場合には、協定書及び運用マニュアルの定めが優先して適用される(第12条参照)。

(2)運用マニュアルにおいて定める事項

はじめに述べたように、協定書は汎用性を持たせるため、最低限の事項についてのみ定め、具体的な運用に必要な項目はすべて運用マニュアルで定めることを前提としている。運用マニュアルで定めるべき事項として、後に掲げるような項目が考えられる。項目によっては協定書で定める方がふさわしいと考えられるものもあり、実際に行われるデータ交換の内容に応じて追加、変更が必要であろう。用語の定義などは、本来、協定書において使用される用語は協定書で定め、運用マニュアル上使用される技術用語については運用マニュアルで定めるべきであろう。

1. 協定書及び運用マニュアル上使用する用語の定義

2. システムの内容

- 1) システムの適用範囲
- 2) システム概念図及びシステム構成

3. 運用手順

- 1) 伝達するデータの種類
- 2) 伝達するデータの内容

ex. 発注データ：種類、数量、納期、納入場所等

* 下請代金支払遅延等防止法の適用対象となる場合、発注内容は「必要に応じ、磁気記録媒体等」に記録され、明確に書面に表示されるようにしておかなければならない。発注内容についても記載すべき事項が定められており、当該法令に沿った対応が必要(下請法第3条及び関連規則)である。

3) 伝達方法

通信プロトコル／接続形態／通信回線種別／通信手順 等

4) 運用日時

運用日／時間

時間外に受領したデータの取扱い

受注データ伝達までの期間／返送がなかった場合の効果

(ex. 発注データ受領後、X日以内に受注データの受信がなければ発注は拒否されたものとみなす)

5) 読み出し不能データの取扱い(第5条コメント参照)

通知方法／通知がなかった場合の当該データの効力

6) 受信確認(第6条コメント参照)

受信確認が必要な場合の方法／受信確認受信までの期間

7) データの保存(第9条コメント参照)

保存する主体

データの範囲

期間

態様

4. 安全対策

1) システムの管理(第11条コメント参照)

システム管理及び保守の方法

責任範囲

相手方への連絡方法

管理責任者／管理責任者変更の連絡方法

2)安全確保のための手順(第3条コメント参照)

(1)発信者の同一性の確認手順

パスワード、電子署名、暗号化等

(2)発信者の作成権限の確認手段

電子署名等

(3)データ入力誤りの確認手段

(4)伝送途上におけるデータ変質の確認手段

パリティチェック、暗号化等

(5)その他の手段

3)異常発生時の措置(第11条参照)

- ・ 異常発見時の報告義務／報告体制
- ・ 主任担当者の氏名、連絡先及び連絡方法
- ・ 休業時の連絡方法（通常時の運用、管理等の担当者と同じとは限らない）
- ・ 予想される障害と対処方法
- ・ 責任分担
- ・ 代替的な情報伝達方法（電話、FAX、郵便、手渡しなど）
- ・ 緊急用設備の設置方法、さらには応急措置
- ・ 原因究明及び回復のための見通し、措置、報告（コモンキャリア、ハードメーカー等第三者との連絡、協調の体制）
- ・ 既処理データの点検。
- ・ 損害の拡大を防ぐための一般的な協力義務および拡大損害についての賠償責任の定め

5.費用負担(第10条参照)

1)原則

2)費用項目

イニシャルコスト／ランニングコスト／その他

6.運用マニュアル変更の方法

*変更履歴も一目でわかるようにしておくべきである

関連条項：第3条 データ交換の安全及び信頼確保のための手順

第4条 データの伝達方法

第5条 読み出し不能データの取扱い

第6条 受信確認の方法

第9条 データの保存及び交付

第10条 費用負担

第11条 システムの異常、故障発生時の措置

第3条 データ交換の安全および信頼確保のための手順

甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めることに合意する。

- (1) 発信者の同一性の確認手順
- (2) 発信者の作成権限の確認手順
- (3) データ入力誤りの確認手順
- (4) 伝送途上におけるデータ変質の確認手順
- (5) その他甲および乙が合意する事項

(コメント)

(1) 本条の趣旨

本条はデータ交換の安全および信頼確保のための手順を定めた規定である。EDIにおいては取引が電子化されるために、紙ベースの取引に比べ、受信したメッセージ上で相手方の同一性やその権限について確認することが困難となる。そこで伝送されたデータの発信者の同一性の確認（identification）、発信者の作成権限の確認（authorization；ここでは当該データ発信に関する決済権限の意味で用いる。）、伝送途上でデータの変質がないことの確認（data integrity）、データ入力の誤り（data entry error）がないこと等の点について、予め確認の手順を定めておく必要性も生ずる。このような確認のための手順を定めておけば、受信したメッセージがこの手順にしたがって作成、伝送されていることを確認することにより、無権限者による発信やデータの改竄、入力の誤り、伝送途上におけるデータ変質などに対応することができ、受信したメッセージに対する受信者の信頼を保護することも可能になる。もしこのような手順が定められていないと、例えば無権限者がデータを作成・伝送した場合や伝送途上でメッセージが変質した場合の処理は民法の一般原則によることとなり、表見代理、錯誤等の困難な問題を生じ、電子取

引の迅速・円滑を阻害するおそれもある。

(2) 各手順の具体例

本条に規定する手順として、最も汎用性があるのは、暗号技術の利用であろう。また、暗号技術を利用し、ある特定人が固有に使用する暗号鍵についての証明をする事業者（公開鍵方式の場合には、秘密鍵に対応する公開鍵の証明を発行する「認証機関」がこのような事業者にあたる）のサービスを利用する場合には、このようなサービスに依拠して、本条の手続きを定めることも可能となる。ただ、後述のとおり、本条の手続きは、取引の種類により千差万別であり、かならずしも暗号技術だけが全てであるわけではない（ちなみに、本条第6号の受信確認は、暗号技術のみでは実装化しえない）。

第1号の発信者の同一性の確認手順としては、パスワード、電子署名、暗号化等がある。

第2号の発信者の作成権限の確認手順としては、データ発信可能な端末を権限者でなければ使用できないように制限すること、メッセージ上に作成権限者の電子署名を付する等の方法がある。

第3号のデータ入力の際の誤りの有無に関する確認手順としては、入力されたデータ値の異常性を排除するような仕組みを用いるものがあり、値の上限・下限を設定し、この範囲を外れたものは異常データとして排除する、商品コードと商品名の双方を送信するようにしてこれらが一致しない場合にエラーデータとする等がある。これらの手順の採用により、一定程度、商品の数量、種類に関するリスクを軽減することも可能になる。

第4号の伝送途上におけるデータ変質の確認手順としては、パリティチェック、一方方向ハッシュ関数の利用や暗号化が挙げられる。後者では、暗号化されたデータが伝送途上で変質した場合、これを所定の鍵によって復号しても意味をなすメッセージが再現されないこととなり、これによって変質が判明する。

(3) 各手順の選択基準等

本条では、以上の項目を例示しているが、多くの場合、これらの安全対策（トランザクション セキュリティ）を講ずるためには費用が必要になる。また取引の種類や実態により、必要とされる安全対策の種類や程度も異なると考えられる。したがって、現実に適用されるデータ交換協定を作成する場合には、これらの安全対策のうち必要な手順を選択し、また業種の特殊性に応じ、第5号に掲げているように他の手順を加える必要もあろう。たとえば、特に慎重を要するシステムの場合、申込みに対して単に諾否を

通知するのでなく、申込の内容を繰り返した上で承諾する旨のメッセージを送ることとし、この両者が一致してはじめて個別契約が成立するという一連の手段を採用すること、などが考えられる。

いずれにしても各手順の詳細は運用マニュアルで定め、これが履践されているかどうか事後的にも確認できるようにする必要がある。

なお、上述のように、実際の協定においてどのような安全対策のための手順を採用するかは、伝送されるデータの重要度を勘案して、ある手順を採用した場合に要する費用（ハード・ソフトのコスト等）とこれによって得られる効果を考量して決定することとなる。検討対象としては、経済的負担のほか、どのような暗号方式を採用するかにより、暗号化／復号化にかかる技術的負担、伝送に関わる負担、安全性、鍵管理の容易さ等に違いがあり、どの範囲を暗号化するかに関して、暗号化されていさえすれば十分か、認証機関の介在する作成権限者の電子署名である必要があるのか、また、契約内容や注文数、価格といったすべての項目に機密性を要するのか、といったことがある。

第4条 データの伝達

データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、相手方のメールボックスに書き込むことにより行う。

（コメント）

（1）伝達方法

具体的な伝達方法については、運用マニュアルで定める。

ここでは、発信者がデータを発信して、相手方のメールボックスにデータが到達し、読み出し可能な状態になったときをデータの伝達としている。間にVAN会社が介在する場合のように、具体的なデータ交換システムの構成により、定め方が異なることとなる。いつをもって「伝達」したかについては、契約の成立の問題にも関係するため重要である。本試案では、「相手方メールボックスに」、「書き込」むことを、データ伝達としている。しかし、その他の態様も考えられる。すなわち、VAN事業者などの第三者のメールボックスを利用する場合や、自己のメールボックスに書き込み、相手方が読み出しに来る場合もありうる。いずれにせよ、その態様に応じた規定が必要となる（契約の成立時に関しては、第8条（コメント）（2）個別契約の成立時期、参照）。

第5条 読み出し不能データの取扱い

1. 伝達されたデータの読み出しができない場合、データの受信者は、これらの事情を知った後、直ちに、相手方に対してその旨を_____により通知する。
2. 前項による通知がある場合、発信者は当該のデータを撤回したものとみなす。

(コメント)

(1) 読み出し不能データの取扱い

本条は、発信者から受信者に伝達されたデータ（発注データ）が、受信者の責に帰すべき事由によらない何らかの原因（技術上の原因）によって、読み出し不能となった場合の取扱いを定めている。注意しなければならないのは、ここでの発信者・受信者は、発注者・受注者と読みかえてはならないという点である。見方を変えれば、発注者・受注者はいずれも発信者・受信者になりうるので、当事者の公平性が強く要請されるところである。かかる場合、受信者は、発注データが読み出し不能であることの通知義務を課すことが求められている。ただし、読み出し不能という事実は、第8条における契約の成否とも直接関わり（原則として「受注データ受信の時点」に個別契約は成立する。第8条参照）、様々な具体的状況が想定されるため、発信者・受注者いずれにも不利にならないよう、単方向・双方向型共に場合を分けて具体的な取り決めをする必要がある。例えば、

1) 伝達されたデータが受信者側に到達した痕跡は認められるが読み出し不能の場合

原因として人為的な操作ミス（暗号化処理の誤り）、ソフト・ハード的なトラブル、第三者の介入が考えられる。この場合、本条に従った対応で足りるが、あくまでも伝達データ内容が読みとり可能な状態で伝達され、発信者が確認できることが原則となる。受信者側に過大な通知義務（誰が発信者であるか、あるいは伝達内容を定期的に確認すべき義務を負担させるなど）を負わせないよう配慮が必要である。受信者側に到達した痕跡のみによっては、発信者すら確認できない場合には、本条の予定している「通知」そのものの対象となる前提が欠けるため（すなわち、読み出しそのものがない）、受信者は本条の通知義務を免除され、当該データは伝達されなかったものとするべきであろう。

第6条によって、受信確認手段が定められている場合にも、伝達されたデータ内容そのものが読み出し不能にもかかわらず、システム上の自動的に受信確認がなされることも多いとみられるが、この場合には、第6条2項ではなく本条によって発信者はデータを撤回したものとみなされる。

2) 読み出し可能であるが内容に誤りがある場合

読み出し可能なデータに対して内容に誤りがある場合を本条では対象としていない。しかし現実には、データ内容の全部または一部に明らかに動機の錯誤や操作上のミス（キーボードの打ち間違いなど）がみられる場合、受信者に通知義務がないとすることには、継続的取引などを前提とすると、疑問の余地がある。この場合にも、当事者の公平に配慮しつつ妥当な対処方法を運用マニュアルで定めるべきであろう。

なお、入力データの誤りの有無の確認手段（第3条3号）との関係でも、受信者の負担が大きくならないよう、一定の基準によってシステム上で自動処理ができるような合意をなすことが望ましい。

(2) 読み出し不能の通知

伝達されたデータが読み出し不能である場合の通知方法（手段、通知時間等）についても取引のタイミングを失わせないように配慮して（迅速性が要求されることが多い）、具体的に運用マニュアルで定めておく必要がある。この場合の通知方法としては、電子メール・FAX・電話・郵便等の方法が考えられるが、できれば電話のように口頭による通知ではなく、後に証拠が残せるような方法で行うことが望ましい。

(3) 読み出し不能通知の効果

受信者から前項の読み出し不能の通知がなされた場合には、発信者が当該発信データを撤回したものとみなされる。場合に応じて、当該発信データを撤回した上で、発信データの再送を義務づけるなどの取り決めにする事も考えられる。取引内容によっては、読み出し不能の通知について一定の通知期限を設け、期限が過ぎた場合は、リスクの負担は通知をしなかった側が負うなどの取り決めをすることも考えられる。なお、単方向型で発注のみで契約が成立する場合には（受注者の承諾につき包括的合意ある場合）、受信者の立場の保全を考慮し、あらかじめ運用マニュアルに基づき発注データが伝送されたことを証明する手順の合意が必要であろう（第8条コメント末尾参照）。

(4) VAN会社のシステムを介したデータ伝達

VAN会社介在型の双方向システムを前提とし、情報処理の一環として第6条の受信確認が行われる場合にはどのように考えるべきであろうか。個別の約定による受信確認が本条に優先するものとし、読み出し不能の場合でも、撤回とみなさないようにすることも考えられよう。例えば、VAN会社が発注者受注者間の媒介責任を負担する約定に基づ

き、発信者受信者間の意思伝達について、FAX、電話その他の手段により運用マニュアルで定められた受信確認を代行する場合である。すなわち、前もって定められた頻度でVAN会社が発注者受注者のメールボックスにアクセスして受信確認を代行するシステムを前提とすれば、読み出し不能という事態は大事故によって通信途絶でも起きない限り想定しにくいからである。すなわち、この場合には本条（第5条）並びに第6条、第8条における意思確認手段によることなく、VAN会社自身が当事者との個別契約に基づく代行責任を関係当事者に対し負担するものといえよう。

第6条 受信確認

1. 甲または乙は、相手方に対し、その伝達にかかる発注データまたは受注データの受信確認を求めることができる。この受信確認の方法は、特段の指定のない限り _____ の方法によるものとする。
2. 前項の受信確認を受領した場合、当該発注データまたは受注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。

（コメント）

(1) 受信確認の意味

受信確認とは、伝達されたデータが到達したという事実を通知することである。これは、伝達されたデータの内容を了知したことを意味するものではない。また、伝達されたデータの内容に対する受信者側の意思表示（例えば、申込に対する承諾）を意味するものでもない。

この受信確認は、データが到達したという事実の証明に際しては決定的な意味を有するが、それ以上に受信確認にどのような法的効力をこれに持たせるかについては、当事者間の合意によることになる（例えば、本条2項、第8条但書）。

(2) 相手方に対する受信確認の要否

第1項では、受発注の当事者である甲または乙は、その相手方に対して「受信確認を求めることができる」と規定している。これとは異なり、データの伝達があれば常にそれに対する受信確認を行うものとする、と定めることも考えられる。しかし、それは、そのための通信コストの負担を考えると必ずしも合理的ではない場合があり、また、取引の種類によっては、受信確認を必要としないとするほうが妥当な場合もある。

(3) 受信確認の方法

1) 受信確認の方法の選択

受信確認の方法については、その伝達の手段、内容および時期等につき種々のあり方が考えられ、それらをあらかじめ約定しておく必要がある。例えば、手段についていえば、受信確認も受発注のデータ交換と同様のシステムを使って電子的に伝達される場合が多いであろうが、電話やファクシミリ等によらずともすることも考えられる。したがって、その方法の詳細については、運用マニュアルに譲るという規定の仕方もある。そこで定めた受信確認の方法が著しく信頼性を欠くものであるような場合には、第2項に定める受信確認の効力が認められないことになり、方法を定めるにあたってはその内容に十分留意する必要がある。

2) VANシステムを介したデータ交換と受信確認

本協定書では、データの伝達については、相手方のメールボックスにデータを書き込むという方式のシステムが前提となっている（第4条）。それとは異なり、データ交換がVAN会社を介して行われ、VAN会社に伝送された受発注データがそこに置かれたメールボックスに仕分けされ、受信者がそれにアクセスするという方式がとられる場合も少なくない。この場合も、受信者側が電話やファクシミリで直接に受信確認を伝送するものとするときには、本条にしたがって処理することができる。しかし、例えば、VAN会社によってこれを代行する方法がとられることもあり、この場合の受信確認については、両者の関係に応じて種々の態様が考えられ、本条がそのまま妥当しないことが多い。甲・乙双方とVAN会社との関係やそこでのネットワーク利用に係る契約・協定に則して、受信確認の方法やその効果を規定することが必要となる。

(4) 受信確認の法的効果

1) データ伝達の完了

第2項では、受信確認の効果として、「受信確認を受領した場合、当該発注データまたは受注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達なかったものとみなす。」というみなし規定をおいている。

これによって、甲が乙に受信確認を請求してそれを受領したときには、甲の申込みは到達したことになり、乙はこれに拘束されることになる（民法521条1項、524条参照）。逆に、乙が甲に受信確認を請求してそれを受領したときには、乙の承諾は到達したことになる。本協定書では、契約の成立につき発信主義による民法の規定（526条1項）とは異なり、受注データが伝達されたときに成立するとする立場を採用され

ている（第8条本文）。それを受けて、乙が甲に対して受信確認を求めた場合には、受信確認の受領の時に個別契約が成立するものとする、という条項が置かれている（第8条ただし書）。

なお、受信確認の受領には、データ伝達の完了の効果が与えられるだけで、それ自体は、伝達されたデータの内容を了知したことないし了知可能となったことを意味するものではない。したがって、受信されたデータの読み出しができないことが判明したような場合には、その場合の受信確認には、上記のような契約の申込みや契約成立の効果は生じない。

また、本条によれば、逆に受信確認の受領がない場合には、伝達がなかったものとみなされる。受信確認を求めた場合には、実際には受信がなされていても、本条1項所定の方法による受信確認が伝達され請求した者によってそれが受領されない限り、伝達されなかったことになる。すなわち、この場合には、甲の発注データ（申込み）は伝達されなかったことになるから、甲は申込みに拘束されないし、乙の受注データ（承諾）は到達しなかったことになるから、契約は成立しない（第8条参照）。

このような規定の仕方（みなし規定）のほかに、受信確認があれば、データの伝達の完了が推定されると規定して、データ伝達の相手方に反証を認めるという規定の仕方も考えられる（推定規定。UNCITRAL EDI モデル法第14条(5)項、ECE/WP.4モデル交換協定書3.2.2条参照）。

2) 受信確認を受領する前の履行準備等

受信確認を求めた場合、受信確認の受領がない場合には、伝達がなかったものとみなされる。したがって、受信確認を受領するまでは、当事者が契約に係る種々の処理を行う場合、それぞれの費用と責任において行われることになる。例えば、乙が甲に対して受注データの受信確認を求めながら、それと併行して履行の準備等をした場合、甲からその受信確認が伝達されなかったときには、それに係る費用等のリスクは乙が負担すべきことになる。当事者間の事情によっては、その趣旨を明文化した条項を置くことが望ましい場合もある。

(5) 受信確認の伝達の安全および信頼確保

受信確認は、受発注のデータ交換と同様のシステムを使って電子的に伝達される場合も少なくない。その場合、伝送に際してのデータの食い違いや無権限者による伝送等に対する安全および信頼確保のための配慮が必要となる。それについて、本協定書による場合には、第3条で定めるデータ交換の安全確保のための手順を履践して受信確認を受

領すれば、受信確認がなされたものと解される（第7条参照）。

第7条 データの確定

甲および乙は、伝達されたデータが第3条各号に定める安全確保のための手順にしたがって作成・伝送された場合には、それぞれ確認された事項につき受信データの内容が確定することに合意する。

（コメント）

(1) 本条の趣旨

本条は第3条の規定を受けて、安全および信頼確保のための手順が履践された場合の効果を規定する。すなわち、第3条で規定する手順が履践されていることが確認された場合にそれぞれ確認された内容についてデータが確定するという効果が発生することを定めている。例えば、第3条の発信者の同一性の確認手順の履践（決められたパスワードの使用等）が確認された場合に、データ発信者がデータ上に表示された名義人と同一であることに確定するということである。

(2) 主張立証責任との関係

本条の規定は、訴訟における主張立証責任と関連する。例えば、EDIによる契約の申込がなされ受信者がこれに対し承諾した場合に、これによって成立した契約に基づく請求をするときの主張立証責任は、当該契約による法律効果の発生を主張する者、すなわち原則として受信者が負担することとなる。したがって、受信したメッセージが真に相手方が作成したものであるかどうか、発信者がデータの作成・伝送権限を有するかどうか、データが伝送途上において変質しているかどうか、などについて争いがある場合には、受信者は、これらの事項を主張・立証しなければならないことが多かろう。ただ、EDIにおいては、こうした立証は一般的には困難である。

本条の規定によって、第3条に基づいて定められた手順の履践、すなわち定められたパスワードの使用、暗号鍵の使用等の事実を受信者が証明すれば、これに対応するデータであることが確定されることになるが、これらの事実の証明は比較的容易である。例えば、パスワードの使用であれば受信者に送信されたパスワードを確認すればよく、また暗号鍵の使用の事実、意味あるデータとして復元されることから証明される。

(3) データの確定の意味

本条ではデータの確定という用語が使用されているが、その意味に注意する必要がある。

第3条の手順の履践の効果に関する定め方としては、一般的には、確認された内容の事実を推定するとするという方法と、これを見做す（擬制）という方法がありうる。この両者の相違は、前者であれば反証が許されるのに対し、後者ではこれが許されないというところにある。しかしながら、第3条の手順を履践した場合の効果として、この両者のうちいずれを採用すべきかを一律に論ずることは困難であろう。なぜならば、例えば同一性確認のための手順として暗号システムを採用した場合であっても、その強度には高低があり、また安全対策に関する技術の進展に伴い、これを阻害する技術もまた進展することも予想され、推定的効果に留めるのが妥当か、擬制的効果まで認めるかを一律に決定することには問題があるからである。参考試案では、とりあえず第3条の手順を履践した場合の効果として「確定」という文言を使用しているが、もし、この効果がいずれであるかを明確にしたい場合には、上記の問題も考慮したうえ、その趣旨を文言上も明らかに規定する必要があるだろう。（なお、UNCITRAL EDI モデル法第13条では、所定の要件を満たすデータメッセージについて、発信者の同一性(同モデル法の用語では「データメッセージの帰属」)に関して推定的効力を与えている）。

(4) 確認手順と効果の対応

採用された確認手順と効果とが対応していない場合、場合によってそのような効果が認められないことがありうるので、この点留意が必要である。これに関しては米国の統一商法典第4 A編の電子資金移動に関する規定で用いられる「安全保護手続き (security proceduer) における「取引上の合理性 (commercial reasonableness)」の概念が参考となる。

この概念は、必ずしも技術上の観点だけから安全対策に伴う効果を定める規定ではないが、例えば、採用された確認手順が高度の安全性を保証するもの（強度の強い暗号による暗号化が採用されている場合等）である場合には、単に固定的なパスワードのみを採用しているような場合に比べて、同一性の確認についてのメッセージに対する信頼がより強く保証されるという考え方である。このような考え方は、当事者間において見做し規定をおく場合の参考になろう。

なお、第3条の手順の定め方によってはその履践を受信者が知り得ないことがある。そのような手順の履践を要件としても、受信者は手続きが履践されたことを立証できないため、法律的には、本条による効果を受け得ない場合もあることには留意する必要がある。

ある。本条の規定は、諸外国・諸国際機関が作成発表しているEDIモデル契約に比べて、データ交換の安全および信頼確保のための手順に関する規定に加えて、これを履践した場合の効果についても規定した点に特徴がある。

第8条 個別契約の成立

本件取引に関する個別契約は、受注データが伝達された時に成立するものとする。ただし、乙が甲に対して第6条の受信確認を求めた場合には、個別契約は受信確認の受領の時に成立するものとし、かつ甲乙間に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

(コメント)

(1) 本条の趣旨

本条は、第7条でデータの内容が確定する旨を定めていることを前提として、個別契約の成立時点を明らかにするものである。

データ交換協定においては、データの交換にかかわる問題についてだけ規定するという考え方からすれば、個別契約の成立時点については取引の基本契約の中で規定すべきであるということも考えられる。しかし、ここでは、継続的な取引契約の中で、電子的なデータ交換による個別的な受発注を対象としているので、特に個別契約の成立時点を定める明文規定を置くこととしている。したがって、基本契約の中で個別契約の成立時点についての規定が存在する場合には、本条は必ずしも必要ないであろう。

継続的な商品の売買契約において、個別的な受発注を法的にどのように構成するかについてはいくつかの考え方が可能であるように思われる。商品の売買については、すでに基本契約で合意されていて、1回1回の受発注を出荷指図とそれに対する応諾と構成することも可能であるが（そのように理解している業界もあるようである）、継続的な売買を成立するものと理解するのが一般的であるように思われる。

(2) 個別契約の成立時期

本試案の規定するデータ伝達方式（第4条）を前提として、本試案は様々なデータ交換の態様を想定しているが、それぞれの態様により、契約成立時期は異なる。それらの全体像把握の便宜のため、「データ交換の態様別、契約成立時期に関する概念図」を参照のこと。

個別的な売買契約の成立時点を定めることの意義は、それによって個別的な契約が確

定し、売主または買主としての権利義務関係が発生する時点を明らかにすることである。民法では、隔地者間の契約の成立時点を申込に対する承諾が発信された時と規定している（526条1項）。このような隔地者間の契約の成立に関する民法の原則である承諾の発信主義によれば、電子データ交換による個別契約は、法的に承諾と評価される電子データの発信時点において成立することになる。買主の発注データに対応して売主の受注データが伝送される場合には、前者を申込、後者を承諾と解することができるから、受注データが発信された時点で個別的契約が成立することになる。本条は、このような民法の原則を修正し、受注データの受信時に個別的な契約が成立するものと定めている（到達主義）。周知のように、民法における承諾の発信主義は、イギリス法に由来するものであるが、契約が成立するためには承諾の効力が存在することが必要であるという論理的な前提と必ずしも整合性がなく、その両者をどのように理論構成するかについて、停止条件説、不確定効力説などいろいろの学説が主張されている。例えば、発信された承諾が相手方に到達しなかったときに、承諾の発信によっていったん成立した契約が結局効力を生じないことになるのであるが、それをどのように説明するかなどの問題が生ずるのである。本条では、このような民法の原則によらず、承諾に当たる受注データが伝達された時点で個別契約が成立するとしたものである。UNCITRAL EDI モデル法においてもとられている考え方である。隔地者間の取引といっても、コンピュータを利用した通信システムによって電子データが交換される場合には、特殊な場合を除いて、データの発信時点と受信時点との間にはほとんど時間差はなく、発信されたデータが何らかの事由によって受信されなかったときのことを考えると、発信主義をとるよりも到達主義による方が合理的であろう。

(3) 受信確認との関係

なお、受注者が発注者に受注データの受信確認を求めたときには、受注データの伝達時ではなく、受信確認データの受領時に個別的な契約が成立するとしている。すなわち個別契約は、受注データの伝達時よりも遅い時点である受信確認の受領の時に成立することになる。受注者が受信確認を求めるのであるから、契約の成立時が遅くなることも許されるであろう。

(4) 双方向システムと単方向システム

本条は、発注データに対して受注データが送信されることを原則としている。UNCITRAL EDI モデル法でも同様である。現実に行われている受発注システムにおいて

は、発注データのみが送信され、それを応諾する旨の受注データが送信されないことも少なくないようである。システム全体の安全性の観点からすると、受注データが送信される方（双方向システム）が望ましいといえよう。しかし、日用雑貨のように比較的単価が低く常に在庫があって発注にいつでも応じられるような商品の受発注などにおいては、通信コストの節約などの理由から発注データのみで個別的な契約が成立するというシステム（単方向システム）にも十分な合理性があるといわなければならない。本条は、このような単方向システムの存在を否定するものではない。この場合には、発注という一方的な意思表示だけで個別的な契約が成立するというのではなく、基本契約において、発注者からの発注があれば、受注するという受注者の承諾があらかじめ包括的に与えられていると解することができる。このような単方向システムの場合にも、個別的な契約の成立時点を契約で明らかにしておく必要がある。発注者の発注データが受注者によって受信された時点において個別的な契約が成立するとすべきであろう。例えば、データ交換協定では、「本件取引に関する個別契約は、発注データが伝達された時点で成立するものとする。」または、「甲が発注データの書き込みを完了した後、○日以内にこれを拒絶する旨の意思表示がない場合には乙は発注を承諾したものとみなす」などと規定することが考えられる。

第9条 データの保存および交付

1. 甲および乙は、それぞれの発信にかかるデータおよび受信にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする
2. 保存および交付の細目にしては運用マニュアルに定める。

（コメント）

（1） 総説

前述のとおり、電子計算機を利用した国税帳簿書類の保存方法に関する特例法が成立していること、および、これに準拠したデータの保存方法が必要である。

（2） 第2項の問題点（運用マニュアルで定まる細目）

本条は、これらのデータの保存および交付に関する細目を運用マニュアルにおいて具体的に定める旨が規定されている。例えば、電子データ特有な性質から以下の様な事を

規定する必要がある。

- ・データの範囲
- ・期間
- ・態様

運用マニュアルにおいては、例えば保存に関する事項としては、保存するデータの種類、保存の方法（使用するシステムなどに関する事項が含まれることもありうる）などについて定めることになり、相手方が保存しているデータの交付については、交付の方法（オンラインによる引き渡しを行うのか、磁気媒体による引き渡しの方法をとるのか、記名捺印を伴う文書の形式での引き渡しを行うかなど）、交付するデータの作成形式などの諸事項が定められることになる。

(3) 「交付」についての問題点（交付請求の負担費用の範囲）

なお、本条は、相手方に対してデータの交付請求ができる旨を定め、かつ、データ交付に要する費用は、交付請求を行った当事者の負担とする旨が定められている。周知のように、民事訴訟法においては、挙証者と文書所持人との間の法律関係について作成された文書については文書提出命令を拒むことができない旨を規定するが（同法220条）、文書種類によってはそれが「法律関係について作成された」かどうか争いとなる場合もある。他方、同条は、挙証者が当該の文書について引き渡しまたは閲覧を請求しうる場合には文書所持人は文書提出は拒絶しえないことになっており、参考試案第7条の規定を設けることにより、このような争いをあらかじめ回避することが可能となる。また、データの交付請求の費用に関しては、公平の見地から交付を請求する者が費用を負担する旨明定している。ただし、データを書面化した場合にはケースによっては印紙税の負担が発生することもあるが、参考試案における交付費用には、書面化に伴う印紙税の負担までは考えてはいない。書面形式による交付を行う場合にこのような印紙税負担が発生しうることは留意すべきであり、現実にデータ交換協定、運用マニュアルを作成する場合には、どのような処理をするかを検討すべきであろう。

(4) 契約書その他の書面、署名等の様式に関する要件

第1条とも関連するが、国や取引形態によっては、法律上、契約書の作成が契約の成立要件ないし有効要件とされる場合や、その他有効に成立した契約において種々の書面の作成、保存、交付が必要とされる場合があり得る。また、これらの書面につき権限ある者の署名が要求される場合もあり得る。日本では契約書の作成が契約の成立要件ない

し有効要件となる例は希であり、下請法、割賦販売法等、特別法との関係で契約内容を証する一定の書面が要求されている。これに対し、例えば米国では、500ドル以上の物品売買契約が裁判上強制可能となる要件として、契約の成立を示すに足る署名入り書面が要求される場合(UCC 2-201条参照)や、特定の契約類型により書面が要求される場合等がある。

なお、UNCITRAL EDI モデル法第11条、第12条、ECE/WP.4モデル交換協定書第4.1条では、電子的データのやり取りをもって、原則として法的な有効性や強制履行可能性が認められることを担保しようとしている。また各国レベルでも、電子的な記録や電子署名を書面や署名に代替可能とするための要件・効果等に関する立法を行い(例：97年に成立したドイツの所謂マルチメディア法)或いは検討中の国(例：米国における統一商法典の改訂作業、イリノイ州電子商取引セキュリティ法案)もあり、国際取引においてはこれらの動向に留意すべきである。

(5) 電子データの証拠法での位置付け

また、民事訴訟法上、電子データ(電磁的記録)の証拠能力(形式的証拠力)に関する明文の規定はないが、下級審判例においては、電磁的記録媒体を準文書であるとして文書提出命令を許容したものもあり、民事裁判においては、プリントアウトされた書面を書証として採用することも多い(*)。ただ、電子データはこの証明力(実質的証拠力)について、例えば改ざんが容易でしかも改ざんの痕跡を全く残さない場合もあるなどの問題点もある。このことに照らすと、保存方法について合意する場合に、どのような保存方法をとれば十分な証明力を有するか、証明力に関する補強証拠としてのどのような立証が可能か、などの事項を検討することには意味がある。信頼できる第三者(Trusted Third Party)や電子公証などが世界的に検討されており、証拠法との関連でも注目される。

(*) UNCITRALやECE/WP.4のモデルEDI 協定においては、交換されたデータを証拠とするための合意が存在する。これは、コンピュータ・データに証拠能力を認めない法域もあることを前提としているためと考えられるが、コンピュータ・データの証拠能力が認められるわが国においては、さしあたり、データ交換協定にかかる合意までを規定する必要は乏しいように思われる。ただ、特定のデータのみをある事実に関する証拠とする合意、すなわち証拠契約を締結する場合には、参考試案第9条とは異なる規定となる。証拠契約条項を置く場合には、その法律的有效性を含め

た検討が必要となろう。なお、コンピュータの「原本性」に関する問題は、参考試案においては特に触れていない。

第10条 費用負担

この協定に定めるデータ交換の運用に伴う費用の負担は別に定めるとおりとする。

(コメント)

データ交換の運用に当たり発生する費用について具体的にどの費用をどちらが負担するか、別途定める旨を規定している。これについては運用マニュアルで定めることとしてもよい。どちらか一方が過大な負担を負うことのないよう甲乙間の公平に注意して定める必要がある。

費用負担については書面（契約）により定めるべきであろう。いったん定めた事項の変更も同様である。相手方に費用負担の変更を求めることができる場合、例えば、データ交換の規模が増大した場合や、システム構成に変更が生じた場合には、見直しができるようにしておくことが当事者の公平という点から望ましい。例えば具体的に、規定すべき事項として、通信料・データ処理料等が考えられる。

第〇条項（通信料およびデータ処理料の負担）

この契約に基づくデータの通信料およびVAN事業者に対するデータの処理料は、その発呼者がそれぞれ負担する。

第〇条（システムの変更）

この契約に基づくデータ交換のシステムは、当事者協議のうえ変更することができる。

2. 当事者の一方においてやむを得ない事情により、そのシステムを変更し、これにより相手方においてシステムの変更その他の処理を行わなければならない事情が生じた場合、相手方は、一方当事者に対し、そのシステム変更その他処理の費用の負担について協議を求めることができる。

第11条 システムの管理

1. 甲および乙は、データ交換が円滑かつ安全に実施されるようそれぞれシステムを管理するものとする。
2. システムの異常、故障発生時に伴う措置は、運用マニュアルに定めるところによる。

(コメント)

(1) システムの管理

日々のシステム管理および保守方法も運用と併せて運用マニュアルで定めるべきであろう。各々が保有するシステムの管理・保守にかかる費用は通常各々が負担すると思われるが、別段の取り決めをすることも考えられる。第3条の安全および信頼確保のため

の手順と同様、これらの管理を行っていた場合には、異常等の発生により生じる損害について危険を負担しないといった定めをすることも考えられる。

なお、本状の異常等にはシステム・ダウンなどの事態ばかりでなく、コンピュータ・ウイルスなど、第三者の介入によって発生する異常も含まれることに留意する必要がある。

(2) 異常等の発生時の措置

異常等が発生した場合、速やかに対応策をとらなければならない、異常等を発見した者に、相手方に対する速やかな通知義務を課す必要がある。その際の通知方法、通知後の対応の協議、どちらが危険を負担するか、異常継続中の代替措置、復旧後の措置等についても可能な限り詳細に定め、異常等の影響を最小限に抑えられるようにしておく必要がある。

異常発生時の対応としては次の事項について定めることが望ましい。

- ①異常・障害等が発生した場合における主任担当者の氏名、連絡先、連絡時間、休業時の連絡方法等を定め相手方に知らせる（通常時の運用、管理等の担当者と同じとは限らない）。
- ②代替的な情報伝達方法（電話、FAX、郵便、手渡しなど）や緊急用設備の設置方法、さらには応急措置。
- ③原因究明及び回復のための見通し、措置、報告（コモンキャリア、ハードメーカー等第三者との連絡、協調の体制）。
- ④異常、障害等又はそのおそれ等を感知した当事者は速やかに相手方主任担当者に報告すること。
- ⑤既処理データの点検。
- ⑥損害の拡大を防ぐための一般的な協力義務および拡大損害についての賠償責任の定め。

第〇条（システム障害時の措置）

1. コンピュータシステムもしくは通信回線の故障またはその他の理由により、本システムに障害が発生したときには、受発注当事者は、直ちに相手方に連絡し、速やかに対応を図るものとする。
2. 甲および乙は、当該障害が復旧するまでの間、必要に応じ注文文書等の書面を相手方に手渡しするか、その他の方法により通知する。
3. 当該障害等に基づく損害について、甲または乙の一方に、当該障害の発生について責に帰すべき事由がある場合は、その者が相手方に対し賠償義務を負うものとするが、その額および支払方法につい

ては協議して定めるものとする。

第〇条（システム障害時の措置）

本システムまたは通信回線等に障害が発生した場合に甲および乙は別途定める「システム障害時の取決事項」に従って適切な措置を講ずるものとする。

第 1 2 条 基本契約との関係

甲乙間で締結した本件取引に関する__年__月__日付基本契約書に定めた事項とこの協定に定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。

（コメント）

電子取引は、背景となる取引契約、データ交換協定、技術・運用マニュアルの三者により一体を構成する。いうまでもなく、参考試案は、このうちのデータ交換協定にあたるが、背景となる取引契約・取引関係に関連する内容にはほとんど触れておらず、取引の実施に必要な諸々の事項、例えば、検収の時期および方法、瑕疵担保責任、代金の支払方法および時期その他の事項は、背景となる取引契約によって支配されことになる。

このような背景となる取引契約は、いわゆる「基本契約」によって規律されることになるが、紙ベースの取引を前提とする「基本契約」においては、例えば、「個別契約は、注文書と注文請書の交換によって成立するものとする。」という条項のように、必ずしもデータ交換を前提にしない条項も存在する。本条は、データ交換の当事者間において「基本契約」が締結されていることを前提とし、基本契約とデータ交換協定の間に齟齬がある場合には、データ交換協定が優先的に適用されることを明文化した。なお、基本契約とデータ交換協定に齟齬がない場合には、基本契約の定めが適用される。仮にデータ交換協定の導入によって背景となる取引関係自体が変更される場合には、当然のこととして、基本契約またはデータ交換協定において必要な手当てをしなければならない。参考試案においては規定を設けていないが、データ交換によって決済を行う場合、請求・支払処理をデータ交換によって行う場合などには、ある程度詳細な規定（マニュアルにおける規定を含む）を設ける必要があろう。

いずれにせよ、データ交換システムの導入にあたっては、その大小は別として既存の基本契約は何等かの影響を受ける可能性がある。このような点に配慮し、基本契約、データ交換協定、運用マニュアルの整合性を保つ必要があることには留意すべきである。

第13条 有効期間

この協定の有効期間は__年__月__日から__年__月__日までとし、期間満了の3カ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申出のない限り同一条件をもって更に__年継続するものとし、事後も同様とする。

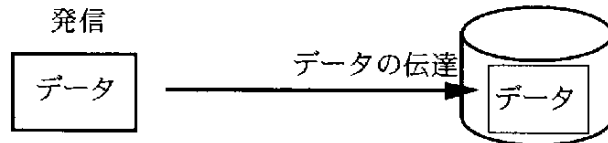
(コメント)

データ交換協定についても一般の継続的契約同様に存続期間を定めることが考えられ、「基本契約」の存在を前提とする参考試案については、本条のように協定上でその存続期間を定める方式と、例えば「この協定の有効期間は、基本契約の有効期間と同一とする。」という方式の二通りの方式がありえよう。そのいずれを採用するかは当事者の合意によるところによろう。ただ、基本契約が終了して継続的取引自体も終了した場合にデータ交換協定のみを存続させることはあまり意味が無い。取引を継続しつつ、データ交換方式のみを廃止するという希な場合には、この変更処理のために必要な期間に配慮する必要がある、参考試案において3カ月というやや長めの予告期間をおいたのはこの点を考慮したためである。もちろん、具体的な状況においてこの予告期間を修正することは可能である。

なお、データ交換システムの変更はマニュアル等の変更手続（第2条）によって行うことになるから、必ずしも、本条の適用は必要としない。ただ、システム等の変更処理に要する期間について配慮する必要は、上述のデータ交換方式廃止の場合と同様である。

付 録

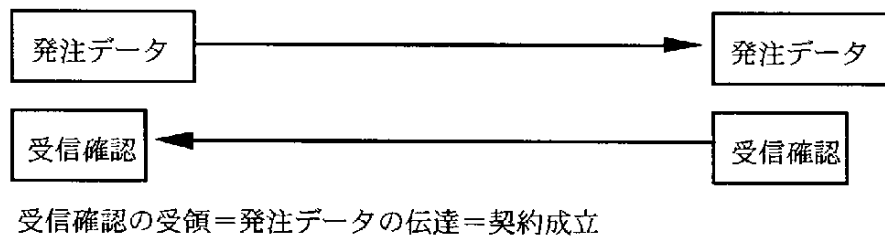
データ交換の態様別、契約成立時期に関する概念図



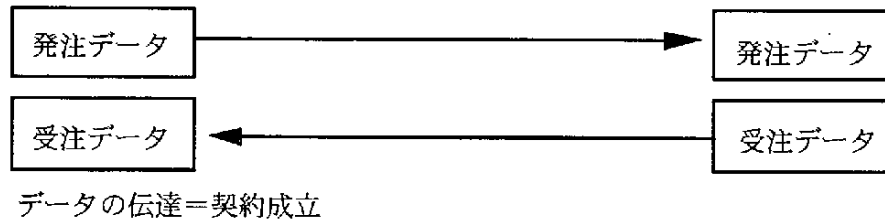
①-1 発注のみで契約成立



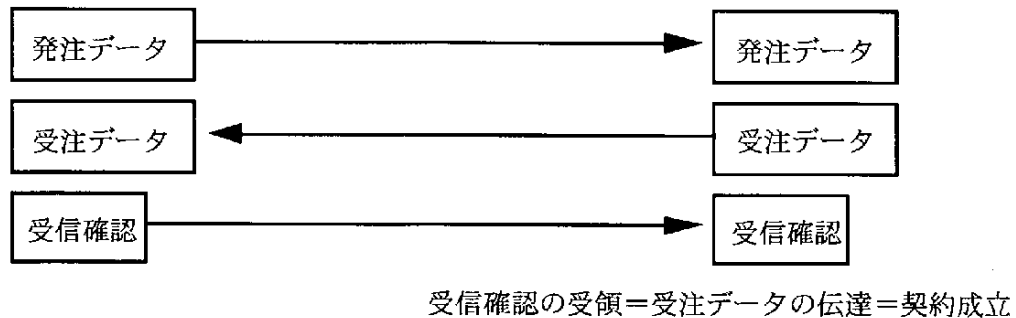
①-2 受信確認を必要とする場合



②-1 受注データにより契約成立



②-2 受信確認を必要とする場合



JIPDECデータ交換協定書(参考試案)とECE/WP.4電子データ交換の国際取引に関するモデル交換契約、
UNCITRAL電子商取引モデル法の条項対照

JIPDECデータ交換協定書(参考試案)	ECE/WP.4電子データ交換の国際取引 に関するモデル交換契約	UNCITRAL電子商取引モデル法
(国際取引への適用可能性)	7.1準拠法	(脚注1)
(非商事取引への適用可能性)	(「データ交換契約の説明」を参照)	第1条 適用領域
(定義等)	第1条 適用範囲と構成 1.1適用範囲 第2条：通信と運用 2.1標準	第2条 定義
第1条 データ交換の実施 甲および乙は、本件取引に関する個別契約をデータ交換により成立させることに合意する。		
第2条 運用マニュアル 1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、メッセージ構成、伝達するデータの種類、システムの稼働時間その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という）で定める。 2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。 3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、その変更に伴う費用負担を含め、甲乙間で事前に協議を行い合意のうえ変更する。	第1条 適用範囲と構成 1.2技術的付属書 第7条 一般条項 7.4完全な合意 第2条 通信と運用 2.2 システム運用 2.3システム変更 2.4 通信	

JIPDECデータ交換協定書(参考試案)	ECE/WP.4電子データ交換の国際取引 に関するモデル交換契約	UNCITRAL電子商取引モデル法
第3条 データ交換の安全および信頼確保のための手順 甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めることに合意する。 (1) 発信者の同一性の確認手順 (2) 発信者の作成権限の確認手順 (3) 伝送途上におけるデータ変質の確認手順 (4) データ内容誤りの有無に関する確認手順 (5) その他甲および乙が合意する事項	2.5 安全手順及びサービス	
第4条 データの伝達 データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、相手方のメールボックスに書き込むことにより行う。	3.1 受信	第15条 データメッセージの発信及び受信の時と場所
第5条 読み出し不能データの取扱い 1. 伝達されたデータの読み出しができない場合または読み出しにかかるデータに技術上の誤りがある場合、データの受信者は、これらの事情を知った後、直ちに、相手方に対してその旨を_____により通知する。 2. 前項による通知がある場合、発信者は当該のデータを撤回したものとみなす。	3.3 技術的エラー	

JIPDECデータ交換協定書(参考試案)	ECE/WP.4電子データ交換の国際取引 に関するモデル交換契約	UNCITRAL電子商取引モデル法
第6条 受信確認 1. 甲または乙は、相手方に対し、その伝達にかかる発注データまたは受注データの受信確認を求めることができる。この受信確認の方法は、特段の指定なき限り_____の方法によるものとする。 2. 前項の受信確認を受領した場合、当該発注データまたは受注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。	3.2 受信確認	第14条 受領の確認
第7条 データの確定 甲および乙は、伝達されたデータが第3条各号に定める安全確保のための手順に従って作成・伝送された場合には、それぞれ確認された事項につき受信データの内容が確定することに合意する。		第13条 データメッセージの帰属
第8条 個別契約の成立 本件取引に関する個別契約は、受注データが伝達された時に成立するものとする。ただし、乙が甲に対して第6条の受信確認を求めた場合には、個別契約は受信確認の受領の時に成立するものとし、かつ甲乙間に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。		(審議の初期の段階で、到達主義を明記することが議論されたが、(国際動産売買に関する)ウィーン条約でも到達主義を採用しており、当然のことだとの理由で規定をおかないことになった。)

JIPDECデータ交換協定書(参考試案)	ECE/WP.4電子データ交換の国際取引 に関するモデル交換契約	UNCITRAL電子商取引モデル法
第9条 データの保存及び交付 1. 甲および乙は、それぞれの発信にかかるデータおよび受信にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。 2. 保存および交付の細目に関しては運用マニュアルに定める。	2. 6記録の保存 第4条 有効性及び強制履行性 4. 1有効性 4.2証拠	第10条 データメッセージの保管 第6条 書面 第7条 署名 第8条 原本 第9条 データメッセージの許容性と証拠力 第11条 契約の成立と有効性 第12条 当事者によるデータメッセージの承認
第10条 費用負担 この契約に定めるデータ交換の運用に伴う費用の負担は別に定めるとおりとする。		
第11条 システムの管理 1. 甲および乙は、データ交換が円滑かつ安全に実施されるようそれぞれシステムを管理するものとする。 2. システムの異常、故障発生時に伴う措置は、運用マニュアルに定めるところによる。	第2条 通信と運用 2.2 システム運用 2.3システム変更	
第12条 基本契約との関係 甲乙間で締結した本件取引に関する 年 月 日付基本契約書に定めた事項とこの協定に定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。	第1条 適用範囲と構成 1.2技術的付属書	

JIPDECデータ交換協定書(参考試案)	ECE/WP.4電子データ交換の国際取引 に関するモデル交換契約	UNCITRAL電子商取引モデル法
第13条 有効期間 この契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとし、期間満了の3カ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申し出のない限り同一条件をもって更に 年継続するものとし、事後も同様とする。	7.3 解約	
	第5条 データ内容の要件 5.1 必然性 5.2 法の遵守	
	第6条 損害賠償責任 6.1 不可抗力 6.2 損害賠償の除外 6.3 プロバイダーの損害賠償責任	
	第7条 一般条項 7.2 可分性 7.4 完全な合意 7.5 見出し及び小見出し 7.6 通知 7.7 紛争の解決	第3条 解釈 第4条 本法と異なる合意

2. 関連強行法規

<法人税法> (昭和40年法律第34号)

第126条 第121条第1項（青色申告）の承認を受けている内国法人は、大蔵省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

- ② 納税地の所轄税務署長は、必要があると認めるときは、第121条第1項の承認を受けている内国法人に対し、前項に規定する帳簿書類について必要な指示をすることができる。

(昭和59年法律第4号追加)

第150条の2 普通法人、協同組合等並びに収益事業を営む公益法人等及び人格のない社団等（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けているものを除く。次項において「普通法人等」という。）は、大蔵省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその取引を大蔵省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に関して作成した書類で大蔵省令で定めるものを含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

- ② 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、普通法人等の法人税に関する調査に際しては、前項の帳簿を検査するものとする。ただし、当該帳簿の検査を困難とする事情があるときは、この限りでない。

<法人税法施行規則> (昭和40年大蔵省令第12号)

(平成10年大蔵省令第158号一部改正)

第59条 青色申告法人（次項に規定するものは除く。）は、次の各号に掲げる帳簿書類を整理し、7年間（第3号に掲げる書類のうち、たな卸資産の引渡し又は受入れに際して作成されたもの（帳簿代用書類に該当するものを除く。）にあっては、5年間）、これを納税地（同号に掲げる書類にあっては、当該納税地又は同号の取引に係る法施行地内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地）に保存しなければならない。

- 1 第54条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する帳簿及び当該青色申告法人（次項に規定するものを除く。）の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関して作成されたその他の帳簿
- 2 たな卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類

- 3 取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

②（以下、略）

（平成10年大蔵省令第158号一部改正）

第67条 法第150条の2第1項（帳簿書類の備付け等）に規定する大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 1 前条第1項に規定する取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

- 2 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類

②（以下、略）

<消費税法>

（平成9年法律第5号一部改正）

第30条 事業者（第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において課税仕入れを行った場合又は保税地域から課税貨物を引き取った場合には、当該課税仕入れを行った日又は当該課税貨物を引き取った日の属する課税期間の第45条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払い対価の額に百五分の四を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。

- ⑦ 第1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情によ

り、当該保存をすることができなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りではない。

⑨ 第7項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類をいう。

- 1 事業者に対し課税資産の譲渡等（第7条第1項、第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この号において同じ。）を行う他の事業者（当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者）が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項（当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項）が記載されているもの

イ 書類の作成者の氏名又は名称

ロ 課税資産の譲渡等を行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）

ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

ニ 課税資産の譲渡等の対価の額（当該課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）

ホ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

- 2 事業者がその行った課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの（当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）

イ 書類作成者の氏名又は名称

ロ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ハ 課税仕入れを行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）

ニ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

ホ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

- 3 課税貨物を保税地域から引き取る事業者が保税地域の所在地を所轄する税関長から交付を受ける当該課税貨物の輸入の許可（関税法第67条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入の許可をいう。）があったことを証する書類その他の政令で

定める書類で次に掲げる事項が記載されているもの

イ 保税地域の所在地を所轄する税関長

ロ 課税貨物を保税地域から引き取ることができることとなった年月日

ハ 課税貨物の内容

ニ 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額並びに引取りに係る消費税額及び地方消費税額

ホ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

＜電子帳簿保存法＞（平成10年法律第25号）

第4条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地等の所轄税務署長（大蔵省令で定める場合にあっては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

第5条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

② 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

③ 前条第1項又は第2項の承認を受けている保存義務者は、大蔵省令で定める場合にお

いて、当該承認を受けている国税関係帳簿書類（以下「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」という。）の全部又は一部について所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

第10条 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、大蔵省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

＜電子帳簿保存法施行規則＞（平成10年大蔵省令第43号）

第3条 法第4条第1項の承認を受けている保存義務者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

1 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）を使用すること。

イ 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ 当該国税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。

2 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係帳簿に関連する国税関係帳簿（以下この号において「関連国税関係帳簿」という。）の記録事項（当該関連国税関係帳簿が、法第4条第1項又は第5条第1項若しくは第3項の承認を受けているものである場合には、当該関連国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

3 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラム（法第6

条第1項に規定するプログラムをいう。以下この項及び第5条第2項において同じ。）
以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該国税
関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該保存義務者が開発
したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはハに掲げる書類を除く
ものとする。）の備付けを行うこと。

- イ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ロ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類
- ハ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書
- ニ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該国税関係帳簿に係る電磁的記録
の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他
の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該国税関係帳簿に係
る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）

4 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の
電子計算機処理の用に要することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及び
プリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面
及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるよ
うにしておくこと。

5 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に
掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

イ 取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録
項目（以下この号において「記録項目」という。）を検索の条件として設定すること
ができること。

ロ 日付け又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定するこ
とができること。

ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

②（略）

第4条 法第5条第1項の承認を受けている保存義務者は、前条第1項各号に掲げる要件
及び次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係帳簿に係る電磁的記録の備
付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければな
らない。

1 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行

うこと。

イ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

ロ 次に掲げる事項が記載された書類

- (1) 保存義務者（保存義務者が法人である場合には、当該法人の国税関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者）の当該国税関係帳簿に係る電磁的記録（前条第1項第1号イ及びロに規定する事実及び内容に係るものを含む。）が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及び記名押印
 - (2) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の記名押印
 - (3) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成年月日
- 2 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあっては、勘定科目を除く。）を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを採し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。
 - 3 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。
 - 4 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項（日本工業規格）に規定する日本工業規格をいう。）B7186に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダプリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。
 - 5 当該国税関係帳簿の保存期間（国税に関する法律の規定により国税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第7号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第8号に規定する法定納期限）後3年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第5号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前条第1項第4号及び第5号に掲げる要件に従って当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同

号に規定する機能に相当するものに限る。)を確保しておくこと。

- ② 前条第1項(第3号に係る部分に限る。)及び前項(各号に係る部分に限る。)の規定は、法第5条第2項の承認を受けている保存義務者の当該承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項第2号中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目(勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。)」とあるのは「国税関係書類の種類及び取引年月日その他の日付け」と、同項第5号中「前条第1項第4号」とあるのは「前条第2項において準用する同条第1項第4号」と読み替えるものとする。
- ③ (略)
- ④ (略)

＜下請代金支払遅延等防止法＞

第3条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

第4条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。
- 2 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。
- 3 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
- 4 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請業者にその給付に係るものを引き取らせること。
- 5 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
- 6 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させること。
- 7 親事業者が第1号若しくは第2号に掲げる行為をしている場合若しくは第3号から前号に掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知

らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

② 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、次の各号に掲げる行為をすることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

1 自己に対する給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料（以下「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

2 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。

第5条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領、下請代金の支払その他の事項について記載した書類を作成し、これを保存しなければならない。

第9条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託又は修理委託に関する取引（以下単に「取引」という。）を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

③ 親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣は、中小企業庁長官の第6条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所轄事業を営む親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

④ （略）

⑤ (略)

＜下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則＞

(改正 昭和60年12月25日公正取引委員会規則第3号)

第1条 下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）第3条の書面には、次に掲げる事項を明確に記載しなければならない。

- 1 製造委託又は修理委託をした日、下請事業者の給付の内容並びにその給付を受領する期日及び場所
- 2 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- 3 下請代金の額及び支払期日
- 4 下請代金の全部又は一部の支払につき手形を交付する場合は、その手形の金額及び満期
- 5 下請代金の全部又は一部の支払につき、親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が当該下請代金の額に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとする場合は、次に掲げる事項
 - イ 当該金融機関の名称
 - ロ 当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額
 - ハ 当該下請代金債権の額に相当する金額を当該金融機関に支払う期日
- 6 製造委託又は修理委託に関し原材料等を親事業者から購入させる場合は、その品名、数量、対価及び引渡の期日並びに決済の期日及び方法

第3条 第1条各号に掲げる事項が磁気記録媒体又は磁気記録に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気記録媒体等」という。）に記録され、下請事業者において必要に応じ電子計算機（その周辺端末装置を含む。）その他の機器を用いて明確に書面に表示されるときは、当該記録をもって法第3条の書面への記載に、当該磁気記録媒体等の下請事業者への交付又はその記録された内容の通信回線による下請事業者への通知をもって同条の書面の交付に代えることができる。

＜下請代金支払遅延等防止法第5条の書類の作成及び保存に関する規則＞

（改正 昭和60年12月25日公正取引委員会規則第4号）

第1条 下請代金支払遅延等防止法（以下、「法」という。）第5条の書類には、次に掲げる事項を明確に記載しなければならない。

- 1 製造委託又は修理委託をした日、下請事業者の給付の内容及びその給付を受領する期日並びに受領した給付の内容及びその給付を受領した日
- 2 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- 3 下請代金の額及び支払期日並びにその額に変更があった場合は増減額及びその理由
- 4 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- 5 下請代金の全部又は一部の支払につき手形を交付した場合は、その手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- 6 下請代金の全部又は一部の支払につき、親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が当該下請代金の額に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとした場合は、次に掲げる事項
 - イ 当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期
 - ロ 当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払った日
- 7 製造委託又は修理委託に関し原材料を親事業者から購入させた場合は、その品名、数量、対価及び引き渡しの日並びに決済をした日及び決済の方法
- 8 下請代金の一部を支払い又は下請代金から原材料等の対価の全部若しくは一部を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- 9 遅延利息を支払った場合は、その遅延利息の額及び遅延利息を支払った日
 - ② 前項各号に掲げる事項は、その相互の関係を明らかにして、それぞれ別紙に記載することができる。
 - ③ 第1項各号に掲げる事項が磁気記録媒体又は磁気記録に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気記録媒体等」という。）に記録され、必要に応じ電子計算機（その周辺端末装置を含む。）その他の機器を用いて明確に書面に表示されるときは、当該記録をもって法第5条の書類への記載に代えることができる。

第2条 前条第1項各号に掲げる事項の記載（同条第3項の規定による記録を含む。以下

同じ。)は、それぞれその事項に係る事実が生じ、又は明らかになったときに、速やかに当該事項について行なわなければならない。

第3条 法第5条の書類(第1条第3項の規定による記録が行われた磁気記録媒体等を含む。)の保存期間は、第1条第1項各号に掲げる事項の記載を終わった日から2年間とする。

＜親事業者が磁気記録媒体等の交付等によって発注を行う場合及び下請取引の経緯を磁気記録媒体等に記録し保存する場合の指導方針について＞

(昭和60年12月25日公正取引委員会事務局取引部長通知)

(強制の禁止)

- 1 下請法第3条の書面の交付に代えて3条規則第1条各号に掲げる事項を記録した磁気記録媒体等の交付等を行うこととする場合には、応じるか否かは下請事業者の自由な意思によることとし、応じない者に対し、これを理由として不当に取引の条件または実施について不利な取扱いをしないこと。

(下請事業者に対する費用負担の禁止)

- 2 下請法第3条の書面の交付に代えて3条規則第1条各号に掲げる事項を記録した磁気記録媒体等の交付等を行う場合において、正当な理由なく下請事業者に自己の指定する電子計算機その他の機器の購入を求めることのないようにすること、また、自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させるなど下請事業者の利益を害するような行為を行わないこと。

(通知が到達しなかったときの措置)

- 3 下請法第3条の書面の交付に代えて3条規則第1条各号に掲げる事項を磁気記録媒体等に記録し、その記録された内容を通信回線により下請事業者に通知する場合において、通信回線の故障、電子計算機その他の機器の故障その他の理由により、その通知が下請事業者に到達しなかったときは、直ちに、下請法第3条の書面を下請事業者に交付することとし、また、その通知が到達しなかったことにより納入遅延等が生じ、そのために損害が生じた場合にこれを下請事業者には負担させないこと。

(発注者等の明示)

- 4 下請法第3条の書面の交付に代えて3条規則第1条各号に掲げる事項を記録した磁気記録媒体等の交付等を行う場合は、これらの事項とともに親事業者の名称、正当な権限あるものによる発注であること及び発注先下請事業者の名称を下請事業者が書面におい

て確認できるようにしておくこと。

(記録内容変更の禁止)

5 磁気記録媒体等に既に記録された内容を変更しないこと。

＜建設業法＞（昭和24年法律第100号）

（昭和46年法律第31号一部改正）

第19条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 1 工事内容
- 2 請負代金の額
- 3 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 4 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 5 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 6 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 7 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 7の2 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 7の3 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 8 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 9 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 10 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 11 契約に関する紛争の解決方法

② 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更

するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

(平成6年法律第63号追加)

第40条の3：建設業者は、建設省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

＜建設業法施行規則＞（昭和24年建設省令第14号）

(平成10年建設省令第27号一部改正)

第26条 法第40条の3の建設省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 営業所の代表者の氏名及びその者が当該営業所の代表者となった年月日
- 2 注文者と締結した建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - イ 請け負った建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - ロ イの建設工事について注文者と請負契約を締結した年月日、当該注文者（その法定代理人を含む。）の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該注文者が建設業者であるときは、そのものの許可番号
 - ハ イの建設工事の完成を確認するための検査が完了した年月日及び当該建設工事の目的物の引渡しをした日
- 3 下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する次に掲げる事項
 - イ 下請負人に請け負わせた建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - ロ イの建設工事について下請負人と下請契約を締結した年月日、当該下請負人（その法定代理人を含む。）の商号又は名称及び住所並びに当該下請負人が建設業者であるときは、そのものの許可番号
 - ハ イの建設工事の完成を確認するための検査を完了した年月日及び当該建設工事の目的物の引渡しを受けた年月日
 - ニ ロの下請契約が法第24条の5第1項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する次に掲げる事項
 - (1) 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
 - (2) 下請代金の全部又は一部の支払につき手形を交付したときは、その手形の金額、手形を交付した年月日及び手形の満期
 - (3) 下請代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の残額
 - (4) 遅延利息を支払ったときは、その遅延利息の額及び遅延利息を支払った年月日

- ② 法第40条の3に規定する帳簿には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 1 法第19条第1項及び第2項の規定による書面又はその写し
 - 2 前項第3号ロの下請契約が法第24条の5第1項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する同号二(1)に掲げる事項を証する書面又はその写し
 - 3 前項第2号イの建設工事について施工体制台帳を作成しなければならないときは、当該施工体制台帳のうち次に掲げる事項が記載された部分（第14条の5第1項の規定により次に掲げる事項の記載が省略されているときは、当該事項が記載された同項の書類を含む。）
- イ 監理技術者の氏名及びその有する監理技術者資格並びに第14条の2第1項第2号へに規定する者を置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
- ロ 当該建設工事の下請負人の商号又は名称及び当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号
- ハ ロの下請負人が請け負った建設工事の内容及び工期
- ニ ロの下請負人が置いた主任技術者の氏名およびその有する主任技術者資格並びにロの下請負人が第14条の2第1項第4号へに規定する者を置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
- ③ 第14条の7に規定する時までの間は、前項第3号に掲げる書類を法第40条の3に規定する帳簿に添付することを要しない。
- ④ 第2項の規定により添付された書類に第1項各号に掲げる事項が記載されているときは、同項の規定にかかわらず、法第40条の3に規定する帳簿の当該事項を記載すべき箇所と当該書類との関係を明らかにして、当該書類の記載を省略することができる。
- ⑤ 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第40条の3に規定する帳簿への記載に代えることができる。

（平成7年建設省令第16号一部改正）

第28条 法第40条の3に規定する帳簿（第26条第5項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）及び第26条第2項の規定により添付された書類の

保存期間は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたとき（当該建設工事について注文者と締結した請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあっては、当該債権債務の消滅したとき）から5年間とする。

＜通関業法＞（昭和42年法律第122号）

第22条 通関業者は、政令で定めるところにより、通関業務（第7条に規定する関連業務を含む。以下この項及び第3項において同じ。）に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載するとともに、その取扱いに係る通関業務に関する書類を一定期間保存しなければならない。

②（略）

＜通関業法施行令＞（昭和42年政令第237号）

第8条 法第22条第1項に規定する帳簿には、通関業者の通関業務を行う営業所ごとに、その営業所において取扱った通関業務（法第7条に規定する関連業務を含む。以下この条及び第10条において同じ。）の種類に応じ、その取り扱った件数及び受ける料金を記載するとともに、その1件ごとに、依頼者の氏名又は名称、貨物の品名及び数量、通関業務に係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類の税関官署又は大蔵大臣への提出年月日、その受理番号、通関業務につき受ける料金の額その他参考となるべき事項を記載しなければならない。

② 法第22条第1項に規定する通関業務に関する書類は、次に掲げる書類とする。

- 1 通関業務に関し税関官署又は大蔵大臣に提出した申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類の写し
- 2 通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類
- 3 通関業務に関する料金の受領を証する書類の写し

③ 前2項に規定する帳簿及び書類はそれぞれその閉鎖の日又は作成の日後3年間保存しなければならない

④ 第1項の規定による通関業務1件ごとの明細の記載は、通関業者が保管する第2項第1号に掲げる書類に所要の事項を追記することによってすることができる。

3. 全体構成のイメージチャート

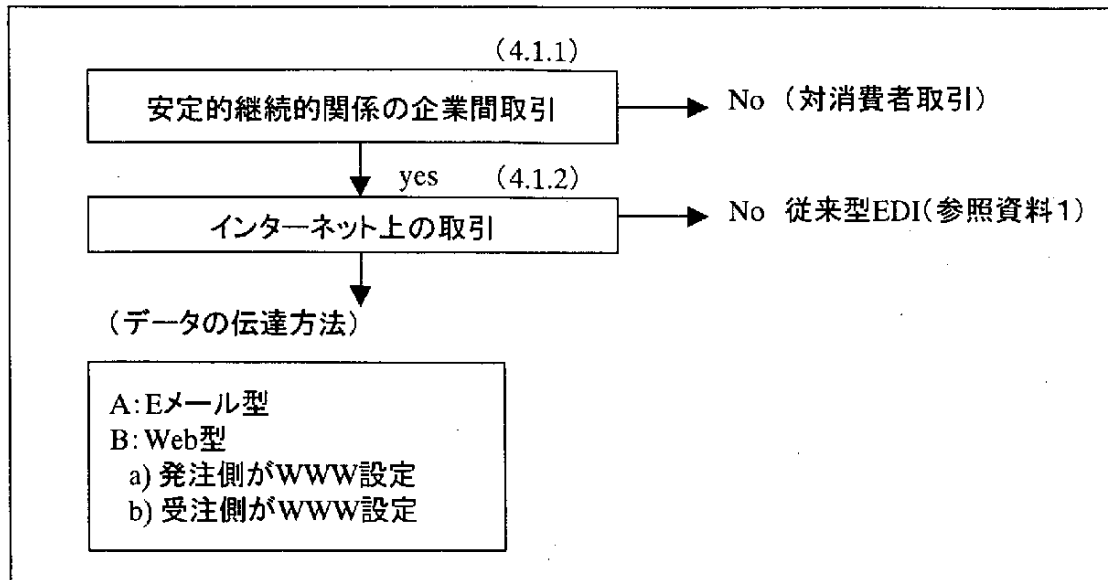
このイメージチャートに関しては若干説明が必要であると思われる。

インターネットEDIの手法ないしビジネス・モデルは実に多様である。そのため、多様な手法それぞれに関して、法的問題の所在が異なる。以下のイメージチャートで示される可能性もその多様性の全てではない。理解しやすく成功したとは評価できないレベルであるが、ただ、各手法において問題となる点、ないし手法の選択肢の可能性を示そうとしたものである。

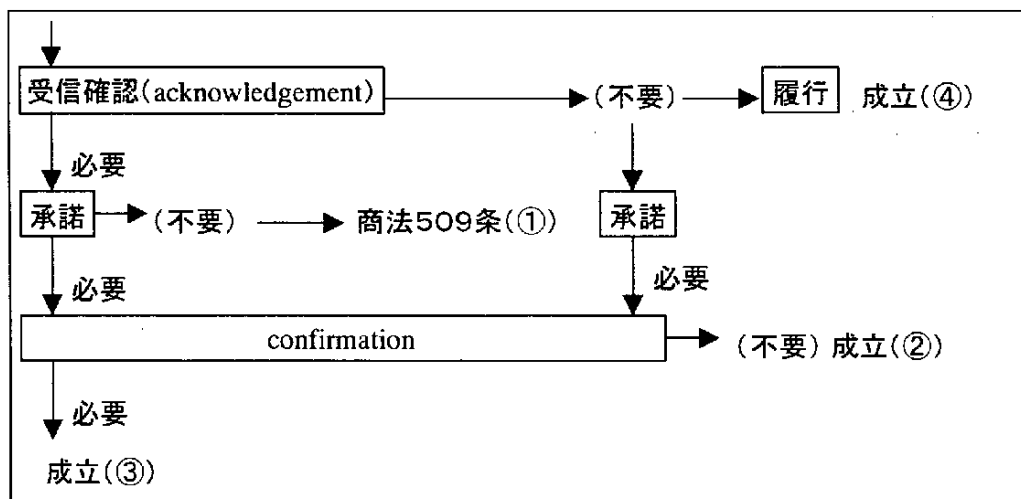
以下のイメージチャートの各ブロックごとに、どの手法を選択するかを決定し、ブロックを組み合わせることで、一応の全体像が構築できる。ただし、あるブロックでの選択の影響が別ブロックの選択肢を限定する場合があるなど、整合性のチェックが必要であるが、そこまでの機能を組み込むところまでは実現できなかった。このイメージチャートを利用してモデル作成を試みる場合には、その点に十分な注意が必要であることをお断りする。

なお、ブロック名の次には該当する章番号を付し、Eメール型、Web型それぞれの規定例における条文を示した。また、各ブロック内での主な選択肢には①～の番号を付したが、枠外で番号に条文が付されているものは、規定例の想定した選択肢である。

(1) 取引態様ブロック



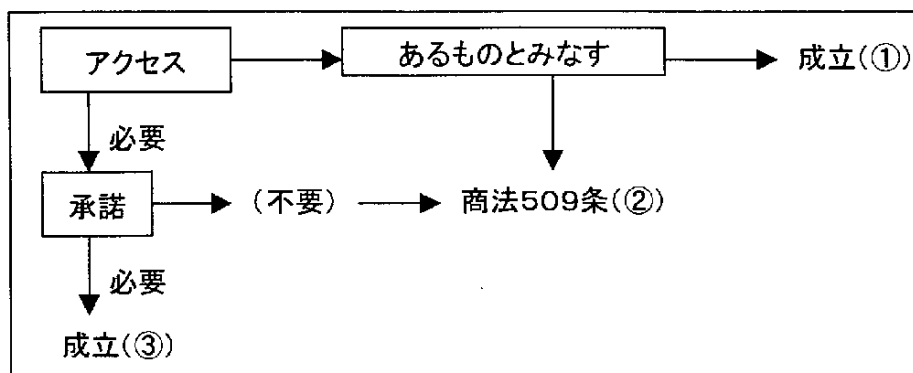
(2) 個別契約成立ブロック A: Eメール型 (4.5.1.1、4.6.5)



①Eメール型第1条・第9条

②Eメール型第1条・第2条・第9条

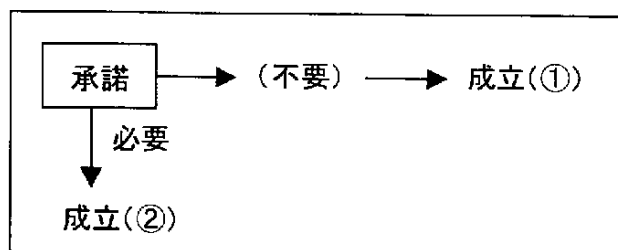
(3) 個別契約成立ブロック B: Web型 a) 発注側がWWW設定 (4.5.1.1)



②Web型第8条第2項

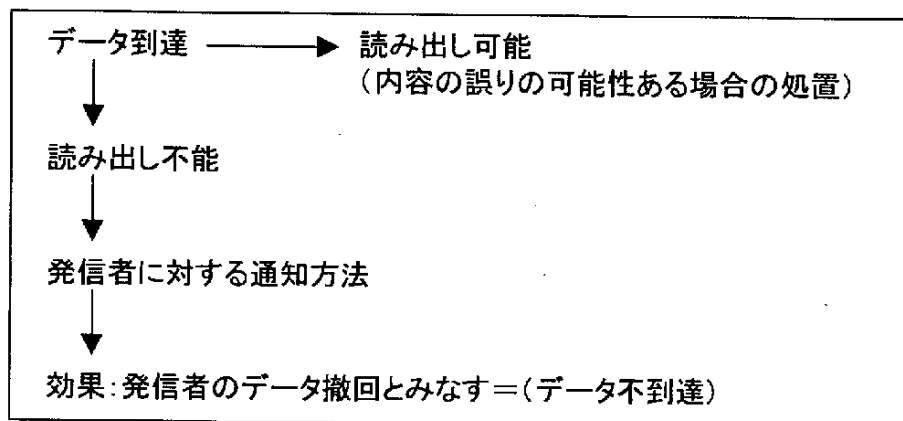
③Web型第8条第1項

(4) B : Web型 b) 受注側がWWW設定 (4.5.1.1)



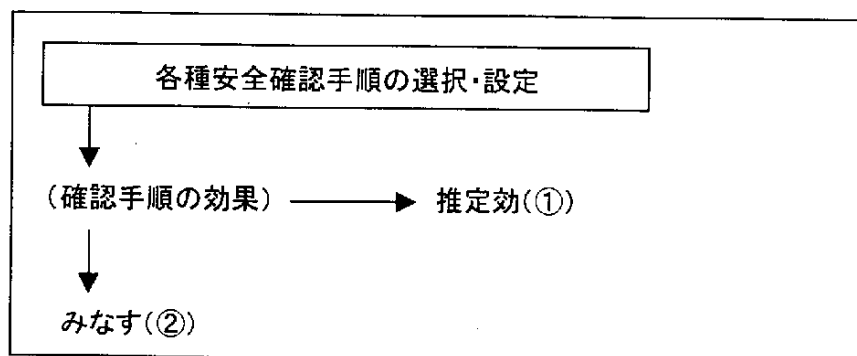
(5) 読み出し不能データの取り扱いブロック (4.6.3、4.6.4)

[Eメール型第5条・第6条、Web型第5条・第6条]

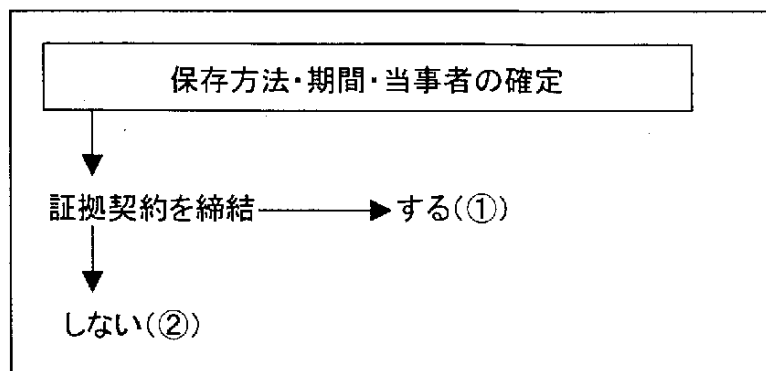


(6) データ確定ブロック (4.6.2、4.6.6)

[Eメール型第4条・第8条、Web型第4条・第7条]



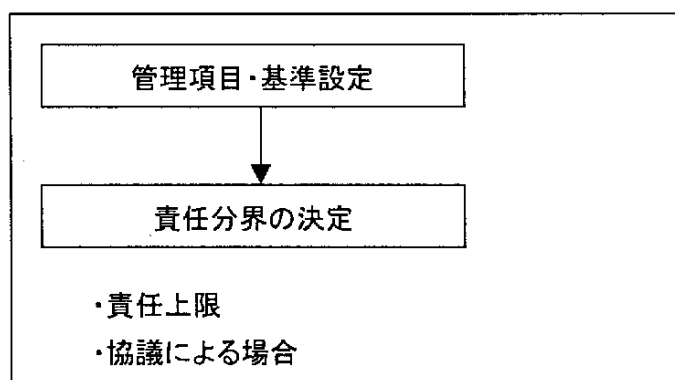
(7) データの保存及び交付ブロック (4.6.7)
[Eメール型第10条、Web型第9条]



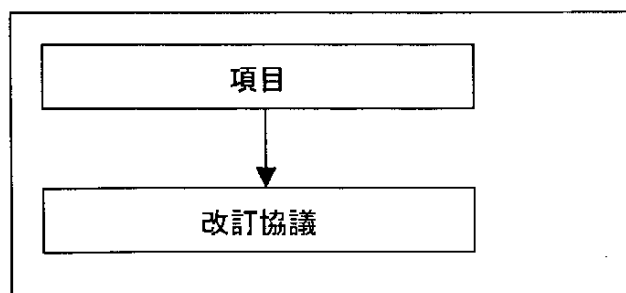
(8) 費用負担ブロック (4.9)
[Eメール型第11条、Web型第10条]

費用項目と負担分担の確定

(9) システム管理・責任分界ブロック (4.8)
[Eメール型第12条、Web型第11条]



(10) 運用マニュアルブロック (4.12)
[Eメール型第3条、Web型第3条]



4. 索引

キーワード	ページ
あ	
相手方への連絡方法	55
アクセスの義務	36
アクセスポイント	49
暗号	33
暗号化	34 ,55
暗号鍵	43
安全確保のための手順	28 ,55
安全対策	54
安全保護手続き (security procedure)	44
異常発見時の報告義務／報告体制	55
異常発生時の措置	55
異常発生時の損害拡大の防止	24
異常発生時の対応	50
イニシャルコスト	55
印紙税	46
ウイルス感染	48 ,51
ウイルスチェック	49
請け情報	30
運用手順	54
運用日時	54
運用マニュアル	23 ,35 ,36 ,38 ,40 ,45 ,51 ,53
運用マニュアル変更の方法	56
エクストラネット	6 ,20 ,39
オープン	18
オープンネットワーク	4
か	
改訂権者・手続き	53
拡大損害の賠償責任	24
簡易入力	10
管理義務	43
管理水準	49
管理責任者	55
管理責任者変更の連絡方法	55
期間	54
磁気媒体の強制禁止	26 ,27
企業間直接接続	39
危険負担	48
既処理データの点検	55
基本契約	18 ,52
基本契約（書）	23
休業時の連絡方法	55
業界の取引慣行	5
緊急用設備の設置方法、さらには応急措置	55
クローズド	18
経済対策閣僚会議「経済新生対策」	10
形式的証拠力	46
契約成立	29
決済	3 ,24
原因究明および回復のための見通し、措置、報告	55

建設業法	27
原本性	47
効果帰属	28
公正な取引方法	5
高度情報通信社会推進本部アクション・プラン	10
交付請求の負担費用	46
コストの縮減	1
個別契約	18 ,29 ,41
さ	
在庫量調整	1
再発注	25
錯誤	34
産業構造転換・雇用対策本部	
「雇用創出・産業競争力強化のための規制改革」	10
時間外に受領したデータの取り扱い	54
磁気記録媒体等	26
システム	53
システム概念図	54
システム管理	49
システム管理および保守の方法	54
システム構成	54
システム等の変更	52
システムの稼働時間	53
システムの管理	54
システムの適用範囲	53
システムの変更	50 ,53
下請事業者の自由な意思	27
下請法3条	25
下請法4条	25
下請法5条	25
実質的証拠力	47
支払いID	3
支払い通知書	25
受信	33
受信確認	21 ,30 ,33 ,36 ,38 ,39 ,42 ,54
受信確認が必要な場合の方法	54
受信確認機能	9
受信確認受信までの期間	54
受信確認の義務	42
受注データ伝達までの期間	54
主張立証責任	43
出荷指図	29 ,31
主任担当者の氏名、連絡先および連絡方法	55
証拠契約	47 ,48
証拠法	46
承諾	22 ,33 ,35 ,39
承諾の意思表示	31
商法509条	30 ,41
昭和60年12月25日公正取引委員会規則第3号	26
昭和60年12月25日公正取引委員会事務局取引部長通知	25
書証	47
書面交付義務	25 ,48
書面保存義務	25
生産計画情報	31
責任範囲	54

責任分界	5 ,22 ,48 ,49
責任分担	55
セキュリティ	28
セキュリティ対策	5
接続形態	54
相殺	3 ,24
操作マニュアル	23
送信手順	53
損害の拡大を防ぐための一般的な協力義務 および拡大損害についての賠償責任の定め	55

た

代替的な情報伝達方法	55
態様	54
ダウンロード	26 ,47
単方向・双方向型	37
単方向型	39
通信回線種別	54
通信回線のオープン性	5
通信回線のダウン	48
通信手順	54
通信プロトコル	54
通知	38
通知がなかった場合の当該データの効力	54
通知義務	37 ,50
通知方法	54
定義	24 ,53
定義規定	32
データ交換協定	52
データ交換協定書	23
データ交換の安全および信頼確保のための手順	35
データ入力誤りの確認手段	55
データ入力誤りの確認手順	33 ,35
データの改竄	34
データの確定	42
データの伝達	36
データの範囲	54
データの保存	54
データの保存および交付	45
電算機購入の押しつけ	26
電子署名	10 ,33 ,34 ,55
電子帳簿保存法10条	26
電子帳簿保存法施行規則	46
電子データ交換協定書	18
伝送	33
伝送途上におけるデータ変質	34
伝送途上におけるデータ変質の確認手段	55
伝送途上におけるデータ変質の確認手順	33 ,35
伝達	33
伝達するデータの種類	53 ,54
伝達するデータの内容	54
伝達方法	54
同一性の確認	44
同期方式	9
当事者の対等性	4
到達	20

特定認証業務	11
トランザクション・セキュリティ	34
取引上の合理性 (commercial reasonableness)	44
な	
入札	3
入力データの誤り	38
入力の誤り	34
認証	10 ,33
認証機関(Certification Authority(CA))	11
認証制度	19
ネッティング	25
は	
賠償額の予定	51
パスワード	33 ,34 ,36 ,43 ,55
ハッカー	37
発信	33
発信者の作成権限の確認手順	33 ,35 ,55
発信者の同一性の確認手順	33 ,35 ,55
発信主義	40
パリティチェック	34 ,55
汎用性	1
非同期方式	9
費用	34
表見代理	34
費用負担	24 ,26 ,51 ,55
品質検査	19
ファイル転送型	9 ,20
プリントアウト	26 ,45 ,47
米国の統一商法典第4 A編	44
ペーパーレス発注・記録保存をする場合の留意事項 (昭和60年12月25日公正取引委員会事務局取引部長通知)	26
返送がなかった場合の効果	54
ホームページ	10
保存期間	46
保存する主体	54
保存するデータの種類	46
保存の方法	46
保存方法	47 ,48
ま	
見積	3
見積依頼	24
身元・信用確認	19
民事訴訟法312条	46
民法521条1項	40
民法524条	40
民法526条1項	40
無権限者	34 ,41
メール受信の義務	42
メールボックス	20 ,33 ,49
メッセージ構成	53
メッセージの守秘性	5

や

有効期間・更新	52
予想される障害と対処方法	55
読み出し可能であるが内容に誤りがある場合	38
読み出し不能通知の効果	38
読み出し不能データの取り扱い	37 ,54
読み出し不能の通知	38
読み出す義務	30

ら

ランニングコスト	55
リードタイム	1 ,31
履行準備	41
ログ	10 ,22 ,42

アルファベット

〇〇システム	18 ,19
acknowledgement	6 ,33
B to B	2 ,18
B to C	1 ,2 ,18
CALS	3
Certification Authority(CA)	11
commercial reasonableness	44
confirmation	6
ECE・WP 4 のモデルEDI協定	47
EDI費用の一方的徴収	26
EIAJ((社)日本電子機械工業会)	3 ,9
Eメール型	20
Eメール型前文	18
Eメール型第1条	28
Eメール型第2条	32 ,40
Eメール型第2条定義規定	39
Eメール型第3条	23 ,52
Eメール型第4条	33 ,38 ,41 ,43 ,44
Eメール型第5条	36
Eメール型第6条	37
Eメール型第7条	38 ,39 ,40
Eメール型第8条	41 ,42
Eメール型第9条	29
Eメール型第9条第1項	40
Eメール型第10条	45
Eメール型第11条	51
Eメール型第12条第1項	49
Eメール型第12条第2項	50
Eメール型第13条	22
Eメール型第14条	52
ID	33
QCDS+E	
(Quality, Cost, Delivery, Service + Environment)	19
SCM(Supply Chain Management)	6 ,24
SCM電子商取引モデル契約 (β版)	6 ,31

security procedure	44
SMTPサーバ	9
SSL(Secure Socket Layer)	10
UNCITRAL	47
UNCITRAL EDIモデル法第13条	28
UNCITRALモデル法	5
VAN	6 ,39
Web管理者側のチェック義務	42
Web型	9 ,20
Web型前文	18
Web型第1条	28
Web型第2条	32
Web型第3条	23 ,52
Web型第4条	35 ,38 ,43 ,44
Web型第5条	36
Web型第6条	37
Web型第7条	42
Web型第8条	29
Web型第9条	47
Web型第10条	51
Web型第11条第1項	49
Web型第11条第2項	50
Web型第12条	22
Web型第13条	52
Webサーバ	9

禁無断轉載

平成12年 3月発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会
産業情報化推進センター
東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館内
TEL (3432) 9386

印刷所 有限会社 ア ル ス
東京都港区西新橋2丁目6番3号
TEL (3501) 3030

